平成26年12月定例会

南伊豆町議会会議録

平成26年　12月 8 日　開会
平成26年　12月 9 日　閉会

南 伊 豆 町 議 会

平成２６年１２月南伊豆町議会定例会会議録目次

第　１　号　（１２月８日）

○議事日程……1

○本日の会議に付した事件……1

○出席議員……1

○欠席議員……1

○地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職氏名……1

○職務のため出席した者の職氏名……2

○開会宣告……3

○開議宣告……3

○議事日程説明……3

○会議録署名議員の指名……3

○会期の決定……4

○諸般の報告……5

○表彰状伝達式……6

○町長行政報告……6

○一般質問……14

加　畑　　毅　君……15

吉　川　映　治　君……27

谷　　正　君……47

宮　田　和　彦　君……63

○散会宣告……79

○署名議員……81

第　２　号　（１２月９日）

○議事日程……83

○本日の会議に付した事件……84

○出席議員……84

○欠席議員……84

○地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職氏名……84
○職務のため出席した者の職氏名……84
○開議宣告……85
○議事日程説明……85
○会議録署名議員の指名……85
○一般質問……85
清　水　清　一　君……85
横　嶋　隆　二　君…… 106
○報第７号の上程、説明、質疑…… 123
○議第８８号の上程、説明、質疑、討論、採決…… 124
○議第８９号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決…… 126
○議第９０号の上程、説明、質疑、討論、採決…… 127
○議第９１号の上程、説明、質疑、討論、採決…… 128
○議第９２号の上程、説明、質疑、討論、採決…… 135
○議第９３号の上程、説明、動議の提出、質疑、討論、採決…… 140
○議第９４号の上程、説明、動議の提出、質疑、討論、採決…… 144
○議第９５号の上程、説明、動議の提出、質疑、討論、採決…… 149
○議第９６号の上程、説明、動議の提出、質疑、討論、採決…… 152
○議第９７号の上程、説明、動議の提出、質疑、討論、採決…… 156
○議第９８号の上程、説明、動議の提出、質疑、討論、採決…… 161
○議第９９号の上程、説明、質疑、討論、採決…… 165
○議第１００号の上程、説明、質疑、討論、採決…… 174
○議第１０１号の上程、説明、質疑、討論、採決…… 176
○議第１０２号の上程、説明、質疑、討論、採決…… 177
○発議第３号の上程、説明、質疑、討論、採決…… 179
○各委員会の閉会中の継続調査申出書…… 181
○閉議及び閉会宣告…… 182
○署名議員…… 183

平成26年12月定例町議会

（第1日　12月8日）

平成２６年１２月南伊豆町議会定例会

議　事　日　程（第１号）

平成２６年１２月８日（月）午前９時３０分開会

日程第　１　会議録署名議員の指名

日程第　２　会期の決定

日程第　３　諸般の報告

日程第　４　町長の行政報告

日程第　５　一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（１０名）

１番	加畑　毅君	２番	宮田和彦君
３番	吉川映治君	４番	谷　正君
５番	長田美喜彦君	６番	稲葉勝男君
７番	清水清一君	９番	齋藤　要君
１０番	渡邉嘉郎君	１１番	横嶋隆二君

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職氏名

町長	梅本和熙君	副町長	松本恒明君
教育長	小澤義一君	総務課長	小嶋孝志君
防災室長	渡辺雅之君	企画調整課長	谷　半時君
建設課長	鈴木重光君	産業観光課長	齋藤重広君
町民課長	橋本元治君	健康福祉課長	黒田三千弥君

教育委員会事務局長	勝田英夫君	上下水道課長	飯田満寿雄君
会計管理者	鈴木豊美君	総務係長	平山貴広君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	大年美文	主幹	渡辺信枝

開会　午前　９時３０分

◎開会宣告

○議長（稲葉勝男君）　皆さん、おはようございます。

今年も大分押し迫りました。また衆議院選挙だとか、いろいろ重なって、本当に忙しい年の瀬となりました。

定刻になりました。ただいまの出席議員は10名です。定足数に達しております。

これより平成26年12月南伊豆町議会定例会本会議を開会します。

◎開議宣告

○議長（稲葉勝男君）　これより本会議第１日の会議を開きます。

◎議事日程説明

○議長（稲葉勝男君）　議事日程は印刷配付したとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（稲葉勝男君）　日程第１、会議録署名議員を指名します。

南伊豆町議会会議規則の定めるところにより、議長が指名します。

９番議員　　齋　藤　　要　君

１０番議員　　渡　邉　嘉　郎　君

◎会期の決定

○議長（稲葉勝男君）　日程第２、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月９日までの２日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」「質問」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君）　横嶋隆二君。

○１１番（横嶋隆二君）　先日、初回に配られた議会の日程の後に、12月３日に議運が開催されて、別途のとおり変更になりましたという議運の委員長からの封書が来ました。これは、どこを訂正して変更になったのかということを書いてはいないんですけれども、今日の質問者の数が変わったのかなとも思うんですが、理由に関して何も書いていないもので、これについてお知らせいただけますか。議会運営委員会は、本来は全会派が参加して行うのがどこの町の議会でも通例になっていますが、そういう場にいることができないもので、理由に関してお知らせいただきたい。

○議長（稲葉勝男君）　谷正君。

○４番（谷　　正君）　私のほうから変更のご説明を申し上げます。

当初は、たしか一般質問が初日に５名の通知が行っていると思うんですが、その関係で、いわゆる変更というのは、諸般の事情ということで初日に４名、それから今の８日、９日の会期が２日間という中で、明日２名一般質問ということで変更ということになりました。

以上であります。

○議長（稲葉勝男君）　横嶋隆二君。

○１１番（横嶋隆二君）　今、ちょっと説明では納得できないんですが、当初28日に議会運営委員会を開いて、初日５名で十分４時まで、あるいは若干オーバーしても終わると思うんですが、どうして、諸般の事情というのは、諸般というのは何が入ったんですか。

○議長（稲葉勝男君）　谷正君。

○４番（谷　　正君）　諸般の事情は、もろもろの、言葉のとおり諸般の事情であります。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　異議ないものと認めます。よって、会期……

〔発言する人あり〕

○議長（稲葉勝男君）　失礼。

横嶋隆二君。

○１１番（横嶋隆二君）　なぜこれを言いますかというと、今、先週の２日に衆議院が公示されて、議会の日程のほかにいわゆる衆議院の選挙のいろんな状況というのが日程で流れています。そういうものも仮にあろうかとは思われるんですが、28日の全員協議会のときには、この質問の日程とは別に、私も今回は新設の条例が、法律に基づく条例があるけれども、介護保険にかかわって町住民に対して非常に重要な案件であるので、委員会が必要ではないかという意見も述べました。賀茂郡下押しなべて本会議一発で議運を詰めているようですけれども、全国の自治体では、ちゃんと委員会を開いて、諸般の事情、衆議院選挙があっても住民のための議会の日程をしっかりとやっているところがあります。今、諸般の事情ということで具体的なことを言及されませんでしたけれども、推測しかありませんけれども、仮に諸般の事情がほかの事情でも許されるようなことがあるのかないのか含めて、今後の課題にしたいと思います。

○議長（稲葉勝男君）　それでは、横嶋隆二君に確認しますけれども、これ、会期の変更の動議ということでよろしいですか。

○１１番（横嶋隆二君）　いや、別に動議には上げません。意見ということで、堂々めぐりになるので、時間の無駄になるのでよします。具体的に言えない事情があるでしょうから。

○議長（稲葉勝男君）　わかりました。

それでは、会期の日程は異議ないもの、どうするかな、これ。もう一回あれしましょうか。

日程第２、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は本日から12月９日までの２日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君）　異議ないものと認めます。よって、会期は本日から12月９日までの２日間に決定しました。

◎諸般の報告

○議長（稲葉勝男君）　日程第３、諸般の報告を申し上げます。

平成26年９月定例会以降開催された行事は、お手元に印刷配付したとおりであり、各行事に参加したので報告します。

また、10月２日、東京で開催された全国町村監査委員協議会において、齋藤要君が受賞され、10月７日静岡市で開催された静岡県町村議会議長会定期総会において、渡邉嘉郎君、齋藤要君が静岡県自治功労者表彰の議員在職19年表彰を、また、清水清一君が同じく議員在職11年表彰を受賞されたので、ここに報告します。

◎表彰状伝達式

○議長（稲葉勝男君）　ここで、全国町村監査功労表彰を受賞された齋藤要君に表彰状の伝達式をとり行いたいと思います。

齋藤要君、前のほうにお願いいたします。

表彰状。齋藤要殿。あなたは多年にわたり町村監査委員として職務に精励し、地方自治の振興発展に貢献された功績はまことに顕著であります。よってここにこれを表彰します。

平成26年10月２日、全国町村監査委員協議会会長、桝田正憲。代読。

○９番（齋藤　要君）　ただいま表彰を受けました。これもひとえに皆様方を初め、関係各位の皆様方のおかげだと大変感謝をしているところでございます。特に議員の皆様方には、甚だご支援ご協力をいただきたきまして、本当にありがとうございました。

○議長（稲葉勝男君）　以上で諸般の報告を終わります。

◎町長行政報告

○議長（稲葉勝男君）　町長より行政報告の申し出がありましたので、これを許可します。

町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　おはようございます。

平成26年南伊豆町議会12月定例会の開会に当たり、次の７項目について行政報告を申し上げます。

１、町政懇談会について。

町では、町民との協働によるまちづくりを進めるため、町民の皆様から直接ご意見、ご提

案等をお伺いし、今後のまちづくりに活かしていく意見交換の場として、町政懇談会を９月18日の南中地区を皮切りに10月２日まで開催し、町内６地区で町民206人のご出席をいただきました。町からは、町長、副町長、教育長の三役と全課・局長・室長が出席しました。

懇談会では、南伊豆町健康福祉センター整備事業について、地熱資源活用によるまちづくりについて、石廊崎ジャングルパークの跡地の利活用について、吉祥町有地の利活用についての４項目について町から報告を行い、その後、ご出席をいただいた町民の皆様と意見交換を行いました。

意見交換では、町から報告した４項目に対するご意見、ご質問のほか、全国学力調査に関するご意見、ふるさと納税に対するご意見、学校統合に関するご意見、道路に関するご意見など、さまざまな分野にわたってご意見をいただきました。

町では、懇談会でいただいた町民の皆様からの貴重なご意見等を真摯に受けとめ、今後の行政運営に反映してまいりたいと考えております。

２、地熱資源の活用について。

現在、町では、地熱資源を活かしたまちづくりを進めるため、経済産業省の平成26年度地熱開発理解促進関連事業支援補助金及び独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、通称ＪＯＧＭＥＣの平成26年度地熱資源開発調査事業費助成金による事業を実施しています。

地熱開発理解促進関連事業の第１回勉強会として、９月23日に東北大学名誉教授の新妻弘明氏と長野県小谷村副村長の萩澤隆氏をお招きし、湯けむりホールにおいて「地熱資源と地域づくりの可能性を考える」と題して講演会を開催したところ、104人の参加者があり、地熱資源活用によるまちづくりに関心の深いことがうかがえました。

さらに、11月16日の第２回勉強会では、「地球の宝を活かす」と題して地熱技術開発株式会社調査役の岩田峻氏、「地域の宝を活かす」と題してＮＰＯ法人えがおつなげて代表理事の曽根原久司氏と、イタリアンレストラン、デル・カピターノ店主の庄子達広氏から、70人のご参加を前に講演をいただき、活発なご質問、ご意見が出るなど、地熱に関する勉強を熱心に重ねました。

また、地熱利用調整会議として、温泉、福祉、農林、漁業のワーキンググループを組織し、定期的に会議を開催するとともに、各ワーキンググループの目的に沿って、山梨県北杜市の地中熱利用のトマトハウス栽培事例や東京都新木場の陸上型のアワビ育成施設等、先進地視察も開催しているところであります。

加えて、見学会として、10月26日から２泊３日で17人の町民と秋田県湯沢市の上の岱発電

所、地熱利用施設、地熱資源調査掘削現場等を視察しました。また、11月４日から２泊３日で22人の町民と、北海道森発電所、熱水利用園芸ハウス、洞爺湖有珠山ジオパーク等を視察し、関係者から説明を受け、参加者のご理解を深めてまいりました。

次に、地熱資源開発調査事業については、町民の皆様のご理解とご協力をいただきながら、反射法地震探査を９月16日から10月７日まで実施し、引き続き地質調査を10月７日から10月24日まで実施いたしました。

また、これまで文献調査や温泉変動調査、微小地震観測の環境事前調査を実施しています。

11月25日には、温泉協同組合理事の皆様や産業団体の役員等有識者を構成員とした町地熱資源利活用検討委員会を開催し、前述した各種調査の中間報告を実施いたしました。今後は、調査結果の分析をさらに進め、当該委員会の場において調査結果の最終報告を受け、検討の上、町民の皆様に報告したいと考えております。

３、石廊崎ジャングルパーク跡地の利用計画について。

町では、石廊崎ジャングルパーク跡地の利用計画を策定するため、町と相互協力協定を締結している千葉大学に委託し、千葉大学園芸学研究科大学院の学生と町職員をファシリテーターとして、公募による12人を含めた総勢24人による第２次ワークショップを開催しています。

９月22日には、役場議場で第１回ワークショップを開催し、これまでの経過説明や第１次ワークショップの提言書の説明等に続いて、グループごとの討議が行われ、第１次ワークショップの情報を共有し、利用構想案を活用したモデルコースづくりが行われました。

10月11日開催の第２回ワークショップ以降、12月６日開催の第４回ワークショップまで進み、石廊崎地区の方々との現地視察や、模型をもとにした跡地利用の具体化に向けた討議を行うなど、地元との情報共有化を図っているところです。

今後は、本年度末までに第２次ワークショップ及び南伊豆町ジャングルパーク跡地利用計画審議会の検討を経て、新生石廊崎の実現に向け、有意義な基本計画を策定できるよう尽力してまいります。

４、交流自治体フォーラムについて。

本年11月12日、「新たな広域連携」交流自治体フォーラムが福島県北塩原村で開催されました。このフォーラムは、東京都杉並区が主催し、杉並区と協定等を締結している各地の自治体が一堂に会して、情報交換、交流推進等を行う事業で、本町から企画調整課と産業観光課の若手職員が参加いたしました。これまでは、観光振興や交流をテーマに意見交換が実施

されていたものですが、本年度は「新たな広域連携」をテーマに加え、分科会を設置し、各自治体の政策形成、企画部門の職員の参加要請に応えたものです。参加自治体は本町のほか、東京都杉並区、福島県南相馬市、群馬県東吾妻町、新潟県小千谷市、山梨県忍野村、福島県北塩原村の職員と明治大学の学生がボランティアツアーとして参加いたしました。

基調講演では、「広域行政と自治体ガバナンス～これからの自治体・連携の可能性について」と題して、流通経済大学法学部准教授坂野喜隆氏から、従来の近隣の自治体同士による連携ではなく、防災協定や経済振興、文化観光分野における非隣接型による新しい広域行政の必要性について講演をいただきました。

また、分科会では「新たな広域連携」をテーマに今後の政策形成や仕組みづくりについて意見交換をしました。

分科会では、新たな試みとして杉並区と南伊豆町の取り組みが紹介され、双方にメリットのあるウイン・ウイン方式、それぞれの資源を生かした連携協力、人・物の交流による地域活性化、都市と地方の共存・共栄の事例として紹介されました。

各地の自治体が集まった中で、いずれの自治体も人口減少など切実かつさまざまな課題や問題点等を抱えていることを認識できた有意義なフォーラムでした。今回の交流自治体フォーラムを契機として、さらなる「新たな広域連携」を推進してまいりたいと考えております。

５、イベントの開催状況及び観光客入り込み状況について。

（１）ＯＷＳマスターズ。

９月14日、弓ヶ浜海水浴場において、「第１回南伊豆・弓ヶ浜ＯＷＳ国際マスターズ大会」が開催されました。全国各地から135人の参加があり、うち招待選手として台湾とオーストラリアの２カ国から９人の選手が出場しました。また、前日の13日には、観光協会を事務局とする地域実行委員会が前夜祭「黒潮ウエルカムファンクション」を開催し、参加選手の歓迎に当たりました。

なお、10月５日には、同海水浴場において予定された「第１回南伊豆・弓ヶ浜アクアスロン大会」については、台風18号の影響により、残念ながら中止となりました。

当町でのオープンウォータースイムレース等の開催は、今年度で５年目を迎え、主催団体の変更などもありましたが、参加者の状況などから大会が確実に定着しつつありますので、オリンピックの動向等を注視しながら、今後とも継続開催に向けて努力してまいります。

（２）南伊豆婚カツ。

町では、９月13日から１泊２日の日程で、未婚率の低減や地域の活性化を図ることを目的

とした「南伊豆婚カツ」事業を町商工会に委託して実施しました。

当該事業は、本年度で３回目となり、事業を牽引する商工会青年部では、過去の経験を踏まえ、本年度から三浜地区に派遣されている南伊豆町地域おこし協力隊員の協力も得て、より効果的な仕掛けをつくるなど、懸命に尽力していただきました。

当日は、独身で町内に在住または在勤する26歳から48歳までの男性24人と、独身で28歳から50歳までの女性26人の参加がありました。参加女性の主な居住地は、静岡県が12人、神奈川県が８人、東京が５人でした。

初日は、下賀茂熱帯植物園に集合し、自己紹介を行った後、妻良に移動し、バーベキューを囲み懇親を深め、翌日は石廊崎港からクルーズ船に乗り、海から見えるジオパークを堪能した後、石廊崎区コミュニティセンターで最後のアピールタイムを経て、４組のカップルが成立いたしました。

参加女性へのアンケート調査では、「もっとアピールタイムで参加者男性と満遍なくコミュニケーションをとりたかった」、「男性からのアピールがもっと欲しい」などの積極的な女性が多く、本町への移住・定住を真剣に捉えていただいていることが感じられました。

当該事業は、なかなか結果が見えにくいイベントですが、今回は４組のカップルが成立するなど、今後の展開に期待するものとなりました。

（３）第11回フェスタ南伊豆。

10月19日、晴天の中、湯けむりホール及び駐車場を会場に、産業団体連絡協議会、社会福祉協議会、南伊豆町等で構成するフェスタ南伊豆実行委員会主催の「第11回フェスタ南伊豆」が開催され、約2,500人もの来場者でにぎわいました。

本年度からは会場を役場とし、駐車場を役場駐車場のほかに旧中央公民館にも用意し、マイクロバス及びワゴン車等によるシャトル運行を実施し、来場者に配慮しました。

役場湯けむりホールで開催された開会式では、出店者や町議会議員の皆様等のご臨席のもと、町表彰条例に基づく善行表彰者４名の表彰、町スポーツ・文化表彰に関する規則に基づくスポーツ栄誉表彰者１名及び文化栄誉表彰者３名の表彰、並びに社会福祉協議会から善行者１名と２団体に対する感謝状の贈呈が行われました。

その後、町長から、町の宣伝部長「いろう男爵」の着ぐるみが初披露され、参加者の笑顔を誘った後、会場に飛び出て子供たちの人気を集めました。

会場では、町内外の23団体が24のブースを出展し、塩尻市の高原野菜や果物等の販売、産業団体の地場産品等の販売、健康相談、福祉施設の紹介、お楽しみ抽せん会など幅広い交流

活動が盛大に行われました。

また、公用車駐車場ではスポーツフェスタが開催され、野球、ゴルフ及びバランスボールをアレンジしたティーボール、ターゲットバードゴルフ及びバランスボールエクササイズのニュースポーツを紹介し、たくさんの子供たちでにぎわいました。

フェスタ南伊豆は、関係する産業団体、各種団体の協力や町民の方々の理解のもと、年々出店数もふえ、交流の場として地域活性化の大きな原動力となっており、今後も秋の一大イベントとして定着し、町の活性化につながっていくことを大いに期待しております。

（４）東京都杉並区との交流。

ア、交流自治体中学生親善野球大会。

10月11日から13日までの３日間、杉並区内において「交流自治体中学生親善野球大会」が開催され、本町からは松本副町長を団長に南伊豆コンドルズ中等部（選手11人）が参加しました。この大会には、杉並区を初め、当区と交流する北海道名寄市、福島県南相馬市と台湾台北市からチームが参加し、初日の交流夕食会や開会式での元プロ選手、宮本慎也氏によるデモンストレーションを初め、親善試合などにより親睦を深めることができました。

イ、すぎなみフェスタ2014。

11月８日から９日までの２日間、杉並区内において行われた「すぎなみフェスタ2014」に産業観光課を初め、町観光協会や伊豆漁協南伊豆支所の協力により出店ブースを開設し、伊勢海老のみそ汁を初め、サザエのつぼ焼きや干物などの海産物を販売するとともに、開催中伊勢海老まつりのＰＲも行い、人気を集めました。

また、フェスタの開会式においては、杉並区交流自治体首長の紹介コーナーもあり、交流自治体として今後も引き続き杉並区との交流や連携に取り組んでまいります。

ウ、台北駐日経済文化代表処の訪問

11月８日、台北駐日経済文化代表処、沈代表から、杉並区長や杉並区交流自治体首長が台湾の大使館に当たる台北駐日経済文化代表処に招待を受けました。当日は、沈代表以下、陳副代表や徐副代表、林教育組組長や張政務部部長など、代表処の要職の皆様と意見交換を行い、親睦を深めることができ、今後の台湾とのインバウンド事業の推進に向けて有意義な時間を過ごすことができました。

（５）第１回南伊豆町75kmみちくさウルトラマラソン。

11月15日、青野川ふるさと公園をスタート・ゴールとして、「第１回南伊豆町75kmみちくさウルトラマラソン」が開催されました。

当日は、全国各地から事前エントリーのあった450人が午前６時にスタートし、町内の海岸線や山間部の起伏に富んだコースを走り、各エイドステーションでの地元のおもてなしを受けながら、最終ランナーは午後７時30分にゴールをいたしました。

今回は初めての大会でしたが、参加者の約９割は町内に宿泊され、宿泊に結びつくイベントとして今後も事業実施に向けて協力していきたいと考えております。

なお、町民の皆様におかれましては、運営ボランティアを初め、沿道での応援や選手の走行などにご理解・ご協力をいただきまして、まことにありがとうございました。

（６）観光客等入り込み状況。

４月から10月末までの観光客等の入り込み状況がまとまりましたので、報告いたします。

別表のほうをご参照ください。

分野別に見ますと、宿泊施設は12万7,685人で、対前年度比98.70％。観光施設につきましては、一部施設が９月に閉園されたことも影響し８万4,604人で、対前年度比97.52％、銀の湯会館・みなと湯の町営温泉施設は６万8,688人で、対前年度比101.03％となりました。

７月から８月の海水浴シーズンは、弓ヶ浜スプラッシュウォーターパークの人気により昨年を上回る入り込みがありました。８月以降に幾つかの台風の発生によるものが要因となり、入り込み客が伸び悩んだものであると考えております。

６、経済対策等について。

（１）台湾トップセールス。

当町では、平成23年度から海外からの誘客に向けた事業を展開してまいりましたが、特に台湾については、昨年10月に私以下４人で台湾国内のエージェントへのトップセールスを行い、さらに今年の２月には旅行エージェントを招聘し、当町への誘客宣伝を行うとともに、商談会の開催などに取り組んできました。

今年度につきましては、松本副町長以下６名により、10月21日から24日までの４日間、エージェントへのトップセールスを行いました。

台湾滞在中は、静岡県台湾事務所、宮崎所長にはエージェント等への随行や通訳など大変お世話になり、台北市内の向陽国際旅行社、山富国際旅行社、汎佳旅行社の３社を訪問し、動画による町の紹介や旅行商品についてセールスを行いました。そうした中、各社から「日本国内の移動手段である貸し切りバス料金が高い」などのご指摘があり、旅行経費の削減につながる支援策を検討し、今後も県の事務所と連携を図りながら誘客を進めてまいります。

また、台湾北海岸にあります「野柳地質公園」を視察し、経営者との意見交換を行いまし

た。この施設は、公設民営方式で運営されており、年間75万人を集客し、入場料や土産品販売等で年商２億円を超える企業に成長し、65人いる社員の９割は現地採用され、地元雇用にもつながっているとのことでした。周辺地区には宿泊施設はありませんでしたが、駐車場前の食堂、売店には活気があり、今後、整備計画が進む石廊崎周辺整備に関しまして、非常によい手本となる可能性が高い場所であると再認識したところであります。

今回のトップセールスで得た情報を分析し、今後のインバウンド事業に結びつけてまいりたいと考えております。

（２）インバウンド事業の振興について。

先ほども申し上げましたが、当町では、平成23年度から本格的にインバウンド事業について取り組んでまいりました。

特に台湾につきましては、静岡県台湾事務所の協力のもと、毎年トップセールスを行い、旅行会社へのツアー企画依頼や支援策などについての訪問を初め、ＯＷＳを通じて台湾成人遊泳協会幹部との交流確立などを行ってまいりました。

また、今年度は、伊豆東海岸国際観光モデル地区整備推進協議会の首長を主なメンバーとしてトップセールスを行い、亜東関係協会や交通部観光局、日本交流協会、旅行業組合などを訪問し、関係者との意見交換を行い、今後のインバウンド事業の推進に向けて、有意義なものとなりました。

台湾以外につきましては、ＯＷＳや今までのライフセーバー活動などを通じて、オーストラリアとの連携も深め、今夏の弓ヶ浜スプラッシュウォーターパークでは近年にない来客数を記録し、地域経済に大きな波及効果を生む結果となりましたので、来年度以降も継続して事業展開できるよう期待するものであります。

（３）「伊豆半島まるかじりツアー」の助成等。

長引く景気低迷の影響を受けている観光客入り込みの浮揚を図るため、観光協会が今年度初めて企画した「伊豆半島まるかじりツアー」事業を支援しました。

当事業は伊勢えびまつり期間中、10月から11月の週末、関東圏の代理店と連携し、新宿駅を発着地として、町内の民宿に宿泊し、石廊崎等町内観光スポットをめぐる観光バスツアーを運行するもので、７週にわたり、延べ８台が東京・南伊豆間を往復しました。

このツアーには合計368人の参加者があり、弓ヶ浜、妻良等の民宿において伊勢海老料理を堪能していただき、大変好評を博しました。当初、週末に１台ずつを予定していた貸し切りバスの運行では間に合わず、２台の運行の週も出るほど盛況でした。

夏期以外の民宿経営の脆弱さが昨今の課題となっておりますが、本年度につきましては、本事業実施以外にも、観光協会において、マスメディアを活用した民宿宣伝攻勢もかけています。

また、関東圏の旅行代理店では「みなみの桜と菜の花まつり」「夜桜☆流れ星」に向けた、民宿宿発バスツアーの企画が動き出しているようであり、数年前まで「お盆以外、民宿には客はいない」と言われていた状況の打開に大きな期待が持てます。

また、昨年度に引き続き、本年度観光協会が実施した「伊勢海老号」の運行事業につきましても支援をいたしました。

10月17日、18日の２日間、ＪＲ東日本株式会社、伊豆急行株式会社、株式会社南伊豆東海バスと連携し専用列車を走らせ、町内のホテル・旅館に宿泊する伊勢海老号ツアーには、288人の方々に参加いただきました。

７、災害時における応急対策業務に関する協定について。

去る11月14日、町と社団法人下田建設業協会との間で、災害時における応急対策業務に関する協定を締結しました。この協定は、災害対策基本法や南伊豆町地域防災計画に基づき、災害時における民間協力の一環とし、災害が発生した場合、またはそのおそれがある場合、町民の救助活動や災害復旧に資するため、下田建設業協会の協力を得て、町の要請による災害応急復旧工事により、公共土木施設等の機能の確保及び回復を図ることを目的としています。

町では、町内の土木業者16社と既に災害協定を締結していますが、市町を超えて災害救援の必要性がある場合を考え、賀茂地域内に土木業者の会員を有する社団法人下田建設業協会と、ほかの町に先駆けて協定を締結いたしました。今後も、災害時には迅速に対応を確保することができ、町民の安全・安心を図ってまいります。

以上で、平成26年12月定例会の行政報告を終わります。

○議長（稲葉勝男君）　これにて行政報告を終わります。

◎一般質問

○議長（稲葉勝男君）　日程第５、これより一般質問を行います。

◇ 加　畑　　毅　君

○議長（稲葉勝男君）　１番議員、加畑毅君の質問を許可いたします。

加畑毅君。

〔１番　加畑　毅君登壇〕

○１番（加畑　毅君）　おはようございます。

12月議会、先頭バッターで質問に立たせていただきます、１番議員の加畑です。よろしくお願いします。

先ほどの議長の挨拶の中でも冒頭ありましたけれども、ただいま衆議院議員選挙、選挙戦真っただ中ということです。今回の選挙の中で、地方創生、それから自然エネルギー、再生エネルギー、この点についても選挙の中のキーワードとなっております。いよいよ地方と国の問題点が重なる部分がふえてきたのかなという中で、今日も２つの質問をさせていただきます。

まず、第１番目、地熱開発の理解促進を目的にした地熱見学ツアーについてということと、２番目に、「いつでもどこでもミニ集会」の効果について、この２点として質問させていただきます。

それでは、最初の質問です。

10月26日から２泊３日で開催しました秋田県の湯沢市上の岱地熱発電所の視察、それから、11月４日から２泊３日で開催した北海道森町の森発電所の視察の様子についてです。

先ほどの行政報告の中でもありましたけれども、秋田県の湯沢のほう、上の岱のほうは17人の町民の方々が参加したということです。それから、北海道のほう、森町の発電所のほうは22名の参加者があったということですけれども、このときの様子というのを教えてもらえますでしょうか。

○議長（稲葉勝男君）　町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　お答えいたします。

10月26日から２泊３日で実施した秋田県湯沢市の上の岱地熱発電所の視察につきましては、町民17名を含む合計26人の参加により実施され、私も同行させていただきました。

10月26日に、バスと電車を乗り継いで秋田県の宿泊先に到着し、翌日27日に、上の岱地熱

発電所と本町が来年度計画している構造試錐井と呼ばれる地熱資源調査の掘削現場である木地山・下の岱地域の視察を行いました。その後、栗駒フーズ、皆瀬地区での水耕ミツバハウス、農産加工所、直売所等の各種熱利用施設の見学を行い、翌日の28日には、鳴子まちづくり株式会社で温泉を利用した産業創出に関するお話を伺い、施設見学の後、帰庁いたしました。

また、11月４日から２泊３日で開催した北海道森町の森発電所等の視察につきましては、町民22人を含む合計31人の参加により実施し、副町長が同行いたしました。11月４日には、バス、電車、飛行機と乗り継ぎ、森町の職員やトマト生産者である町議会議員、ハウス利用組合長から発電や熱水利用についてのご説明をいただきました。翌日の５日には、水産系副産物再資源化施設、森発電所、熱水利用園芸ハウス等の視察を行いました。６日には、洞爺湖有珠山ジオパークの見学や、火山マイスターによるガイドから火山との共生、防災についてのご説明をいただき、帰庁いたしました。

参加者は、どの視察先においても興味を示され、地熱発電の仕組みや地元との共生についてのご質問等を熱心に発言されていたと報告を受けております。

○議長（稲葉勝男君）　加畑毅君。

〔１番　加畑　毅君登壇〕

○１番（加畑　毅君）　統一の様子というのは今の内容でわかったんですけれども、参加者の方々の中には、例えば、賛成の方もいれば心配だという意見を持っている方もいられたと思うんです。いろんな方が参加したんではないのかなと思うんですけれども、その中で、例えば、町長も同行したということなんで、今までの状況と実際現場を見て、その参加した人たちの意見が変わったとか、問題点が解決したとか、そういう部分というのは見受けられたんでしょうか。

○議長（稲葉勝男君）　町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　お答えいたします。

私は秋田のほうへ行ったわけですけれども、秋田に17名の方が行って、やはり源泉所有者の方もその中にはいましたし、地熱発電に反対の方もいたと思います。そのような中で、やはり皆さんが心配したのは、温泉枯渇ということをよく心配されました。そういう質問がよく上の岱でも出ましたし、この鳴子の温泉でまちづくり株式会社、そのあたりでも出たんですけれども、特にそのような事例は報告されていないと。そして、秋田の上の岱で、本来は

地熱開発技術株式会社の岩田峻さんですか、講演を行ってくださった岩田峻さんに本当は会うつもりでしたけれども、岩田さんの都合で会えなくて、講演で来ていただいて、そのときの講演の話の中にも、岩田さんが言われたのは、上の岱の周りに温泉場が幾つもあるわけですけれども、そこで町へ自分が飲みにいったときに、よく町の人と話をするけれども、地熱発電に反対の人は、20年たつけれども、まだ問題は起きていないというような、そういうような交流もあるそうです。本当に、こう、地熱のことですもので、地下のことですもので非常に難しい部分はあろうかと思いますけれども、今の段階で大きく温泉の枯渇とか、そういうことに影響したという報告は、北海道のほうでも受けていないということで聞いております。

○議長（稲葉勝男君）　加畑毅君。

〔１番　加畑　毅君登壇〕

○１番（加畑　毅君）　今、うちの町にしてみれば、調査を行っている段階でして、例えば起震車を登場させて小さな揺れを起こして、その電波を流して、それで地下の状況を調べるという調査一つにしても心配だという声が出たりするぐらい非常に今ナーバスというか、神経質になっている状況なんで、この２つの視察というのはすごく効果があったと思うんです。

私たちの議会のほうでも、11月17日から19日にかけて北海道の森町の発電所のほうを視察しまして、実物を見て、私もさまざまな疑問点が明らかになったという印象を受けました。実際に多くの人から言われている、温泉をくみ上げて流してしまうというような状況ではなくて、蒸気を要するに地下からパイプラインに運んで、発電所に持っていったものをタービンで回すと、そして発電するという仕組みというのもよくわかりました。

そんな中で、２日目のほうでは、まずハウスのほうの見学もしたんですけれども、その中で説明された方は、もともと北海道電力のその発電所で働いていた方が自分で農業、ハウスを運営しているということも聞いております。それから、北海道電力のほうの責任者の方、その人たちの説明からしても、大規模ではあるんで、うちの町とはちょっとレベルが違うと、規模が違うということなんで、そのまま当てはめるというわけにはいかないんでしょうけれども、その中で、農業ハウス、特にそのトマト栽培、これが非常に注目を集めていまして、キュウリと合わせて全部で７億の売り上げのうちの６億、ほとんどトマトで占めていると、こんな状況も見てきました。

例えば、この仕組みの中で、発電から得る電力を売るというところよりも、私が思ったのは副産物的にできるその余剰の地熱、それを地場産業に生かすというところがやはりメーン

になってくるのかなと思ったんですけれども、それに対してワークショップも今進んでいる状況ではあるんですけれども、その辺のヒントというのは、例えば参加した方々または町長、何かヒントをつかめたのかなというところを聞いてみたいんですけれども、例えば事業として何か展開してみたいという声があったのかとか、今やっている事業を地熱を加えて、プラスアルファで大きく展開できるのかなというような意見があったのかどうか、その辺も聞いてみたいんですけれども。

○議長（稲葉勝男君）　町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　具体的に事業を起こすという話までは進んでいないと思います。ただ、私が考えるのは、南伊豆町というのは非常に気候温暖というか、いろいろな意味で生活に恵まれてきた場所であると。そういう中で、資本を吸合するというか、そういうことに皆さん余り感心がないという感じがします。そして、資本を、何というか、持っている方も少ない。本格的な事業資本を持っている方も少ない。それは、今まで皆さんが穏やかに生活ができてきたということなのかなという感じもしますけれども、今後果たしてそのままでこの町がいいんだろうかという形は、私は感じています。そういう形の中で、今まで南伊豆町がメロン栽培をやったり製塩をやったりとか、温泉を利用した養殖もやったり、温泉を利用した事業というのを大分やってきたわけであります。

私考えるのに、よくそれがこう、採算性が合わないから潰れたとか、いろんなことを言う人がいますけれども、私は今メロンに関しても、やっていられる方は十分採算性を合わせているでしょうし、そして養殖に関しましては、ウナギの養殖があったわけですけれども、これはもう、水害で流されたということによって、次の資本を用意できなかったと。すごい打撃を資本を持っている人たちが受けたのかなと。あるウナギ養殖業者の方と話をしたら、本当に出荷直前のウナギが全部、あの50年の大災害で流されてしまったと。そのときに、その人の話ですけれども、おやじさんがお金が流れていくと言った。実際、1,000万円以上の本当にウナギの養殖、そういうものを流されてしまって、次の段階での事業が進まなかったのかなという。事業者、ウナギの養殖業者、大分、数いましたよね。何事業所もあったような気がするんですけれども、皆さんが、全てがそういう形で流されて、次の事業を展開することができなかったです、という感じがします。製塩に関しましては、時代の流れの中で非常に採算性が合わなくなったんでしょうけれども、私は今後も、議員が言われるように、周辺産業、農業のハウス栽培とかいろんなことに関して、養殖とかいろんなことに関してまだま

だ可能性があるなと。そのためには、やはり資本が欲しい。その資本をどういうふうにこの町に用意するのかという問題はあろうかと思います。これに関しても、今後いろいろと、何というか、ネットワークを張りめぐらせながら、情報提供をしながら、何とか資本を持ってきてくれる人たちを探していきたいなと、このように思っております。

○議長（稲葉勝男君）　加畑毅君。

〔１番　加畑　毅君登壇〕

○１番（加畑　毅君）　今、町長から聞いた内容、本当にそのとおりだと私も思います。今現在、地熱の発電所ができるかどうかの調査の段階で、まだそこでのゴーサインが出せない状況なんで、皆さんも決めあぐねている状況なんだろうなということは察しております。

今回見てきた森町の地熱発電所、ここが昭和57年11月から運転開始して、32年間稼動しておるという話です。その中で、例えば、温泉に関しての何か影響があったんですかという質問を僕はあえてさせてもらったんですけれども、実際それは、明確にそれがかかわっているとは言えないよというところの答えしかもらえませんでした。確かに、明確に全く影響がないということはないのかもしれない。ただ32年間稼動して、今現在農業生産でこれだけの利益を得ているということが現実ですという答えをもらって、なるほどという理解をしてきました。

その説明の中で私が一番印象に残っているのが、雪の多い地域なわけですから、冬場は全く仕事にならずに出稼ぎに行かなければいけない状況が、その農業ハウス、園芸ハウスのおかげで通年仕事があると。家族で経営ができるということで、大きく生活リズムが変わったということを聞きまして、まさにこれが過疎の地域、私どもの町には当てはまるのかなと。仕事がないからよそに行かなければいけないとか、ある一定の期間、夏場以外のところは遠くまで行かなければいけないという状況から、地元で通年仕事ができるというような状況をつくり得ることができる産業になるんではないかなということを実際感じてまいりました。そのことが一番、私、今回視察の中で印象に残っております。

それで、実際今度は発電所のほうなんですけれども、北海道電力の方の説明を聞きまして、非常に専門知識が要る事業所になるんだなという形は聞けましたけれども、それだけに、やはりその発電所自体は実際に専門家のほうに任せて、事業者に任して行うほうがいいんではないかなというような印象も私受けましたけれども、今、住民の方々の中には、例えば雇用をふやすためには少しでも地元の方で運営したほうがいいとか、中には役場で運営なんてことを言う人もいるんですけれども、私の印象では、やはり専門の業者に任せて運営しないと

なかなか難しいんではないかなと思ったんですけれども、もしも地熱が確保できるとしたら、その点の方向性というのは今考えているんでしょうか。

○議長（稲葉勝男君）　町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　お答えいたします。

例えば、これから温泉協同組合の皆さんや町民の皆さんの同意をいただいて、次の段階へ移っていけて、その次の段階へ移った段階で発電所の可能性があるよということになったときに、果たしてどこが発電所を運営するかという問題に関しては、まだまだこれから考えていかなければならないと思っています。

そのような中で、私自身が今考えているのは、とても町がやれるような事業ではないと。やっぱり20億、30億の資金が必要になります。そのために、やはり事業者を選定していきたいと。

そして、この事業に関しましては、売電が可能です、ＦＩＴの関係で。だから、十分事業者としても採算性の合う形でできるお話ではないかと思います。これは風力発電もそうでしょうし、売電して、十分そこで利益を得る。太陽光もそうでしょうし。そういう意味で、十分事業者が参入してくれるとか、第三セクターでやるのか指定管理者でやるのか、いろいろ方式はあろうかと思います。そういう形のことは、まだまだ今後、皆さんと検討、議会ともいろいろ話をしながら、町民の皆さんとも話をしながら進めていきたいと思います。

それと、もう一つ言えるのは、発電所自体の雇用というのは、それほど期待ができるものではないと。これは、風力はそうでしたと。風力発電所は、あんなに大きな３万2,000キロワットもの発電能力を持ちながら、地元雇用などというのはほとんどないと。地元に落ちているお金はほとんどないと。固定資産、減価償却費ぐらいだというようなことを考えたときに、地熱発電所もやはり同じであろうとは思っております。それで、太陽光もやはりそういう傾向があると。ただ、地熱発電に関しましては、議員がおっしゃったように、地熱による余剰熱による周辺産業を何とか活性化するということの中で、私はまちづくりというものができるのかなと、このように考えております。

○議長（稲葉勝男君）　加畑毅君。

〔１番　加畑　毅君登壇〕

○１番（加畑　毅君）　方向性、今、町長から伺いましたけれども、私もその北海道の森町の発電所を見たときに同様のことを思いました。前から議会の中でも何回か聞いている部分で

あったんですけれども、発電所の運営に関してかかる経費の額というのが、やはり予想とかけ離れていたということもあります。片や、その園芸ハウスのほう、ここで温泉の熱を真水に交換する熱交換機、これに関しては、例えばウン千万円かかるとは言っていましたけれども、ではそれを何年のスパンでかえているんですかと言ったら、これはまだ変えたことがないというような、30年間使っていますというような答えもありまして、ちょっと感覚的に、どの部分に幾らかかるのかというところが、やはりこれは専門的な知識を持っていないと無理なんだろうなというところがありました。

だとすると、余計、企業に任せて、そこで損益分岐点でも、その企業側で考えてもらいまして、それで運営してもらうと。町のほうとしては、町民としては、副産物的に生まれるその地熱、その熱のほうを利用しての産業に特化していかないと、これ、両方やっていくというのはかなり難しい話だろうなというふうに思いました。ただ、発電所自体の運営に関しては、これは企業に任せれば、これは何とかできるんではないかというところをすごく感じました。

いずれにしても、熱源がなければ始まらない話なので、調査の結果を待ち遠しく待っている状況なんですけれども、そんなことを思いながら北海道のほうの視察も終えてきまして、見学ツアーについての質問をここで終わらせていただきたいと思います。

２番目に入ります。

「いつでもどこでもミニ集会の効果について」という内容で質問させていただきます。

町長は就任してから、町民の皆さんに声がけしまして、数名集まればどこでも集まりますよというような形でミニ集会を行っているんですけれども、これが、性質が町政懇談会みたいな形とはちょっと違う性質のもので、すごく、こう、フランクに話ができる場で、私、いいなと思ったんですけれども、これ、今現在、町長、今後も続けていくという予定はあるわけですよね。その点お聞きしたいと思います。

○議長（稲葉勝男君）　町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　今後も続けていくかということですけれども、私は町民の皆さんのほうから要望があれば、ずっとこれは続けていきたいと。行政とか政治というのがどういうものなのかといった場合に、これは、例えば町長がやったり議会がやったりとか、職員がやったりとかいうものではなくて、それを含めて町民の皆さんと協働してやっていくのが、私は行政であり政治であろうかと思います。そういう意味で、やはり町民の意見を聞かないまま

進めていくということはできない。ただ、やはり最終的には民主主義でありますから、そういう意味で言うと、民主主義にのっとった多数決ということは大切になるわけですけれども、十分皆さんの意見を聞きながらこれは進めていきたいと。まだまだ、ご要望があればやっていきたいと、このように思っております。

○議長（稲葉勝男君）　加畑毅君。

〔１番　加畑　毅君登壇〕

○１番（加畑　毅君）　この「いつでもどこでもミニ集会」なんですけれども、商工会青年部のほうでも申し込みまして、10月16日に開催しました。私もこの青年部のメンバーとして当日参加したんですけれども、メンバーのほうから、直接話せる機会になったということで、非常にメンバーの中でも好評でした。このときにいろんな話を町長からしてもらったんですが、例えば婚活のこと、それから軽トラ市のことなんかもあったんですけれども、町長から見て青年部というのはどんな印象に映ったんでしょうか。

○議長（稲葉勝男君）　町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　お答えいたします。

当然、青年部の方たちは町を担っていく人です。これからの町を。もう、本当に、その方たちがミニ集会に誘ってくれたということは、私にとっては非常にうれしかったです。そして、皆さんがいろいろ意見を言ってくれたということは、本当にありがたいなと思っています。また、非常にこう、ミニ集会の中で皆さんがなかなか意見を、例えば、先ほど議員から話が出ましたように、地区懇談会をやってもなかなか意見が出てこないです。ということは、どういうわけなんですかね。やっぱり、地区懇談会というのは形式張って、町長がいて副町長がいて、教育長がいて、職員が課長さんたちがずらっと並んで、どうしても町民の皆さん、いや、そういう場で意見を言うのはなかなか難しいなという意見の方が多いような気がします。そういう中で、本当に対面でこういろいろ話ができるというのはいいなと思いました。

その中で、いろいろ話をしていく中で、婚活事業が今回は非常にうまくいったよという報告を受けたし、そしてまた、新しく熟婚イベントなんかをやっていきたいというふうな話も出たわけでありまして、これもいいなと。というか、僕は高齢化社会の中で、少子化対策としての婚活、これは当然必要です。必要ではないかと、今後もやっていくべきだと思います。ただ、高齢化社会の中で、例えば独居老人がいられると。であるなら、熟婚があってもいいんではないかと思いました。いい意見だなと思いまして、もし、そのことをやっていただけ

る団体があるのなら、ぜひ町としても支援して、全国に先駆けて、婚活ではなくて熟婚をやっていきたいと、このように思っています。

○議長（稲葉勝男君）　加畑毅君。

〔１番　加畑　毅君登壇〕

○１番（加畑　毅君）　今、町長からのお話の中にありましたけれども、やはり僕も感じているのは、町政報告会とかなりイメージが違うんだなというのは実際参加して思いました。というのは、やはり町政報告会といいますと、町長を初め幹部の方々が待ち並ぶわけですよね。地区に対しての説明ということですから、やはり飛んでくる内容の質問というのはかなり厳しい内容も出てきますし、どうしても聞く側の住民の方々も構えてしまうのかなと思うんですけれども、この「いつでもどこでもミニ集会」のいいところというのは、記録係の人は１人来るんですけれども、僕の印象では、町長が丸腰で来ると。１人で乗り込んで来るという感じのところに潔さを感じて、そこにこう、青年部がいろんな意見をぶつけても、そのまま即答してくれると。非常に砕けた答えも返してくれるんで、これがよかったんではないかということがありまして、これ、非常にいい企画になったなと。僕は町政懇談会とかぶる部分が出てくるんではないかなと心配があったんですけれども、実際参加してみて、全然違う雰囲気になったということが印象深かったです。

それから、今、婚活のお話いただいたんですけれども、今回、青年部のほうも方法、内容を変えまして、要するに最後の部分まで、というのは、告白するかしないかのところ、これ、イベントでは非常に重要なところだったんですけれども、これも、そこまでやってみようということになりました。という内容には、企画調整課の若手の職員の方がついてくれた、それから地域おこし協力隊の女性の隊員の方が司会までやってくれた、これが非常に大きな効力を発揮したんだと思います。どうしてもこういうものというのは、外部の組織に補助金を出すからやってみてという話の中で進むのが多いんですけれども、やはり役場の方が内部に入るとここまで違うのかなと。そこから、やってみようよということで一歩踏み出したというのは、我々青年部のほうとしてもこれは意外な展開でした。我々のほうが先進的な意見を持っているんだとばかり思っていたところへ、そうではない展開が今回はあったわけですよね。この結果が生じて、成功だということができたわけですから。

今までが、では、成功ではなかったといいますと、そんなこともなくて、今までも同じような手法でやっていれば、同じ結果が出たのかもしれない。ただ、それはやっていなかったから、今まではそこで打ちどめになったのが、今回その結果、一歩前に進んだということは、

これは、やはり民間と行政が協力して、いい結果が出たんではないかなと私は思いまして、今回非常によかったなという気持ちが残っております。

それで、今までこのミニ集会、30回ぐらい開催しているということは、青年部の「いつでもどこでもミニ集会」の中で聞いたんですけれども、例えば、ほかのミニ集会の中で出た意見で、これは参考になったなとか、こんな考え方もあるんだなとかという部分で、町長が印象に残ったものというのはどんなものがありますでしょうか。

○議長（稲葉勝男君）　町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　お答えいたします。

今、若手の職員を評価していただきましてありがとうございます。非常に今、町の職員、若手が、いろいろと時間外で仕事に参加してくれております。この件に関しまして、石廊崎のジャングルパークのときにワークショップをやりました。そのときに、若手の職員、これは時間外だからということで希望者を募りました。そうしたら、７人の若手の職員がファシリテーターというんですか、ワークショップのリード役みたいな、まとめ役みたいなことに参加してくれました。この７人の若手の職員のことを、木下教授が７人の侍と称して、「この７人の侍が、きっとこれから町をリードしていってくれるんではないかな」と物すごい評価をいただきました。それで、職員たちも非常に意義を感じて、そこのところをやっていたみたいです。今後とも、職員に関しては、なるべく自主的にそういうことに参加してくようには、何というか、お願いするようにしてまいりたいと思います。

質問の件ですけれども、私、30回と言ったんですけれども、本当は30回まではなかったです。22回でした。申しわけございません。訂正いたします。

それで、25年６月に毛倉野を皮切りに、大体22団体、約300人ぐらい、22回ほどやったわけです。それで、ミニ集会では、路線バス、定住促進、伊豆縦貫自動車道、健康福祉センター、地熱発電とか、防災対策、観光活性化、石廊崎ジャングルパーク、病院等、多岐にわたるご意見をいただきました。本町の課題や問題点が浮き彫りになり、町民との協働によるまちづくりの推進にとって大きな役割を果たしていると感じております。

そして、私はこのミニ集会の重要性というのは何なのかなといったら、私自身が情報をいただけるということで、町民の方たちから、知らない情報が大分私の中に入りました。今、それがどれとどれということはできないんですけれども。こういう場合もあるんですよ、こういうこともあるんですよというような情報が私のところに大分入りました。そのことは必

ず職員に、こういうことはどうなっているんだとか、こういう形の情報が入っているよとかということは職員に必ず私が伝えて、職員のほうもそれについて改善なり、あと、新しい形とかということを進めていってくれていると、このように私は思っております。

そして、いわゆる、今言ったように、生で聞く町民の皆さんのご意見は本当に全てが参考になりますし、印象が深いです。本町の主要産業である観光に関するご意見や、道路問題等、町民の生活に直結するご意見、地熱や健康福祉センター、石廊崎ジャングルパーク等の大きな事業に関するご意見だけでなく、移住・定住促進に関するご意見などが多かったことも非常に印象に残っております。やはり、町民の皆さんもこの町の人口減少とか、いろいろなことに関して危機感を非常に感じていてくれるんだなと。だから、そういう中で一緒に行動してくれる、協働のまちづくりをしてくれるというような感覚を非常に受けております。

そういう中で、何しろ、私は22回の、もう30回ぐらいやったのかなと思ったんですけれども、まだまだ町民の皆さん、遠慮されているのかなと。もっともっと、こう、ミニ集会をやりましょうというご意見をいただきたいなと。それで、一応、２人でも３人でも結構ですから、ミニ集会を提案してくださいということで、そして、そのテーマは何でも結構ですよという形で、今後もこれは進めていきたい、このように思っております。

○議長（稲葉勝男君）　加畑毅君。

〔１番　加畑　毅君登壇〕

○１番（加畑　毅君）　今、町長の意見を聞きまして、本当に効果のあるミニ集会が続いているんだなということを今思いました。確かに、情報というのは、全部が役場に入ってくるわけではなくて、地域の人でなければわからない情報というのもあると思うんですね。誰に伝えるかということによっても、なかなかそれが響いていかないという現状もあると思います。

それから、例えば、私、議会の傍聴なんかでは、ほかの市町の議会なんかも傍聴しているんですけれども、西伊豆町、それから河津町に関しては、温泉に関して、例えば町が事業運営しているなんていうこともあるわけですよね。そういう感覚からすると、やはりその町の人の感覚と、うちの町の人の感覚というのは違ってくるんだなというところも感じています。全部を町が変えればいいというわけではないんですけれども、そこまで町が着手しているという状況もあるんだなということがあります。それから、軽トラック市に関しましても、河津のほうは町が進めているという状況もあります。ただ、うちの町は、民間のほうがそれを主導して進めておりまして、そこへ町が補助しているという状況、まさに先ほどの南伊豆婚活、この状況が一番バランスがとれていい状況ではないかなというように私は思っています

ので、その点も踏まえて、今後も運営していっていただければと思います。

最後に１つ聞きたいんですけれども、今、東伊豆町で事務事業レビューなんていうことをやっていますよね。これは前に、事業仕分けとはちょっと性質は違うものかもしれませんけれども、例えば毎年同じような状況で予算を組んで、同じように渡しているお金を、もう一回見直そうではないかと、こういう細かい点についても、こういう企画でいったら、やはりいろんな意見を聞けるんではないかと。例えば、こんな意見なんかがミニ集会の中で今後出てくるんではないかななんて思うんですけれども、例えば地域で困っていることだけではなくて、行政の仕組みに関しての意見なんかというのは、まだ出てきていないんでしょうか。その辺ちょっと聞かせていただければ。

○議長（稲葉勝男君）　町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　行政の仕組みに対する意見というのは、特別出てこないと思います。ただ、例えば自分たちが要望とか陳情したものが直接伝わっていないとか、というような形のことは聞いております。ただ、やはり行政というのは、ある意味では手続、手法というものがありますもので、どうしても直接町民の方からいろんな要望を受けてどうこうというんではなくて、やはり区の区長さんとか、そういうコミュニティーの関係の代表者からいろんな意見を受けて事業を進めていくとかということが必要になってくるのかなというような気もしております。どちらにしても、今後皆さんからいろんな意見が出てきてほしいなと思っています。

いわゆる組織のことについてもいいと思います。例えば、町の組織のことも、いわゆる機構改革、このことも少し今から考えていかなければならないなと私は思っています。ということは、例えば窓口の町民課が清掃事務をやっていたりとか、本当にこれ、いいんだろうかとか、もっともっと職員とか町民の皆さんと、議論しながら機構改革もやっていきたいし、行財政改革に関しましては、南伊豆町は大分先に進んでいると思います。行財政改革自体が。

ただ、議員が言ったように、仕分けの問題、事業の精査の問題というのは、今後やらなければいけないなとは思います。確かに同じ事業で、そのまま、何というか、続けていくというか、楽だから続けるというような、そういう事業も中にはあろうかと思います。この辺も今後検討してまいりたいと思います。

○議長（稲葉勝男君）　加畑毅君。

〔１番　加畑　毅君登壇〕

○１番（加畑　毅君）　今後、多分、賀茂郡の市町というのは人口が減っていきまして、2040年問題、この増田寛也さんが提唱している問題も出てきまして、きっと共通の問題点を模索していく状況が続くと思うんですね。

そんな中で、冒頭にも言いましたけれども、今現在、国のほうも地方を重要視しなければいけないという方向に向いております。今までは、国のことは地方とは別のことだからというような感じでおりまして、町のことは町でやらなければいけないというような感覚があったような気もするんですけれども、今回の衆議院選の争点にもなっております地方創生、それから地域活性化、それから先ほども言いました自然再生エネルギーのこともありますので、ぜひとも賀茂郡の状況も情報を入れつつ、今後前に進んでいただければと思います。私も一議員として協力できることは協力して、チェックしていくことはその方向でやっていきたいと思いますので、以上をもちまして、２つの質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（稲葉勝男君）　加畑毅君の一般質問を終了します。

ここで、10時55分まで休憩します。

休憩　午前１０時４３分

再開　午前１０時５５分

○議長（稲葉勝男君）　休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◇　吉　川　映　治　君

○議長（稲葉勝男君）　３番議員、吉川映治君の質問を許可します。

吉川映治君。

〔３番　吉川映治君登壇〕

○３番（吉川映治君）　改めまして、３番の吉川でございます。

一般質問通告書に従って質問をさせていただきます。

まず、１点目ですけれども、各種税金寄附金の抱える問題についてということでございま

して、賦課課税方式の固定資産税課税計算の過程で、過大の徴収とか過少の徴収があるのかないのかということを第１問目にさせていただきます。

ご存じのとおり、固定資産税の誤徴収というものは全国各地で毎年発生しているわけでありまして、よくその引き合いに出されてくる顕著な事例としましては、埼玉県の新座市にあった夫婦の事例、それが長年にわたって固定資産税が過大に徴収されてきておりまして、結局マイホームまで失ってしまったという、その悲劇が起こった事件がありました。その過大徴収をされていた期間というのが、実に27年間にもわたってきていると。そして、よくその事例集等を読んでみますと、非常にその原因というのが単純だったんですよね。結局、居住用のその敷地、200平米の部分までには固定資産税というのが６分の１になるという特例があるんですけれども、その特例を適用していなかったというところのミスだったらしいんですけれども、期日に納められなかったその要するに税額、本税ですよね、本税とその延滞税を合わせて800万近いものが毎年その市から再々の請求が来たということで、結局その住宅を公売して、夫婦はマイホームを失ってしまったという悲しい事件がありました。この事件、何というか、よく見ると、レアケースなんですね。というのは、家を建てた後にその土地を購入しているということがあったものですから、レアケースと言ってしまったらそれまでかもしれないんですけれども、一つ思うんですけれども、担当の部署の人がその現地を確認していれば、こういう悲劇にはならなかったかなという無念は残るわけであります。

近々、要するに近いところでは、伊東市でもこういう事例はあったんですけれども、伊東市の場合にはマイホームを失うほどのことはなかったわけであります。でも、そこでのそのミスの原因としては、やはり担当部署の職員がその現地を確認しに行かなかったということが最大のその原因だということは、そのところの反省の弁で言っています。

そのほかにも、建物のその構造の誤評価とか、その土地の不整形地ですよね、これで間口狭小の不適用とか、もっとひどいものに当たっては、自分の口座から他人の固定資産税が引き落とされていたなんていう事例もあるほどでして、もちろんその裏返しもあって、今度は特例等が過大に適用されていて、固定資産税が過少に徴収されていたなんていう事例もあるわけであります。

ここで１つ質問をしておきたいんですけれども、ここ５年来でいいです、この５年来に、我が町、南伊豆町において、固定資産税が過大に徴収されたとか過少に徴収されたという事例はあるのかをお伺いしたいんですけれども。

○議長（稲葉勝男君）　町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　お答えいたします。

税の公平性というのは非常に大事なことで、十分注意していかなければならないと思っております。

全国の複数の自治体において、老人福祉施設等に関する固定資産税、都市計画税等の課税の誤りが確認され、新聞等で大きく報道されました。これは、介護老人福祉施設、特別養護老人ホーム及び特定施設入居者、生活介護施設、有料老人ホームの施設にあって、個人から有料で借りている土地や、営利法人が所有する土地について住宅用地の特例適用が漏れていたという事案でありまして、同施設の利用実態の把握が不十分だったことが起因します。

住宅用地の特例については、宅地のうち居住に供する家屋の敷地として利用されている住宅用地には、家屋区分により所定の特例率をもって税負担を軽減するとした措置でありまして、本町おいて該当する事案はございました。詳しいことは担当課から、５年間については報告させます。

○議長（稲葉勝男君）　町民課長。

○町民課長（橋本元治君）　お答えをいたします。

ただいま町長のほうから答弁がございましたけれども、特に、ここ近々のところで介護老人福祉施設の関係の課税の誤りというのがございまして、それについて、先ほど町長のほうから答弁をいただいたとおりでございまして、これについては、私どものほうはそういう該当はないということでございます。

ただ、議員のおっしゃるとおり、課税の誤り、税額修正の関係につきましては、過去５年ということになれば、当然、土地、それから家屋の関係で住宅用地であったとか、あるいは実際にはもうそれには供していないとか、あるいは家屋を滅失した場合にそこからの該当を外すとか、これは、家屋の登記、未登記ということもございますけれども、なかなか確実に把握するというのは非常に難しいような問題ではございますので、５年間の間にあったかということになりますれば、当然、課税の誤りがあって修正をさせていただいたということはございます。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　吉川映治君。

〔３番　吉川映治君登壇〕

○３番（吉川映治君）　今の担当課長の答弁からしますと、修正をさせていただいたんですか、

させていただくんでしょうか。どちらですか。

○議長（稲葉勝男君）　町民課長。

○町民課長（橋本元治君）　私どものほうで確認ができる、担当レベルのほうで、部署のほうで確認ができるものについては、これ、極めて事務的なことですけれども、届けが来た時点で判明すれば、当然私どものほうでさせていただくというケースがございます。ただ基本的には、議員もご承知のとおり、毎年それぞれの課税に対するものについては、明細書あるいは評価額の確認をしていただくという縦覧期間も当然設けておりますので、そこの確認を経て、申請者のほうから届け出をいただいて修正をするということも当然ございます、はい。

○議長（稲葉勝男君）　吉川映治君。

〔３番　吉川映治君登壇〕

○３番（吉川映治君）　すみませんでした。

そして、もう少し話を進めてまいります。

この固定資産税に絡めてなんですけれども、少し問題の方向をちょっとここから逸脱するんですけれども、私たち、我が国というようなこの全国レベルで住宅土地統計調査というのが５年に一度行われるんですね。そして、その結果も公表されまして、近々では平成25年度でその調査が行われて、その結果も公表されています。そこのところで、今度は空き家対策の問題にもなるんですけれども、全国の空き家の戸数というのが820万軒に及ぶと。そしてパーセンテージにすると13.5%、過去最高であったというちょっと恐ろしい結果が出たんですけれども、もう少しさらに詳しく公表結果を見ていきますと、３大都市圏というものは12.3%で下がっているんですけれども、それ以外の地方に行くと15%にも及ぶと。ということは、これは６、７軒に１軒の割合で空き家ということになってくる状況であります。

そして、我が町にちょっと目を落としますと、この空き家の問題というものが上がって随分久しいわけであります。

この空き家対策ということを今後ちょっと真剣に、固定資産税との関係で絡めなきゃならないんですけれども、これの１つ非常にその問題となっているのが、空き家を壊して更地にしたときに固定資産税というものが、よく言われるんですけれども、６倍に跳ね上がってくるということでありまして、正確に申しますと、これが６倍増なぞとはなることはないんですけれども、少なくともこのことが、この６倍に固定資産税が上がってくるということが、この空き家対策を前進させていく阻害になる原因の一つなのかななんていうことを思っておりますので、ここでひとつ南伊豆町に目を落とすわけですけれども、この問題解決のために、

何かこう、固定資産税というものを大きな手段として利用すべきではないかなということも思っております。例えば、更地にしても、３年から５年は固定資産税というものを上げずにそのままにしておく、その間で有効利用を考えていただくとか何とかという形でとって、この空き家対策、空き家問題というものを少しでも前進させたいなと思うんですけれども、この考えについては、担当課長いかがでしょうか。

○議長（稲葉勝男君）　町民課長。

○町民課長（橋本元治君）　お答えをいたします。

私のほうがお答えをしていいのかというところがあろうかと思いますが、さきの秋の国会で、11月19日、参議院で可決されて、同11月27日に法律第127号で公布をされたというふうに認識しております。

この空き家等対策の推進に関する特別措置法の関係については、これ、当然、法律で公布されたわけでございますので、基本的には非常に危険な空き家、あるいは衛生上ほっておくとよくないというような、対象になるのは単純にそういう空き家だというふうに認識しております。単純にきれいな、人に迷惑をかけないような空き家の状態については、この法律には該当しないのかなというふうには思います。議員のおっしゃるとおり、小規模住宅の６分の１の軽減、あるいは200平米以上のものについては３分の１と、それが壊すことによって土地の価格が上がるというようなことがネックになっているというふうに新聞等でも書かれておりますので、その辺のところはあるのかなというふうに思います。

ただ、この法律を見ますと、今後税制の関係については、国が責任を持ってやっていくんだというような方向性も見えるところがございますので、現時点で私どもの権限で、５年間はその２分の１の軽減を建物を壊しても外さないというようなことは、なかなか難しいのかなというふうには考えておりますが、国のほうで法律が変わってくれば、当然その対応はしなければいけないというふうに考えております。

○議長（稲葉勝男君）　吉川映治君。

〔３番　吉川映治君登壇〕

○３番（吉川映治君）　ありがとうございます。その例のこの秋の臨時国会で成立した空き家対策法ですよね。あの空き家対策法というのは、私も読みましたけれども、あれは自治体の権限の強化ですか、そして、この固定資産税の特例を外すというものだもので、このことでこの空き家対策というものがとれるのかというと、非常に疑問に思うわけでありますので、ここのところはやはり南伊豆町で独自で判断していただくと助かるのかななんてことを思っ

ているんですけれども、そこのところをよろしくお願いしますということです。

そして、次の問題に入ります。

町当局が行っているその各種の支払いに対して、源泉徴収義務が必要な場合に、適正にそれが履行されているか否かということであります。測量業務等の委託に当たりましては、事業者名というものが面前に立ってしまうと、それがどうも法人として勘違いされてくると。そして、この後、所得税とか復興税の源泉徴収漏れが発生してきてしまうというのが、これもまた全国的にかなり見られてくるところでありました。

つい先日では東伊豆町でも、同じその測量士とか建築士の個人事業所への委託料に係る源泉所得税の徴収漏れが約1,750万ほどあったということが新聞紙上で載っておりまして、その対象となっているのが12名の63件だったということも聞きます。

そして、また、南伊豆町に目を戻しますけれども、これも10月７日の全員協議会の中で、南伊豆町でも１名のその源泉徴収漏れが発覚したというところでありまして、その原因というものが大方、先ほども述べました、事業所名が面前に立つものですから、法人と勘違いしてしまった。そして第２に、報酬やその謝礼とは違って、委託料とか役務費には源泉徴収義務がないということを誤認してしまったということが、そこのところでは述べられたわけでありますけれども、ここでちょっと質問しておきたいんですけれども、そもそも、その源泉所得税というもの、これは源泉徴収義務者、我々なんですけれども、当局に源泉徴収義務があるわけでありまして、その徴収漏れというのは我々、こちら側の、町側の責任になってくるわけであります。そして、その徴収漏れというものがあって、その期限内に納付できなかった場合には、これはもちろん不納付加算税または延滞税というものが課せられてくるわけでありまして、これはどこからのそのお金が払われるかと申しますと、もちろん町の皆さんが払っている税金からそれを納めるような形になるわけでありまして、重大な失態を生じさせることにもなるわけでありまして、こういう失態を今後絶対になくすためにも、源泉徴収漏れというものを出さないための策をどのように考えているのかをお聞きしたいんですけれども。

○議長（稲葉勝男君）　町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　お答えいたします。

議員がおっしゃったように、10月７日に一応一部源泉徴収漏れがあったことを説明して、臨時議会で補正させていただきました。本当に申しわけございませんでした。

所得税の源泉徴収につきましては、特定の所得、給与や報酬などについてその所得の支払いの際に支払い者、源泉徴収義務者が所得税を徴収して国に納付する源泉徴収制度が採用されています。また、源泉徴収には所得税法第204条第１項第２号に基づき、またこれにあわせて復興所得税の源泉徴収（平成25年１月１日から平成49年12月31日まで）交通用具使用者に係る通勤手当の非課税限度額を超える金額への課税（距離比例額）平成24年１月１日以降分を実施しています。しかしながら、今年度実施された源泉所得税自己点検調査の結果、過去の支払いについて徴収漏れが判明し、この原因といたしましては、支払い先事業所の法人・個人の誤認、これは今議員がおっしゃったとおりです。支払い科目の徴収該当の誤認などが考えられます。このため、事業主様に説明した後、10月２日に徴収漏れ所得税額を返還していただき、税務署へ即日納付し、町としては、延滞税・不納加算税を11月25日に納付いたしました。

つきましては、今後再発防止策としまして、適正な源泉徴収事務の徹底に向け職員への注意喚起を図ること。職員研修を実施し、職員に対する制度理解の徹底を図るとともに、継続的に制度周知を図る。そして、３としまして、支払い伝票作成時におけるシステム改修や各課における適正な処理確認及び会計室への支払い審査など、チェック体制の強化を図るなど、今後今回のような誤りが生じないよう適切な事務処理に努めてまいります。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　吉川映治君。

〔３番　吉川映治君登壇〕

○３番（吉川映治君）　ありがとうございました。

次に、今度は担当課長にちょっとお聞きしたいんです。今、再発防止策が上手に機能していくことをやっぱり願っているわけであります。

先ほど町長からの答弁の中で、通勤手当のことがありましたので、これちょっとこちらのほうに置いておいて、もう１点だけ注意喚起というところで、外部講師を招いたときには、講師料はこれはもちろん源泉の対象になってくるんですけれども、その場合の交通費とか、旅費とか、または宿泊費、これが実費の相当額であってもこれも源泉徴収の対象になってまいります。担当課長、これについては、源泉徴収は大丈夫でしょうか。お願いします。

○議長（稲葉勝男君）　会計管理者。

○会計管理者（鈴木豊美君）　今の質問に対してお答えいたします。

今言われたのは報償費のことに該当すると思うんですけれども、報償費は主に役務の提供

などによって受けた利益に対する代償を支払いする科目で、講師謝礼、医師謝礼、記念品等が該当でございます。この中で先ほど言われました謝礼については、当然源泉徴収の対象になります。これは相手の講師等の方について、契約内容によってお支払いする謝礼金額と交通費実費、宿泊費等を区別せずに支払う場合には、全額に税金をかけさせていただいております。謝礼金額と交通費実費等を区別して支払う場合には、謝礼のみに税金をかけるということを税務署のほうから指導を受けていますので、このようにやらせていただいております。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　吉川映治君。

〔３番　吉川映治君登壇〕

○３番（吉川映治君）　そのとおりだと思うんですけれども、あくまでも分けて計算していくときにおいては、そのような形、今みたいな源泉徴収義務はないんだというところの回答だと思うんですけれども、いま一度そこのところを再確認をしていただきたいということをお願いいたします。

続きまして、今度はまた各種税金のことで、今度は還付金があったときの還付加算金の未払いのことについてでございます。これ大きなのは、一番考えなければならないというのは、私たちみたいな事業者と給与所得者との違いがあるわけでありますけれども、総体的にお話をさせていただきますと、やはりこの還付加算金が未払いになっていたとか、また要するに本当に支払うべき金額よりは少ないケースで支払われていたという場合が随分ございます。これについてもＮＨＫの取材なんかによりますと、41都道府県の中で約557の市町村で、トータル14億円近い還付加算金の未払いが判明したということであります。そして、今後の調査というものをどんどん進めていけば、さらにふえていく見通しであると思うんです。

近隣の市町では、やはり下田市で今年の９月に、これは国保とか後期高齢者、介護保険のほうなんですけれども、これに対する還付加算金というのが2009年から2013年にわたって45名、約28万ほどあったということであります。私がこの原稿を書いているときは、南伊豆町はどうなんだろうかなと思って南伊豆町から報告は受けておりませんけれども、そういう還付加算金の未払いがあるのかどうかということを質問するつもりだったんですが、これも11月28日の全員協議会の中で、ちょっと還付加算金があったよということを皆さんに公表しました。そして、その翌日には新聞にも報道されたのが事実でありました。そして、この問題の原因なんですけれども、これはやはり無理からぬところがありまして、大抵の自治体というものが法律の規定というものを誤って解釈して、還付加算金が発生する期間、起算日を間

違えてしまう。これを短く計算してしまったがために、その還付加算金が少なくなったというのが大半の理由みたいであります。

例えば、ここでちょっと給与所得者のことについて見たいんですけれども、給与所得者というものが高額の医療費とか、住宅ローンなんかを組んだときには還付金が受けられてきて、当然還付加算金というものが発生してくるわけであります。これは地方税においても、今の話は所得税、ごめんなさい。そして、今後今から話すのは地方税ですけれども、地方税においても、税金が納付した翌日から起算されて加算金が発生してくるというものなんです。これは地方税法の第17条４項第１項第１号に載っている条例でありますけれども、ここに決定的に我々事業者と給与所得者の違いがあるわけであります。

ちなみに、事業者というのは、地方税法第17条４項第１項第３号に載ってくる規定があるわけです。これは所得税の更正の通知がされた日の翌日から起算して１カ月を追加する日の翌日から起算日として還付加算金が計上されてくるものですから、ここに明らかに違いがあるんです。多くの自治体というものは自営業者と給与所得者を混合して同じ時期から計算をしてしまうがために、よく給与所得者には還付加算金の未払いが発生してくると言われているわけであります。

ここでちょっとお尋ねしたいんですけれども、この還付加算金の未払いの発生の原因というものを今述べたわけであります。南伊豆町に限っては、この給与所得者の問題、この間違いというものは、この間11月28日に説明していただいたのは88名、あれは多分事業者だと思うんですけれども、給与所得者に限っては、この還付加算金の未払いの問題というものが発生しているのか、していないのか。担当課長にお伺いしたいと思います。

○議長（稲葉勝男君）　町民課長。

○町民課長（橋本元治君）　お答えをいたします。

未払いの原因といたしましては、議員のご指摘のとおりでございます。88件の対象件数でございますが、当然他税の部分も入ってございまして、国民健康保険税、それから介護、後期高齢入れますと、半数以上になります。基本的には町民税の部分のところがメーンになると思いますが、約５割、半数の方が特徴の対象者、サラリーマンということでございます。数字的にはそういうことになります。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　吉川映治君。

〔３番　吉川映治君登壇〕

○３番（吉川映治君）　すみませんでした。ちょっと私勘違いしていました。あれは、多分事業者がメーンだったのかなと思ったものですから。あの中に給与所得者も入っているということで、問題、疑問は解けました。この還付加算金の条文というものは、やはり難しいことは事実です。だものですから、この点についても総務庁のほうも対応を検討しているということでありますので、今後の動向というものを注視していきたいなと思っております。

続きまして、今度は寄附金のほう、ふるさと納税のことについてです。

ふるさと納税ということは、今さらながら述べることはないと思うんですね。そして、今日またちょっと拙いものなんですけれども、表をつくってみました。この別添資料を見ておわかりのとおり、平成20年からずっと来ていて、その緑色の棒線グラフ、これが総額であります。見てもわかりますとおり、24年から25年、そして25年から26年、これは異常な伸びをしてきているわけであります。これごめんなさい、ちょっと見にくいんですけれども、縦軸の左と縦軸の右がちょっと数字の上でバランスがうまくとれなかったものですから。ちょっとそんなに上がっているような感じはしないんですけれども、26年度、これはまだ決まったわけではないんですけれども、あくまでも今後の予算というところからピックアップさせていただいたんですけれども、約4,500万という収入の数字というのはこれはのっぴきならぬ数字。要するに波線があるんですけれども、これはこれがなかったら随分25年から26年というのは約８倍ぐらいになってきているような状況であります。そして、その隣に載っているその紫色っぽいもの、これはその記念品のものの金額のトータルでありまして、じゃ、緑色の棒グラフからその紫色の棒グラフを引いたのが、これがそのふるさと納税に対する収益かと思うと、これはもちろん違うわけですよね。これはなぜかと申しますと、南伊豆町でもふるさと納税をされている方がいるものですから。我々のその人に対する住民税の一部が控除されているということで、一概的に引いたものが収入になるのかということはちょっとわからないんです。ここで言いたいのはやはり26年のこの伸びというものはすごい、非常に伸びてきているというところがあります。そして、西伊豆町ですけれども、10月末の段階で１億円を突破したということも新聞に載ってきたわけであります。

ここでちょっとふるさと納税のことについて質問をしたいんですけれども、このふるさと納税、こういった棒グラフにしても明らかに伸びてきていることはわかるわけでありますが、これが町当局としては、これをどれほどまでに期待感を込めているのかということを、ちょっと最初にお伺いしたいんですけれども、よろしく。

○議長（稲葉勝男君）　町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　お答えいたします。

ふるさと納税に関しましては、私、就任以来、いろいろとふやしていきたいという方向で頑張っていました。それで、賀茂郡の中で南伊豆町は一番いいなと思っていましたら、何か西伊豆のほうが若手の職員が一生懸命やって、今年度末に２億4,000万という突拍子もない数字を挙げてきたと、予測としまして。それで、やはりその辺は目標であるなとは思っています。具体的にはこの20年８月からふるさと納税寄附制度を導入しまして、当初から数年は年間十数件の申し込みで100万円程度の寄附であったため、平成24年度から特典の見直しを行い、従来の町営温泉銀の湯会館の優待券に加え、農産物を中心とした地場産品７品を加えたところ、平成25年度には前年度の41件から大幅の619件の申し込みがあり、寄附額も総額で603万2,000円となりました。この勢いをさらに進めるために、本年度は特典のリニューアルを行い、特産品の視点から伊勢海老やアワビ、サザエといった海産物と温泉メロン発祥の地のＰＲも兼ねて温泉メロンを特典としたところ、申し込み件数はさらに伸びている状況で、11月30日現在では1,706件、2,236万2,000円の寄附金となり、ふるさと応援基金と合わせて総額では3,461万9,113円という数字になりました。現在少し視点を変え、町内の宿泊サービス体験サービス等を利用できる仮称ふるさと寄附感謝券を創設し、町に直接おいでいただくことを検討しています。でき得るならこれを進めて本当はエコマネーまで持っていければいいなと、このように地域券ですか、というようなことも考えています。そして、西伊豆町の例に触発されたのか、今自主的に若手職員がワーキンググループをつくり、研究を進めるという形で今動いてくれております。

どちらにしても、このふるさと寄附制度は自治体間競争の時代に入ってきました。今後いかに自治体の魅力ある情報を提供し、情報拡散に努めていくかが重要であると考えています。さらに改善・改革を進めてまいりたいと思います。でき得れば来年度は目標をやっぱり西伊豆町ぐらいの数字に持っていきたいなと思っておりますが、職員の努力、いろいろやれるのではないかなと私は思っております。

○議長（稲葉勝男君）　吉川映治君。

○３番（吉川映治君）　もう少しちょっと話を進めさせてください。このふるさと納税というものがこの社会に出てきたということの理由は、その地域間の税収の格差是正ですよね。それとか、ふるさとを応援したいという気持ちを尊重する目的で創設されたわけであります。これが今やふるさと納税を納めることで、その金額から2,000円を引いて、その所得税とか、

自分の住所地の自治体の住民税の一部、正確には所得割の１割なんですけれども、を限度として控除されるまでになったわけであります。そして、この総選挙の結果次第だと思うんですけれども、平成27年度税制改正というのは、寄附金の控除の対象を住民税だけに絞ると。そして住民税だけに絞って控除の限度額を１割から２割に引き上げると、及び申告これは寄附金控除だものですから、申告が必要なんですけれども、この申告を不要にして手続を簡略化しようなどということも検討されているわけであります。

ここでこれから述べるのは、個人的な意見なんですけれども、私なりにふるさと納税を考えている意見でありますが、これを少し述べさせていただきたいと思っています。

ふるさと納税というのは、これは制度自体がこの地方税の原則に反してくるというものなんですね。というのは、一般的に言われる地方税というものは受益負担の原則というものがあるわけであります。地方税の課税根拠というのは、地方の自治体から提供する行政サービスに着目して、その対価として負担するというのがこの地方税の性格のものであります。ここにふるさと納税というものを導入してくると、行政サービスを受けていない地方公共団体にその税、要するにふるさと納税ですから、一応税と言いますけれども、を納める一方で、その住んでいる住所地の地方団体からの住民税、地方行政サービスを受けているにもかかわらず、地方税の一部を免除してもらうということになるわけであります。この事態、この考え方というのは、住民税を全額納めている人にとっては、非常に不利益になってくる可能性があるというところがあります。しかも、その不利益というものが個人の意思によって一方的に生じてきてしまうわけでありますから、これは万人が平等に税金を負担するという原則をやはり揺るがしてくるものなのかなということを今考えております。これはある著名な方だと思うんですけれども、このふるさと納税を称して迷惑なサービスのただ乗りと言った方がいらっしゃるんですけれども、これはそのことだと思うんですね。今、租税の大原則からちょっと離れていってしまうということを述べたんですけれども、さらにちょっと深刻になり得るであろう問題に、今度は地方自治の理念からもちょっと理念を無視しているような制度でもないかなということもちょっと考えております。

これは地方自治というのは、地方公共団体が独自に徴収する地方税、この地方税の上に成り立っている組織であるわけでありますので、この地方税こそが地方自治の基盤であると言っても私は過言ではないと思っています。この地方税を基準に地方公共団体の行政努力によって無駄な経費を削減、節約していって、他方では今よく町長がおっしゃるとおり、企業とか住民を誘致してその税収をふやそうとする。この努力が重要でありまして、この努力こそ

好循環の効果を期待される原動力になってくるんじゃないかなと僕は思っております。

したがって、このふるさと納税というものは、今僕が述べました受益負担の原則を破壊しかねない制度なのかなとか、その租税の大原則から離れてくる可能性というか、心配があるわけでありまして、その行く先というのは今度地方税の存在意義自体が薄くなってきてしまうと。そうすると、結局地方自治体の存続も危うくなりかねないなんていうこともひもつきでずっと考えられてくるわけであります。これがちょっと今少しふるさと納税について、もやもやしているところのやはりこれが私のまとめた意見なのかなということを思っております。さらに、この問題に加えて、先ほどから出ている記念品の問題です。このふるさと納税を今ここでヒートアップさせていっている１つの原因の理由としては、このお礼合戦があるわけですよね。今町長がおっしゃいましたけれども、一定額以上の寄附に応じてその自治体の特産物を送るところが多くなってきたと。そして、その種類は肉とか、お米、また食材からイベントのチケットか、温泉旅館の優待券などもあるわけですが、この全国の自治体によるお礼合戦の過熱化というのが今非常に問題になってきていることも事実である。確かに地域の知名度を上げるということ。それで地域の活性化のためになるということについては、これはもう大賛成なんですけれども、これがあるからといって、ふるさと納税というものが成功しているかというと、やはり違った面では、またどうも手放しでは喜べないんじゃないかなということを思っております。

ちなみに、この制度のお礼の過熱ぶりについて、石破地方創生担当大臣もおっしゃるには、総務省というものが何らかの限度の見解を示してほしいということを述べているほどであります。こういう問題点をちょっと私なりに露呈、要するにまとめ上げてきたこのふるさと納税、そしてそのふるさと納税をヒートアップさせている記念品があるわけですけれども、このふるさと納税に関して非常にやっぱり言いにくくて、南伊豆町にとっては、このふるさと納税というものは、本当にもう打ち出の小づちみたいなところがあるんですけれども、この制度をどこかの時点で歯どめをかけるわけではないんですけれども、そういうことも必要ではないのかなということを考えておりますけれども、この点についてはどうですか。

○議長（稲葉勝男君）　町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　非常に大きな問題を今吉川議員が提案されたわけですけれども、私は現実の問題として本来は地方交付税がもっと機能すべきであろうと。我々に与えられている地方交付税というのは、大体基本需要額とかいろいろな形の中で、たかだか18億から20億だ

と。町村運営をやっていくのに40億ぐらいのお金が必要なのに、何で全額来ないのかという地方税だけでは賄い切れない部分、ということはどういうことかと言いますと、私は東京都が大体30兆円の基金を持っていると、一極集中していると、税が東京都に集中していると。この税がなぜ東京都に上がるのかといったら、人材を田舎から派遣しているんですよ。私たちも子供を育て上げて、そして、私たちの親も子供を育てて全部東京へ送ってしまった人材を。そのお金は全部ここの町から出たりして、田舎から全部出ているんです。そのお金をかけた子供たちが、人材が、宝が東京へ行って、営々と税金を納めている。この税金は本来は田舎に返ってきていいものではないかと、僕はこういうふうに考えています。だから、ふるさと納税大歓迎というか、そしてただ、議員がおっしゃるように、贈り物の過熱化、この辺はやはり改めていかなければならないのかなと。その辺はやはり常識的な範囲というものを我が町では守りながら進めていきたいと思っております。

それで、早く言えば、もっと国のほうで国税というか、県税とか国税とかそういうものを集めたときに、地方にもっと手厚くしていただきたいというのが本来です。補助金であったり、交付金であったり、そういうもので国が地方をリードしていくというか、差配していくということ自体が本来の誤りでしょうと。地方自治を認める以上は、国は十分な交付税を地方に渡すべきだと。自治体運営が十分できるだけのものを渡すべきだと。ただ、その苦肉の策としてこのふるさと納税もあろうと思いますし、だから、少しでも地方交付税の足らない分を賄えるような状況で、私はこの制度をこの町として運用できればいいなと。そして、全国の自治体もやはり同じような形の中で皆さん考えているんじゃないかなと思います。確かに不交付団体みたいな形になってくれば、非常にいいわけですけれども、これは全国の自治体の中で本当にあの不交付団体になるなどというのは、なかなか非常に厳しい状況の中にありまして、その努力はみんな各自治体しているんでしょうけれども、ふるさと納税に関しては、私はそのように考えております。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　吉川映治君。

〔３番　吉川映治君登壇〕

○３番（吉川映治君）　そうなんですよね。好意を持って寄附していただく方々の志というものはありがたく受けなければならないとは思っているんです。だけれども、ふるさと納税というのは概念論云々かもしれないんですけれども、実際ふるさと納税ができ上がったときの理想的な理念と今もう随分乖離してきてしまっているような状況、これはやっぱり記念品の

問題があるんですよね。だから、単なるお礼合戦ばかりを狙った寄附になってはしないかということも、やっぱり気になっているところでありまして、いま一度、このふるさと納税というものを寄附を受ける、恩恵をこうむっている側から問い直してみて、もう一度改めて考えてみるのもいいのかななどということは今でも思っております。そして、私の言った個人論ではないんですけれども、個人的な意見みたいな抽象論からちょっと離れて、これかなり現実的な問題になるかもしれないんですけれども、このまま過熱化してきてしまったら、ふるさと納税以外の寄附金には一切みんな目をくれなくなってきてしまうという心配もあると思います。要するに、ふるさと納税というのは、やはり論議すればそれだけのメリットがあるわけですけれども、ほかの寄附金のことに関しては何のメリットもないような。これはやはり真剣に考えていかなければならないというところ、そういうふうにならないためにも、納税者とか寄附をする方々が、税とか寄附というものについての正しい判断を持つ。そして、その地域の活性化のために地方自治体同士の健全なる競争というものを促すような新しい、そして別の知恵というものを育んでいくべきではないかなと私は思っております。すみません、１問目は随分時間がかかってしまって申しわけなかったです。

これで２問目に行きますけれども、この２問目、今回題材とさせていただくのは、地域医療介護推進法の成立とその影響についてということであります。これ今まで介護とか医療について大きな改革案を盛り込んできたのが、この地域医療とか介護推進法でありまして、これが６月18日に参議院本会議で可決して成立したわけですよね。これの趣旨としましては、65歳以上の方が３割になるであろう2025年以降も医療や介護が破綻しないための改革案を盛り込んだものとして国側は説明しているんですけれども、どうもふたをあけるとそうではないと。介護保険の給付額というものを抑えようとする。そして抑えて、それは個人とか自治体のほうにその負担をしていただくというのが大きな目的なのかなと思っておりまして、思うにいろいろ新聞紙上では騒がれるんですけれども、現場の声が届いてはいないよとか、聞こえてはいない。現場を見ていない。実態を把握していない等の改正であるということは言わざるを得ないというのも私も見ると内容としてはそう思わざるを得ないです。

したがって、少しその改正案についてをピックアップして、ちょっと検討はしたいなと思うんです。まず第１に、給付を見直す内容についての改悪案の１つ、給付を見直す内容としての改革案の１つが地域支援事業の見直しということが上がってまいります。これは何かと申しますと、要介護が比較的軽い人たちが利用する訪問介護とか、通所介護のサービスの内容や料金を全国一律の介護保険料から外していくと。外して市町村の裁量に委ねてそれで広

げていこうというものであります。つまり、その市とか町がサービスの内容料金を決められることとしてＮＰＯとか、ボランティアにもその担い手となっていただくことでコストを抑えていこうというものであるわけであります。これ予防給付でございますけれども、予防給付について私が懸念しているということは、その訪問介護とか、通所介護はともにもう2014年４月から順次新しい地域支援の総合事業に移行していくということになっておるわけでありますけれども、さきの８月に示されたガイドラインの中で、この実地の水準の低下が随分心配されるところであるわけであります。さらにちょっと具体的に見ますと、そのガイドラインに載っている総合事業内の多様なサービスというものへの移行というものを随分促されるわけでありまして、この基準の担保となっている設置とか、運用基準とか、人員配置、報酬水準とか、利用者の負担等は市町村に委ねられるようになります。ということは、その自治体の方針とか財政力、ＮＰＯ、ボランティアのサービス基盤の整備の状況によって、それぞれ市町村でサービスの差が出てきてしまうおそれがあると思うんです。今述べられたところを参考にして、ちょっと私も１つ質問をさせていただきたいんです。

この介護保険というものが今まで行っていた要支援の１と２の人的サービス、通所介護とか訪問介護を今のような地域支援事業への移行をさせるわけですけれども、それに伴ったサービスの低下は、ここ南伊豆町においてもあり得るのだろうかと。そして、それがもしあり得るということがあるとしたら、それをどのように補うかを担当課長にお聞きしたいんですけれども、お願いします。

○議長（稲葉勝男君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（黒田三千弥君）　お答えいたします。

実際、法律というのは、私どもは医療介護総合確保推進法と呼ばせていただいています。その中に議員がおっしゃるように、総合事業と申しまして、今現在、介護保険の制度上、要支援１、要支援２に対する予防給付サービスが法律に基づいて定められたものが給付されています。それを要は地域支援事業のほうに一部通所、訪問サービスの中の一部を２事業に対して、地域支援事業のほうに移行するというのが制度の概略でございます。

議員おっしゃるように、地域基礎自治体のほうにサービス内容等、どう展開するかは任せられておりますので、非常に小規模自治体におきましては、人材等大きな、どう育成していくか、実際あるのかどうなのか、そういうことが非常に私どもも懸念されているところでございます。

この法律の施行を国のほうが来年の27年４月１日から施行しますということですが、市町

村によっては、実情を鑑み、２年間施行をおくらせても構いませんというところの法律になっております。私どもも27年４月１日から施行に向けて準備を進めたいところなんでございますが、先ほど申しましたように、人的なサービスをどのようにするか。まだ決まっておりません。そこで３月定例会において条例の一部改正もしくは新規条例で施行期日を29年４月、国が定めたぎりぎりの制限のところまでにおくらせまして、施行をしたいというふうに考えております。

なお、その個別なご質問のどのように今対策を考えているかという件でございますが、訪問介護、通所介護の対応につきましては、それぞれどのようにするかですけれども、１つは実はこれアンケートを今年実施いたしました。大体80名ぐらいの要支援１、要支援２の方にアンケートを実施しまして、その今分析をしている最中でございます。その点、やっぱり介護の掃除などの家事支援というのも結構大きなウエートを占めてございますので、ボランティアの育成、軽度生活支援の実施ということで１つは、できればですけれども、介護支援ボランティアのポイント付与制度等も含めたボランティアの育成も考えていきたいと。あとはシルバー人材センターさんの活用も考えたい。通所につきましては、今年度から始めています高齢者サロンの立ち上げ運営支援等を継続的に実施しまして、地域でなれたところで通える場をつくっていこうと。そういうふうに事業展開も含めてございます。また、新年度予算に向けてその育成についても予算計上を検討しております。

以上でございます。

○議長（稲葉勝男君）　吉川映治君。

〔３番　吉川映治君登壇〕

○３番（吉川映治君）　ありがとうございます。

そして、次の質問として、ケアの主力となるであろうＮＰＯとかボランティアの確保というのは大丈夫なんだろうかということ。そして、今のこの予防給付に向けての町への移行がどれくらいの進捗状況で準備が整っているのかということをちょっと質問しようかなと思ったんですけれども、今の回答の中であったものですから、これで私のほうも納得しました。

ただ、町側の責任というものが非常に重くなってきているということがわかるわけであります。ちなみに新聞なんですけれども、11月27日付の記事に「要支援サービスの８割が見通せず」とあったんですね。これはやはり今の市町村が今回のこの改正法によって苦し紛れでどういうふうに道をたどっていったらいいのかということを端的に如実にあらわしている記事だったんですけれども、やはりこういう非常に苦しい心うちがわかってくるような形であ

ります。

次の質問に移らせていただきますけれども、今度は施設給付の重点化ということでありまして、特別養護老人ホームの新規参入者を要介護の３以上の中重度に絞るという内容のものであります。

これについて全国の老人福祉施設協会によりますと、要介護度１と２の方で特養入所者の入所理由というのは、１つ目には介護者の不在、そして２つ目には、介護が困難である。この２つの理由が約６割を占めていると。そして、その次の３つ目というのは今度は認知症というもので、これが２割を占めている。実に８割がこの今の３つの理由で占めているわけでありまして、実際国側のほうもそういう異論があるわけですので、厚生労働省のほうが重度の認知症であれば介護１、２の方でも入所はできるよということは修正はしてあるわけですけれども、これはあくまでも例外であるということ。そして原則は変えていないわけであります。想像するに行き場のない介護難民の方の増加はかなり避けられないのではないかなと思うんです。

ちょっとここでまた改めてお聞きしたいんですけれども、特別養護老人ホームへの新規入所の条件改正についてですけれども、この支援の必要度というものは要介護度にあらわされるものではないということは私は理解しております。それでもあえて要介護の１と２の人は在宅でということをおっしゃる。在宅というのが適切かどうかわからないんですけれども、特養に入れないということをおっしゃるのでしたら、町側として今後出てくるであろう介護に困る方々、介護本人も介護認定者の方もそうなんですけれども、介護する困る方々の受け皿として、町は今後どうしていったらいいのかということを考えたいと思うんですけれども、この点については、担当課長、お願いできますか。

○議長（稲葉勝男君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（黒田三千弥君）　お答えいたします。

議員おっしゃっている同じその法律の中で大きな改正項目の中に特別養護老人ホームへ入所要件の明確化ということで、重点化ということが定められました。介護３以上を原則とするということで、特例入所は認められております。ただ、今現在、私みなとの園に確認しましたところ、大体介護３以上の人が78％を占めているそうです。今の入所基準、要は入所判定基準も相当重たい方、重点化に向かっている現実はございます。

議員がご指摘されるように、１、２の方であっても認知症、介護者が不在、在宅では困難という方がいること自体はおっしゃるとおりでございます。そこに特例入所ということで、

基準を設けて市町村が関与ということで、報告をいただく特例給付がございます。特例入所がそれになっております。当然介護保険の基本というのは、住みなれた地域での介護サービスを使って、より長く住んでいただくというのがこの法の基本理念でございます。私どもも在宅サービス等の視点をしっかりと持って、サービスの充実ということを図っていきたい。しかしながら、当然入所者、入所施設が必要であるという理念も捨てておりませんで、包括的にやるということでございます。今回、計画しています特別養護老人ホームの整備につきましても、入所者の待機の解消という側面を持っております。

いずれにしても、介護だけではなくて、医療や予防、生活支援等一体的に提供する地域包括ケアシステムを構築というところで、今度一生懸命努力してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（稲葉勝男君）　吉川映治君。

〔３番　吉川映治君登壇〕

○３番（吉川映治君）　ありがとうございます。もう時間も差し迫ってまいりましたので、最後の質問、これ、もちろん町長にお聞きしたいんですけれども、町長の肝いりの健康福祉センターの建設とに関係して、この地域医療介護推進法はその当該センターの建設整備に当たっても当然考慮していかなければならないものであると思うんです。あくまでも地域支援センターというものは、やはり町民の方々の健康の維持、そして増進を図るものであるということが前提にあるわけであります。そして、町長は平成27年度から29年度、この３年間を期間とする第６次介護保険事業計画を策定するとして、そして最終年度に当たる平成29年度には、この健康福祉センターを完成させて、そして事業を展開していきたいという旨を９月の一般定例会の行政報告の中で述べられたわけでありまして、当然その第６次介護保険事業計画にもこの介護推進法等の影響はもちろんあるでしょうし、同時に健康福祉センターの建設整備というものが違った方向に動いていく可能性も僕はあると思うんです。あくまでも地域支援センターというものは、町民の方々のためであるということを念頭に置けば、町長の描いている健康福祉センターが、この地域医療の介護推進法があっても揺るがないよ、はたまた以前とは少し違ってきているんだよということを、今ここでもし違ってくるようだったらその違ってくる内容、いや違ってきていないんだったら違わないんだということを、ここで明言していただきたいと思うんですけれども、お願いします。

○議長（稲葉勝男君）　町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　お答えいたします。

医療介護総合確保推進法において、地域において効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するとともに、地域包括ケアシステム構築することを通じ、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進していくとされ、介護保険法関係においても法整備がされ、その多くは平成27年から実施施行されます。高齢者が住みなれた地域で生活を継続できるようにするため、介護、医療、生活支援、介護予防の充実を図り地域包括ケア構築に向けた予防給付の地域支援事業への一部移行など、サービスの充実、特養新規入所者を原則要介護３以上に限定する施設機能の重点化を図られます。加えて低所得者の保険料軽減拡充、保険料上昇をできる限り抑えるため、所得や資産のある人の利用負担を見直すなど、費用負担の公平化が図られます。

このような制度改革がなされる中、平成27年度から平成29年度の３年間を期間とする南伊豆町第６期介護保険事業計画の策定を進めております。制度改正への対応、地域の課題把握、社会資源の発掘など、計画に反映し地域の特性に応じた地域包括ケアシステムの構築に努めてまいりたいと思っています。

また、平成29年度開所を検討している健康福祉センターにつきましても、地域包括ケアシステム構築に向けて介護、予防、生活支援の拠点施設となると考えており、これからの杉並区と進める特別養護老人ホームの整備とあわせて機能について静岡県と協議してまいります。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　吉川映治君。

〔３番　吉川映治君登壇〕

○３番（吉川映治君）　今その意見をお聞きしたかったわけであります。町の皆様の良識の中で、生活の弱者とか、生活に疲れている介護難民の方々を支えていかなければならないと思いますので、ぜひそこのところはよろしくお願いいたします。

これで私の質問を終わらせていただきます。

○議長（稲葉勝男君）　吉川映治君の質問を終わります。

ここで、昼食のため午後１時まで休憩します。

休憩　午前１１時５５分

再会　午後　１時００分

○議長（稲葉勝男君）　休憩を閉じ、会議を再開します。

◇　谷　　正　君

○議長（稲葉勝男君）　４番議員、谷正君の質問を許可します。

谷正君。

〔４番　谷　　正君登壇〕

○４番（谷　　正君）　通告書によりまして質問させていただきますが、午前中の町長の行政報告の中にも私が質問を通告した内容があるもんですから、改めてということと、省略するところは省略という形で質問させていただきます。

まず最初に、観光振興とインバウンド政策ということで、その中の一番最初に、観光振興と誘客対策の考え方、また、今後のいわゆる町、当然町だけでは観光というのは裾野が広いもんですから、いわゆる関係団体と観光協会なり、宿泊事業者等の関係もございますが、そういう形でお伺いします。

過去の歴代の町長の答弁では、南伊豆町の基幹産業は観光であるというような答弁が必ずなされております。改めて梅本町長は、今でもそういうお考えなのかお伺いいたします。

○議長（稲葉勝男君）　町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　お答えいたします。

かつて当町においては、木炭の生産と伊豆石の採掘が盛んで、それによって現在の約２倍の人口が支えられていました。広い平地を有する地域だけが高度経済成長を遂げていく中、平地が少ない工業立地等の余地のない伊豆に開通した鉄道は日本人のライフスタイルの変化とも相まって南伊豆への観光ブームを巻き起こし、当町は生産地から観光地に生まれ変わりました。それ以来、町の基幹産業は観光であることには変わりないと思っております。

日本の主要産業である自動車産業を頂点とする製造業が、安い賃金の労働力を求めて生産拠点を海外に移転させつつあります。これまで各種部品工場、組み立て工場を抱えていた自治体は、安定した税収と雇用先を失う中、国策も相まって日本全国総観光地化の時代に入りました。インターネット等が日常生活に浸透した今、一個人が入手できる観光情報量は10年

前の400倍以上に膨らんだとも言われております。

このような中で、国内はもとより国際的にも幾多の観光地間で誘客競争が発生しております。いかに魅力的であるかが来訪者獲得の最大の条件となっておりますが、もはやそれだけでは市場が足りません。日本の人口、すなわち市場は向こう30年間は減少し続けます。対策としましては、伊豆半島を日本一ではなく世界一有名な半島にする必要があります。そして、南伊豆を外国人が当たり前のように歩いている地域にしなければなりません。各種施設の受け入れ状況の関係で習慣、宗教、食事等の問題から当町ではまだまだ厳しい地域もありますが、台湾を初め、オーストラリアとまずは環太平洋地域に当町を宣伝しているところであります。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　谷正君。

〔４番　谷　　正君登壇〕

○４番（谷　　正君）　それでは、もう一つお伺いしますが、いろんな産業、事業というのは現在の日本の経済体制、それから世界の経済体制、主流を占める世界経済体制の中では、いわゆる競争原理というのが必ずどこかで働いていると。これについては、いろんな意見、学者等の意見があるんですが、日本の大手のエージェントの中で私が聞いたところによりますと、やはり観光も競争であるよという私たちは認識をしているという中で、これを南伊豆に置きかえたときに、過去に伊勢海老まつりとか、一條地区を主体とした竹の子村がいわゆる日本の先進地で観光バス、それからお客さんが伊勢海老なら伊勢海老について相当この伊豆半島の最南端においでになったというようなことがあります。ただ現在、それを首都圏とか、そのいろんな竹の子だとか、伊勢海老の産地の周りを見ますと、首都圏で言いますと、竹の子狩りを千葉でやったり、伊勢海老まつりを千葉でやったり、また県内ですと、伊東周辺で竹の子園をシーズンになりますと開設したりというような現状があるんですが、そうしますと、その先進地でありながら南伊豆の魅力というのが当然失われて、その商品というか、竹の子狩りだとか、伊勢海老まつりの売り出す商品というのが魅力がない。陳腐化して現在の観光客はその当時から比べまして、対象が非常に多種多様な選択ができるというような時代になってきていますが、それで南伊豆町も来訪人口の減少が現在では見受けられるというようなことがあるんですが、それらに対してのいわゆる誘客、いろいろＪＲ東日本だとか、個々の誘客等については、観光協会なり、商工会なり、それから宿泊事業者とのいろんなキャンペーン等をやっていられて、私も時々所用で首都圏のほうへ行くんですが、いわゆる伊

豆急が東急グループだもんですから、それのつり革だとか、駅の掲示板にその伊豆の宣伝のパンフレット等があるんですが、いまいち昔よりはインパクトがないなというような感じがしているんですが、それらについての今後の対応とか方法を、それから将来はどのように考えているのか。お考えがありましたらお願いしたいと思います。

○議長（稲葉勝男君）　町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　お答えいたします。

先ほども答弁いたしましたとおり、観光というのは非常に重要なこの南伊豆町の基幹産業だと思っております。それで、相対的に今南伊豆町で観光をどのようにということで考えているのは、やはり旅館、ホテルだけでなく、民宿業が非常に盛んだった時代があります。600軒ぐらいあった民宿業が相当減ってきて今100軒ぐらいになってきていると。そういう中で、もう少し民宿客をふやすという意味の施策は進めていきたいなと思っております。

また、議員のおっしゃるとおりいわゆる竹の子村とか伊勢えびまつりとか、いろいろイベントを打ってきたわけですけれども、今後も新しいイベントを打っていかなければならないなとは思っております。その中で今南伊豆町は、オープンウォータースイミングレースとか、夜桜☆流れ星、そして今年から始まりましたみちくさウルトラマラソンとか、スプラッシュウォーターパークとか、そういう形の中で大分誘客に弾みがついて来ているなという感じもしています。そしてヒリゾ浜ですか、第２のヒリゾ浜を探そうなどという話も出てきております。何しろ全体的に来遊客をふやすためには、新しい視点に立った観光の場所とか方法、そういうものも当然これから考えていく。ぜひ議員のほうからもいいアイデアがあったらお願いいたします。

○議長（稲葉勝男君）　谷正君。

〔４番　谷　　正君登壇〕

○４番（谷　　正君）　それで、これ１つの提案なんですが、今桜まつりのときに「夜桜☆流れ星」というイベントをたしか町がある程度の主催ではないんですが、かかわりでやっているんです。その中で町長、マスコミ等テレビ等でご存じだと思うんですが、東京駅等のマッピング、それから私が直接見たのは、東京駅もそうなんですが、芝の増上寺をプロジェクトマッピングやった中で、若いタレントさんがやって非常にいいということですが、その夜桜☆流れ星とプロジェクトマッピングのコラボというのが相当お金がかかるということなんですが、そういう感じのものを県のほうとの関係で検討するお考えがあるのかないのか。お伺

いしたいと思います。

○議長（稲葉勝男君）　町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　お答えいたします。

マッピングに関しましては、シンガポールのベイエリアでしたか、マリーナベイサンズでしたか、あそこで非常に大きなマッピングやっていられていまして、また、東急とか伊豆急のほうからもマッピングをやらないかと。流れ星のときに青野川でという話がありましたけれども、具体的にじゃどれぐらいの資金が必要なのかという話の中で、やっぱり1,000万、2,000万というような資金が必要になるという話で、今非常に考え中というか、それだけの投資をして果たしていいんだろうかというのが今の私の考えです。

○議長（稲葉勝男君）　谷正君。

〔４番　谷　　正君登壇〕

○４番（谷　　正君）　わかりました。県のほうがいろんな形で情報をとりますと、非常にいわゆる静岡空港絡みの関係で伊豆半島とか、それから浜名湖とかというような形でお客をそこに入れるというような方向性があるらしいもんですから。当然町単独、また、それから静岡県と賀茂というか伊豆半島東部の協議会等でもちょっと荷が重いかもしれないんですが、それは県のほうとの関係で、ぜひ実行を県なり何なりと相談して検討をしていただきたいと。これは答弁は要らないです。それでお願いします。

次に、トップセールスの考え方ということでお伺いします。

先ほどの町長の行政報告にもございましたが、本年の10月10日から14日において、中華民国、台湾の北投温泉で、伊豆東海岸国際観光モデル地区整備促進協議会の構成団体の首長さん方、町長も行かれたということです。トップセールスが台湾を訪問して北投温泉の温泉博で視察研修をやって、いわゆる石廊崎というんですか、南伊豆にもちょっと似ているというような野柳地質公園を視察して、意見交換や、それからいわゆる日本の窓口であります交流協会、亜東協会、それから財団法人の台湾観光協会や、その観光エージェントであります旅行社を訪問して交流を行ったと聞いているんですが、それの成果とか、今後それを踏まえた中でいわゆるトップセールスはどのようにお考えなのか。お聞きしたいと思います。

○議長（稲葉勝男君）　町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　お答えいたします。

トップセールスに関しましては、台湾というお国柄から非常に有効性というか効果があるなというような気がしております。そして、状況を見ながら今後も続けていきたいと思っています。

それで、まず台湾からの訪日客数ですけれども、昨年は約230万人を数えて、これは台湾の人口の約10分の１に当たるそうです。国全体が親日的で、台湾はこの数字が示す以上に非常に大きなマーケットであると考えています。台湾のほうでは日本からの来遊客は120万程度だと。もっと倍増ぐらいできないかというようなお話もありました。これは国策の中でやっていくことでしょうけれども、我々もできる限りそのようなことも考えていきたいなと思います。

このような中、10月10日から10月14日にかけて行政報告でもいたしましたが、伊豆東海岸国際観光モデル地区整備推進協議会の構成員である伊東市長、伊豆の国市長、東伊豆町長、河津町長、西伊豆町長らとともに台湾を訪問してまいりました。視察した北投温泉博の開催された北投地区は、かって日本の昭和時代のタイプの観光地で一世を風靡した場所ですが、その後、衰退した観光地です。昨年、台北高速地下鉄網の整備、新駅開設等、日本式都市型スーパー銭湯の整備により、民間資本によって温泉博が開催されるまでに復興し、地域活性化のよい手本となっております。

また、野柳ジオパークは、指定管理者制度を活用した公園を独立採算により運営しているもので、石廊崎再開発の手本になるものと私は考えております。経営人の交流を進めており、今後の相乗効果も期待できると思っております。もっともっと野柳とは交流を深めていきたいなと、このように思っております。

さらに今回は、行政報告でも申しましたとおり、日本交流協会台北事務所、亜東関係協会、台北観光局、台湾観光局、そして台湾観光協会等も表敬訪問し、非常に貴重な意見交換ができたものと認識しております。

加えて11月７日には、以前から台北と交流関係にある杉並区の働きかけにより台北駐日経済文化代表処、代表沈さんとの意見交換会が開催され、その会に参加させていただく機会があり、亜東関係協会がその本部でありますので、大変友好的に会合を進めることができました。

そのほかにも、森県議の紹介で台北駐日経済文化代表処の横浜分処長の粘さんとも会ったりし、いろいろと南伊豆町の宣伝というか、そういうことに努めているところであります。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　谷正君。

〔４番　谷　　正君登壇〕

○４番（谷　　正君）　それで、今、北投温泉博の話の答弁の中で、野柳へ行ってきたという話なんですが、これ町長の口から石廊崎の再開発に非常に参考になるというようなお話がありました。その北投温泉の近くに地下鉄で行けるところですよね。夕日がきれいな、いわゆる台湾の西側の台湾海峡を中国本土に向かって淡水というところがあるんですが、ここが非常に夕日がきれいで、その夕日を見るのに公園化されて、石廊崎の昔みたいに、シーフードとか、いろんな土産物の売店、それから日本のすし屋もたしか、経営者は台湾の方かわからないんですが、日本のすしを食べさせるというようなお店もあるもんですから。今度いろんな面であれしたら、ぜひ地下鉄一本で台北の駅から行けるもんですから。そういうところも参考になるのではないかなということで、これはぜひ行ってくださいということでお伝えしておきます。

次に、各種博覧会イベント等の参加の考え方ということで、これは私ごとになるんですが、平成26年11月７日の金曜日から11月10日の月曜日の４日間、同僚議員であります齋藤要議員とともに私用で台北へ、台湾を来訪したんですよ。といいますのは、台湾の旅行業経営経理人協会、それから台日文化経済協会、台湾日本研究学会、台湾日本日本語文学会、それから日本語公訳人学会とか、日本の国土交通省の通訳の案内士というような肩書を持っている台湾の方とか、それから、町長ご存じだと思うんですが、台湾のエネルギー事情というのは、日本と同様に石油が出ないよと。それから天然ガスも出ないよというエネルギーのもとが何もないよという形の中で、日本にありますある大学の教授が、台湾行政府のエネルギー顧問をやっていまして、日本で私の友達が会った中で、ぜひ台湾へ行ったら日本のエネルギー事情にも通じているもので、台湾で会って話を聞いたほうがいいよというようなアドバイスをいただいたもんですから。そういう中でその方にお会いするつもりで行ったんですが、８日の朝、一応先ほど町長の行政報告の中にもありましたけれども、静岡県庁の台湾事務所の宮崎所長に二、三年前に行ったときに私お世話になったもんですから、来ていますよというようなお電話を差し上げたところ、その方は何か台中にお住まいになって、台北の事務所にお帰りになっているということなんですが、今台北にいますよということで、土曜日ですけれども、何をやられているんですかという話の中で、いや、台北の台北101といういわゆる日本でいうスカイツリーみたいな高層の名所があるんですが、そこのところに日本で言う世界貿易センターというようなイベント会場があるんですが、そこで台北国際旅展、日本で言う

旅行博の2014年のイベントをやっていますと。そういう形で私はそこで静岡県の責任者として、そこに現地の責任者として今日は行っていますというような連絡をいただいたもんですから、じゃ、私もほかをキャンセルしてそちらにお伺いしますというような形で、先ほど申し上げました同僚の齋藤議員と２人でお邪魔しました。

その中で現地へ行きますと、当日の会場というのは第３ゾーンの中で行ったんですが、会場がいわゆる対面通行ができないほどの人間でごった返していまして、ようやく齋藤議員と２人でその静岡県のブースへたどり着いたんです。そうしましたら、いわゆる県の観光交流局長の藤原局長、それから松永主査、これは駿河のフェリー担当の方だそうです。それから先ほどの東海岸からの熱海市役所の小泉さんだとか、西伊豆観光協会の鈴木さん、それから西伊豆町の役場の藤井さんというこれは女の方ですが、それとか河津町の女の方で相馬さんという方が現地で応対していまして、伊豆半島のブースへお伺いしたところ、熱海からいわゆる西伊豆、松崎町ののぼり旗は全部あるわけですよ。南伊豆町ののぼり旗が東海岸の協議会の中でメンバーにも入っているのにもかかわらず、それがなかったと。それから職員もいなかったと。それはそれとして、藤原局長に県のほうのブースにも案内されましたら、いわゆる南伊豆町から県へ派遣されている町の黒田君ですか、黒田君が県のブースでほかの浜松市の職員の方と一生懸命応対していたということがあるんですが、こういう形の中で今後のもの、イベントなりのものを当然県のほうでは声はかけてきていると思いますし、東海岸の協議会の中に南伊豆はメンバーとして入っていると思うんですが、これがなぜ南伊豆ののぼり旗だけがなかったのか。また、職員がいなかったとかというのは、何か理由があれば教えていただきたいと思います。

○議長（稲葉勝男君）　町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　お答えいたします。

11月には台北旅行博への共同参加が静岡県の主導で行われることになっていましたが、本年度は町の自主事業や補助金制度の見直しなどがありましたので、残念ながら参加ができませんでした。

台湾においては、主に春と秋に台北旅行博、高雄旅行博といった大きな旅行商談会が定期的に開催されております。当町でも３年前から台北と高雄どちらかの旅行博に担当者が参加するようにもしております。また、数年前からオープンウォータースイミング国際大会の関係で台湾成人遊泳協会との交流も続けています。

また、10月には、台北市と杉並区及び当町の中学生たちが野球を通した交流等もしております。このような交流の積み重ねにより、台北市の幾つかの旅行代理店とは直接旅行商品の相談ができるようなところまで来ています。

今後も、ふじのくに静岡県台湾事務所、台北駐日経済文化代表処及び杉並区等を通じて引き続き台湾への誘客活動に取り組んでまいりたいと思います。

本年度につきまして、５月には産業観光課の担当職員が高雄旅行博に参加しました。静岡県台湾事務所と連携して町を宣伝してまいったわけです。旅行博においては、宣伝ブースの設置だけではなく、会場の中央付近にステージが設けられ、ブースごとのコマーシャルタイムが割り当てられておりますが、ここに町長、議長、議員団などが登場して町を宣伝することが台湾のお国柄は非常に大きな意味があろうかと思います。

６月には、産業観光担当課職員と観光協会職員が台北に出向き、旅行代理店を相手に旅行商品造成の協議も実施しております。

また、先ほども申しましたとおり、10月には私がトップセールス、そして副町長がトップセールスを２週にわたって展開し、平成27年３月、いよいよ台北の旅行代理店が町内に宿泊する旅行券を造成販売するところまでこぎつけております。

新年度につきましては、台湾における観光宣伝イベントを本年度以上多く参加するようにし、体制は整えてまいりたいと思います。非常にこの台北の旅行博に参加できなかった形は申しわけございませんでしたが、今後はその辺も気をつけて進めていくようにいたします。

○議長（稲葉勝男君）　谷正君。

〔４番　谷　　正君登壇〕

○４番（谷　　正君）　それで、先ほど申しましたように、会場のブースの位置なんですが、日本官公庁の斜め前、それから全日空、日本航空、関東、東北、それから県では群馬県のブースが近くにありまして、先ほど行政報告でも２月に台湾の観光エージェントが南伊豆町に来て、いろんなお話をされたということなんですが、この台湾のエージェントのブース、たしか齋藤議員にお聞きしましたら、伊浜にもおいでになったという鳳凰、フェニックストラベラーズですか、それとか燦星だとか、東南社だとかという、そういういわゆる南伊豆へおいでになった旅行会社が斜め前にすぐ通りを隔ててあったわけですよ。だから、そういうものの中、交通公社に聞きましたら、１社１社のエージェントの規模は非常に小さいそうです。逆に小回りがきくというようなことがあります。もう一つは、そこの賀茂郡の協議会のブースの横に、先ほど町長が言いました北投温泉博のメーンの恐らく日本の建物であったろうと

いう石川県の加賀屋のブースが単独でありまして、名物の大女将は私たちが行ったときにはいなかったんですが、若女将がパンフレット等を配っていました。伊豆半島をどこか知っていますかと言いましたら、稲取の銀水荘さんはよくお世話になっていますよというようなお話をしたんです。

そういう中で、先ほど来申し上げていますように、何でもそうなんですが、競争というのが当然周りの事業者も持っているもんですから、特にその先ほど来から町長の答弁の中で、ＯＷＳだとかそういうものを含めた中で、前の議会のときにはチャイニーズタイペイのオリンピックの合宿というような答弁も町長しているもんですから。町長、台湾の関係をこれから大事にしていくんだというような先ほど答弁があったもんですから。

そういうものを含めた中で、いわゆるセールスというんですか、これは町内挙げてのセールスをお願いしたいと思います。といいますのは、この旅行博は定期的にやるんですかというような形で、先ほど町長答弁の中で横浜総領事、日本で言う総領事の粘先生がおいでになったときに聞きましたら、これは定期的にやっているよという中で、それで１回や２回では台湾の方には印象はなかなか植えつけられませんと。そういう中で、５回ぐらいは参加していただきたいというようなお話もあったもんですから。それは継続してやって、できれば県、それから東海岸の協議会も巻き込んで、前でも後でもいいですから、エージェントを集めた中でレセプションをやるというようなお考えを持っていただいて、台湾の誘客等に努めていただければと思いますが、何かご意見ありましたら、お願いします。

○議長（稲葉勝男君）　町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　お答えいたします。

二十数年前、齋藤議員の名前が出ていますもので、齋藤議員とやっぱり台湾へ行ったときに、旅行社を何社か回りました。その当時は、齋藤議員が経営者である波勝崎苑に相当台湾からの誘客がありました。あの西伊豆銀水、それをさらに強化するという意味で行った記憶があります。そして今回、北投温泉博へ行ってきたわけでありますが、四国の松山市ですか、道後温泉のある、これ物すごい宣伝の活動でした。何しろチャーター便というような感じで、子供たちまで連れて、その温泉博に参加されていました。それを見たときに我々は東海岸で行って、伊東の市長とか伊豆の国の市長とかいろいろ僕らもある程度の団体だなと10人程度で行って感じたんですけれども、とてもとてもほかの温泉地はいろんなことをやっているなと。これは松山だけでなく、全国各地からといっていいと思います。北投温泉博に来ていま

した。

そういうことを含めて、今後、議員が言うように、なるべくイベントには参加していくと。粘所長が言われたように、やはり何度も何度も積み重ねることによって、初めて認知されるんだよというお話は私も感じております。そして、今年２月に台湾の小さな旅行社ですけれども、10社ぐらいが南伊豆に来まして、ファムトリップをやったわけです。そして、伊豆半島、東海岸全体としては伊東市でやはり同じ、少しおくれてですかね、やっぱり台湾のこれは大手の旅行社です。来てくれまして、ファムトリップをしました。そういう中で、やはりレセプションを向こうへ行ってやれるとか、やるとかということは、当然必要なことだと思います。向こうの例えば関係者を招いて宣伝していくと。伊東、東海岸で行ったときは、やはり佃市長の主導のもとに旅行社何社かを招いてレセプションをしたり、いろいろ宣伝を上げてきました。南伊豆町単独でそこのところをやっていくことができるかどうか、いろいろ議員のご協力もいただきながら進めていきたい。このように思っております。

○議長（稲葉勝男君）　谷正君。

〔４番　谷　　正君登壇〕

○４番（谷　　正君）　ぜひ具体的な行動を。といいますのは、台北近くで先ほど町長が台湾の人口2,300万人ということを言いましたけれども、台北は人口ではたしか第２位で住宅街になっています川を隔てた新北市、あれがたしか400万人ぐらいだもんですから。そこの２つの市の人口だけでもあの辺の１カ所で相当な人口が固まっているもんですから。ぜひそういう今の答弁にあるような行動を当然私も町単独でできるとは思っていませんので、いわゆる県のほうは静岡空港と連携ということであれば、何か非常に前向きな考えを出すというようなことを聞いているもんですから。それはぜひお願いしたいと思います。

次に、文化財まちづくり観光振興交流政策という形で、これはちょっと窓口広いんですが、お願いしたいと思います。

南伊豆町には、前々の町長からも言っている一種独特の文化、黒潮文化なり、山間文化が育まれて現在まで比較的ほかの市町よりは残っているというふうなことがあるんですが、その中で、町長、今、野柳地質公園の関係でいわゆる伊豆半島ジオパークの関係で非常に参考になるというようなことの答弁がありました。前にもこれ私質問しましたが、伊豆半島東海岸から南伊豆町で言いますと、伊浜までの間に1850年代に松平定信が海防巡検で400人の家来を連れて来たときにつくった書物が、今、国の重要文化財になっているんですが、それのレプリカが町にもあるということなんです。これの中で４枚を１つのつづりにしました石廊

崎の関係、教育長地元なもんですから、ごらんになったことがあるんですが、あれそのものを見ますと、あれそのものの絵がジオパークそのものなんですよね。そういうものを含めた中で、そのジオパークを申請すると、申請したということなんですが、そういうものを含めた中でのジオパークの考えというのをできるかできないのか。お願いいたします。

○議長（稲葉勝男君）　町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　お答えいたします。

古くは海上交通のかなめでありました伊豆半島の先端に数多くの有形無形文化財が存在します。国の文化財クラスのものも幾つかありますし、これらをめぐるだけでも立派な旅行商品が１つ完成するのではないかと思っております。しかしながら、これらは、地域の振興と大きく結びついている場合が多く、外部からの参画は非常に難しい状況があることも事実であります。後世に残したい、多くの人々に見てもらいたいものがあったとしても、地域の人口減少により存続維持がままならず消えていってしまう。現状では消えかけているといってもよいくらい厳しいところまで来ているのではないかというような文化財もございます。何事も存続には資金が必要です。存続のためにあえて氏子等以外の人間も保存会等に招き入れるなど、地域から提案により補助金等のあり方について考えてみたい。このようにも思っています。

また、谷議員が今おっしゃったとおり、谷文晁の公余探勝図巻のジオパークへの活動については、世界認定に向けて本町での活用はもちろんのこと、伊豆半島ジオパーク推進協議会事務局にも積極的に活用するように働きかけてまいりたいと、このように思っております。小説など文化面で本町が舞台となっているものにつきましては、今後の観光振興やまちづくりに活用できるよう関係機関と連携した中で検討をしていきたい。このように思っております。また、ジオパークに関しましては、推進協議会が年に２度程度は行われております、首長会議が。このような場所で今谷議員が言われた谷文晁の公余探勝図巻等の活用ということも申し上げてみたいと思っております。

○議長（稲葉勝男君）　谷正君。

〔４番　谷　　正君登壇〕

○４番（谷　　正君）　今、公余探勝図巻の答弁をいただいたんですが、実は所有が東京国立博物館に本物があるということで、いわゆる東京国立博物館だけではないらしいんですが、国のそういう所蔵のものを商売に使わなければ積極的にそういうものをパンフレットなり、

何なりに使っていいというような事業も何かあるみたいです。だから、それは町長の答弁で積極的ということですが、それも不可能ではないと思いますし、それから町長、福永武彦さんという作家をご存じだと思うんですが、あの「海市」という海の市場という作品があるんですが、それは一説によりますと妻良が題材だというようなお話も聞いております。それから、ミステリー作家の西村京太郎さんだとか、山村美紗さんなんかも裏石廊を題材にしたそういう小説を書いているというようなこともあるもんで、今の町長の答弁のように、そういうものを積極的にやれば文学的な作品をそれで売り出せば、一過性のものではなくて非常にサイクルが長いような商品ができると思うもんですから、それはそれとして、お願いしたいと思います。

それで、次に移らせていただきます。

南伊豆町における大学施設の活用ですが、これ具体的には加納と青野にあります東大樹芸研究所、演習林の活用とこれは公開であります。町長、前々からの答弁の中で、いわゆる毎年の東大の開設には招待されていろんなお話をしたということが答弁されているんですが、いわゆる町長、ＮＰＯ法人の日本エコツーリング協会とか、それから静岡市がこの間ユネスコに申請しました南アルプスエコパーク公園の指定というのはご存じかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（稲葉勝男君）　町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　お答えいたします。

南アルプスのエコパークに関しましては、たまたま首長会で川根本町の町長のところでありまして、そういうものがあるということだけの認識はしております。また、東大樹芸研究所の存在は、演習林内に林業遺産に認定される樹種の多さや歴史的価値から当町にとっても非常に大切なもので、大きなものであると考えております。加えて、当町における産学官連携の起点ともなりますし、何よりも若い就学世代が南伊豆という地域を知ってくれていることは、今後への希望となると思っております。実際問題、私が聞いているところですと、相当国の要職についていられる方もいられると。そして、南伊豆町のこの学生寮のことを思い出として話されている方がいられると。その方たちにも話しかけながら、いろいろとまた進めていきたいなとも思っております。

また、11月29日には、東大樹芸研究所が70周年記念事業として青野演習林において公開講座が行われ、当町としましても担当職員が参加し、事業を展開してまいりました。問題解決

のために学問を活用することと、活用させていただくことのために、私たちはもっとこういった施設に声をかけ、交流の拡大を図っていかなければならないと考えております。

今後も、東大樹芸研究所と連携を深めて取り組んでまいりたいと思います。特に、開寮祭が７月にあるわけですけれども、この開寮祭にはやっぱり樹芸研究所の鴨田教授なんかも来てくださっております。その方たちとも話す機会があって、非常に有意義な形かなと思っております。

また、今私が考えているのは、寮のほうが大分老朽化をしているなと。何とかあれを建てかえる方向で、国のほうとか、独立行政法人の東大のほうへ働きかけたいなと、今思っているところであります。そういうことを含めまして、東大との交流をこの町が絶やさないようにしていきたいなと思っております。

○議長（稲葉勝男君）　谷正君。

〔４番　谷　　正君登壇〕

○４番（谷　　正君）　それで、先ほどＮＰＯ法人の日本エコツーリズム協会というのをお話ししたんですが、これが愛知和男という環境庁の長官が今代表をしていまして、これ町長ご存じの森山副知事の大学時代の先輩だそうでございます。中で、私、交通公社に行きましたら、実は数週間前に南アルプスエコパークの指定の計画書をつくる中で、静岡県庁、それから静岡市の方だとか何かがここで会議をやりましたというような情報を得たんですよ。何で交通公社が入っているのかということなんですが、いわゆるお客さんを送る関係があるというような形で、何かそういう形でそういうものの中にエージェントも入っていたというようなことがあるもんですから。この青野の東大の件も、そういうものを含めた中で指定なり、確かにいいところなんですが、お客さんが来なければ今までどおりなもんですから。そういうものを含めた中で、ぜひお話を前に進めていただきたいと思います。これは答弁は要らないです。

それで、もう一つは小さい３番目になります。これは教育長に今度お伺いしますが、今いわゆるお寺の所有物を主にやって、その調査結果の本も出して、私もちょっとそういうので、担当の先生にも協力したものですから、本をいただいたんですが、その中で前々から町の指定の文化財は進めるんだよと。ただ調査を終わってからだよという話があるんですが、その調査の進捗状況とその調査に入ったときの問題点等がありましたら、お伺いしたいと思います。

○議長（稲葉勝男君）　教育長。

○教育長（小澤義一君）　お答えいたします。

文化財の保護と活用につきましては、当町住民だけではなくて、全ての国民の共有財産として大切にこれを保存し、その活用に努めていかなければならないと考えているところです。また、文化財への関心、それから保護思想を高める上でも教育面において、地域の特色を生かしたまちづくりのための文化財の活用が求められていると考えております。このため文化財に関する理解を深め、保護する心を育てるとともに文化財の調査、保存、伝承や地域の文化財を活用するなどの対策を充実し、本町の貴重な文化財を次の世代に引き継いでいくことも重要となってきております。

そういう中で、町指定等の文化財につきましては、財団法人の上原仏教美術館、この田島学芸員のご協力をいただきまして、町史編さん事業と並行して進めておるところでございます。議員ご指摘のとおり、昨年度は寺院編を発刊することができました。

本年度は村の暮らし、それから神社と石造物、これなどを調査中でございます。そして、具体的な問題点といたしましては、文化財に対する例えば学芸員のような専門職員、この不足、それから拠点整備の問題、こういったことが考えられます。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　谷正君。

〔４番　谷　　正君登壇〕

○４番（谷　　正君）　今教育長の答弁いただいたんですが、着々とその調査等進んでいるということですが、その中で調査をして、当然個人の所有物とかというのもありますし、比較的南伊豆町はお寺だとか、保存会だとか、いわゆる神社にそういうものが残っているというふうな傾向がたしかあると思うんです。そういうものを当然写しなり何なりをいわゆる本物を借りてということになると、過去にもいろんな問題があったと思うんですが、そういう収集した調査対象のものを保管するところというのは、現実的にないわけですよね。今の図書館に若干のものはあるんですが、そういうものをあそこのいろんな計画がたしか考えられて、ちまた言われているんですが、図書館に併設して、収集庫だとか、そういう管理センターみたいなものを建てるというような考えがあるのかないのか。お伺いしたいと思います。これは町長になるのか、教育長になるのかちょっとわかりませんが。

○議長（稲葉勝男君）　教育長。

○教育長（小澤義一君）　お答えいたします。

指定の文化財に限らず町内に残る有形無形の文化財、生活文化に基づく年中行事、それか

ら民俗芸能、これは長い歴史の中で自然や風土、社会や生活を反映しながら伝承され発展してきたものでございまして、それぞれが先人の豊かな情感とか、精神活動の軌跡を示す町の貴重な財産と考えて、保護、活用が必要となっているところでございます。

ところが一方で、急速に進む少子高齢化、国際化や情報化などの進展、そういうことで社会構造が急激な変化に伴って貴重な文化財が失われ、忘れ去られるおそれが高まっている状況は、本町においても全く例外ではございません。

そこで、町の財産を今後守り伝えていくことは将来の世代のため、現代に生きる我々に課せられた大事な使命の一つであり、特に近年重要な課題となっているところでございます。そういう中で、町の歴史、文化、これを学習し、正しく理解することが重要になってくるわけであり、そのためにも歴史資料などのデータベース化を考慮に入れて、図書館を含めた拠点整備事業等は非常に重要となってきていると考えているところでございます。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　谷正君。

〔４番　谷　　正君登壇〕

○４番（谷　　正君）　ありがとうございました。

時間も押しているもんですから、次の自主財源確保と未納対策に移らせていただきます。

まず、自主財源確保の考え方ということで、これ副町長が職員のときに財政担当で答弁をいただいたことがあるもんですから、それの答弁をもう一度確かめたいと思うんですが、副町長が財政担当のときに自主財源は行政事務を執行する場合に、いわゆるひもつき、俗に言う補助金なり何なりよりは数倍の効果がある。また、自由裁量ができるというような答弁をたしかいただいているんですが、今でもそのお考えに変わりはございませんか。

○議長（稲葉勝男君）　副町長。

○副町長（松本恒明君）　お答えいたします。

無駄に使うということではないという前提で考え方に変わりはありません。

○議長（稲葉勝男君）　谷正君。

○４番（谷　　正君）　それで、一つのいろんな考え方があるんですが、南伊豆の場合、当然所得等も静岡県の中で相当低いというような中で、いわゆる交付金制度の中には、基準財政収入額と基準財政需要額との関係で、最低のものは公共団体を形成するのに国からは交付金として出しますよということがあるんですが、そういうものがあるもんですから、片方、先ほど副町長が答弁されましたように、自主財源をそんなに一生懸命収入を図らなくても、基

準財政需要額と事業の補助金の何なりでやっていけるんじゃないかというような考えもあるよというようなことも聞いたことがあるんですが、その辺の考えというのはどうお考えなのか。お伺いします。

○議長（稲葉勝男君）　副町長。

○副町長（松本恒明君）　お答えいたします。

谷議員おっしゃるとおり、確かに例えば年間予算が50億とした場合に、税がふえれば交付税が減る。税が減れば交付税がふえるとか、総枠の中でどっちが上がるか下がるかということなんですが、ただそれはあくまでも見かけの財源充当というか、財源確保の中でだと私は認識しています。梅本町長がよく就任当初から言っています不交付団体を目指すんだということの意義は財源的な自立、自主自律、立つだけではなくて律するほうの自律ということも担保された中で、そういった認識をしているということで、私もそのように認識しているところであります。ですから、理想とすれば精神的にも財源的にも自立するのが地方自治の本質だというふうに思っております。

○議長（稲葉勝男君）　谷正君。

〔４番　谷　　正君登壇〕

○４番（谷　　正君）　12月の年末になりまして、当然私も職員のときに、税務担当だったときにいわゆる暮れの滞納整理というようなことを考えて、実際やったんですが。

町長、大口等の関係で税だけではなくて、水道使用料だとか、そういうものの滞納が当然決算の数字を見ますと出てきているんですが、それらに対して先ほど来、観光のほうで言っているトップセールスというんですか、いわゆるトップでそういうものを滞納整理対策に向けて動くというようなお考えがあればお伺いしたいと思います。

○議長（稲葉勝男君）　町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　お答えいたします。

税のいわゆる滞納というのは、非常に税の公平性から考えてゆゆしき問題だなと思っております。だから、この税の滞納に対しましては厳しく対処しなければいけないという考えでおります。そのような形の中で、いわゆるこの25年度からの決算数値から申し上げますと、町税全体で１億1,783万7,000円となり、不納欠損額1,327万1,000円を差し引いた１億456万6,000円が滞納繰越額となっております。これは町にとっても非常に大きな額でございます。

税目別の内訳では、町税で1,941万1,000円、固定資産税で8,308万7,000円、軽自動車税

160万6,000円、入湯税46万2,000円ほか国民健康保険税で6,703万1,000円が滞納となっているわけであります。この平成25年度から過去５年間の滞納繰越額の推移から見ても、町民税、固定資産税では調定額の約８％から10％、国民健康保険税、介護保険料に至っては15％から20％程度の割合で滞納額が発生しており、これが毎年繰り返されている状況であります。これらに対しましても厳しい差し押さえとかも辞さない覚悟で進んでいくように職員を指導してまいります。

○議長（稲葉勝男君）　谷正君。

〔４番　谷　　正君登壇〕

○４番（谷　　正君）　これで私の質問を終わります。

○議長（稲葉勝男君）　ここで、14時10分まで休憩します。

休憩　午後　２時００分

再開　午後　２時１０分

○議長（稲葉勝男君）　休憩を閉じ、会議を再開します。

◇　宮　田　和　彦　君

○議長（稲葉勝男君）　２番議員、宮田和彦君の質問を許可します。

宮田和彦君。

〔２番　宮田和彦君登壇〕

○２番（宮田和彦君）　通告書に従い質問させていただきます。

同僚議員と同様な質問がありましても答弁をよろしくお願いいたします。

まず初めに、ＩＣＴ（情報通信技術）高度利活用における地域活性化ということで質問させていただきます。

我が町でも、ご承知のように少子高齢化が進み人口減少時代に入って久しく、11月１日現在の町の人口は8,942人となっています。６カ村が合併したときの人口１万6,377人の約半分となっている状況です。人口の減少に伴い消費等が減少し、経済が衰退することにより雇用

の場がなくなり、地域の活性化とコミュニケーションが損なわれた状況です。

また、地方税収が減少することによる緊縮財政で人員が削減され、職員が多忙となっており、組織体制や行政サービスの提供使用が現状のままでは公共サービスの低下が危惧されています。ほかの自治体ではＩＣＴ（情報通信技術）を活用して地域の活性化や教育、少子高齢化対策など、地域が抱えるそれぞれの課題について解決を図る動きが見られています。

ＩＣＴはさまざまな技術革新を経て、成熟化しつつあり、日常生活に深く浸透するとともに、社会インフラとしての重要性も増してきております。今後、少子高齢化、人口減少の中、生活の質的向上を図るために効率化、付加価値の創出といったＩＣＴの機能を大いに活用し、その便益が町民に享受できることを目指していく必要があると考えます。

町としてのＩＣＴへの現在の取り組み、将来の展望と課題をお聞きしたいと思います。

○議長（稲葉勝男君）　町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　お答えいたします。

静岡県が今年３月に策定した静岡県情報化基本計画「新ふじのくにＩＣＴ戦略」の中で、県知事の挨拶として、「ＩＣＴをあらゆる分野、領域において活用できる道具として経済成長させる原動力となっており、国や地方自治体においてもＩＣＴ分野の急速な発展に的確にかつ迅速に対応し、活用していくことが求められますと述べております。」町においても、ＩＣＴの重要性、必要性については十分認識しております。

本町におけるＩＣＴの活用については、教育分野では、小・中学校への電子黒板、授業用パソコンの配備や校内無線ＬＡＮの敷設をするなど、校舎内でのＩＣＴ環境の整備をして、パソコンなどのＩＣＴ機器を授業のツールとして円滑に使用できるようにしています。防災・減災対策としての活用は、子浦、手石、中木の町内３カ所に津波監視カメラを設置し、ホームページ上で南伊豆町ライブカメラとして公開しています。また、携帯電話、パソコン等へのメール配信サービスの構築を行い、住民向けには同報無線などの配信を行うとともに、職員向けとして有事の際の最終通知、安否確認などに活用しています。

さらに、町から情報発信ツールとして、ホームページの南伊豆、フェイスブックやツイッターの活用により広く情報発信をしているところでもあります。

なお、介護福祉分野、農業、漁業等活性化、鳥獣害被害対策におけるＩＣＴの活用については、現時点では先進自治体などの動向や事例を調査・研究し、今後、町として取り組むべき方策を検討していきたい。このように考えている次第であります。

○議長（稲葉勝男君）　宮田和彦君。

〔２番　宮田和彦君登壇〕

○２番（宮田和彦君）　ＩＣＴの利活用ということで、教育のパソコン授業についてちょっとお伺いします。

先ほど町長言われた円滑に利用しているということでございますけれども、私、この間、ＰＴＡの実践集会で学校関係者とちょっとお話ししたんですけれども、円滑にはいっていないと。要するに、タブレット授業をやっているんだけれども、フリーズするよと。固まってしまうという状況が起きているそうです。その原因について何かご存じでしたらお願いいたします。

○議長（稲葉勝男君）　町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　お答えいたします。

多分フリーズするのは、ＡＤＳＬ等、光ファイバーでないということが原因じゃないかと思いますけれども、詳しいことは担当に答弁させます。

○議長（稲葉勝男君）　教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（勝田英夫君）　お答えします。

詳しい原因等については、いろいろな専門分野の方にお願いして調査・研究しているところで、はっきりした原因等が今のところ、わかっておりません。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　宮田和彦君。

〔２番　宮田和彦君登壇〕

○２番（宮田和彦君）　フリーズの原因というのは、先ほど町長が言われたこともあるんですけれども、南伊豆には基地局というのが４カ所ありますよね。下賀茂、石廊崎、妻良、蛇石とこう４カ所あるんですけれども、基地局から学校までの距離が長ければ、どこでもそうなんですけれども、学校だけじゃない。長ければ長いほど、その回線を利用してデータを送るんですけれども、データを送る機能というんですかね、それが弱くなるということなんですよ。ちょっと聞いてみたんですけれども、ＮＴＴの方に。その弱いものを学校内に引き込むわけじゃないですか。それを無線ＬＡＮで拡散するという話を聞いているんですけれども、その弱い電波を幾ら拡幅したって、スピードなんか出るわけがないと。もともとのちゃんとした回線のものを持っていかない限りはそれはフリーズはしますよということだったんです。

ということは、そのもともとの原因、それを取り除かなければ子供たちの授業自体にちょっと早い話が問題が残るというんですか。さくさくと動かないということになってくるんですよ。ですから、子供たちのパソコン授業の要は環境整備が必要ではないかと思うんですけれども、その辺はどうお考えでしょうか。

○議長（稲葉勝男君）　教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（勝田英夫君）　お答えいたします。

確かにもとのほうに原因があるかもしれませんけれども、我々ちょっと専門的なあれがないものですから、ちょっとそこの辺については、お答えできないというのが……

○議長（稲葉勝男君）　宮田和彦君。

〔２番　宮田和彦君登壇〕

○２番（宮田和彦君）　お答えできなければ、またその答えが出たときにご報告いただければと思います。私の調べた限りでは結局は回線ですか、そこのデータを早い話が細くやるよりも太く長く、そういうことにしたほうがよっぽど子供たちにはなるのかなという考えでいます。ということは、光にすれば結局はスムーズに行くということですね。それはっきりちょっとお答え願いたいんですが、違いますかね。

○議長（稲葉勝男君）　教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（勝田英夫君）　それ相当だと光にすれば解消されるんじゃないかということは考えられるんですけれども、私ちょっと専門ではないものですから。100％それがそうだよという原因ではちょっと答えられないということでお願いします。

○議長（稲葉勝男君）　宮田和彦君。

〔２番　宮田和彦君登壇〕

○２番（宮田和彦君）　わかりました。

それでは、次の児童見守りのほうにいきたいと思うんですけれども、このごろちょっと物騒になってきまして、この間の９月でしたか、神戸のほうで子供が痛ましく命を奪われたというお話も聞いております。それで、子供たちにＩＣタグ、こういうものを持っていただければ、親としても子供の行動、それから何かあったときには素早く対応ができるんじゃないかと。こういうことも考えられるんですけれども、そういうことに対してはどのような考えを持っているのか。ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（稲葉勝男君）　教育長。

○教育長（小澤義一君）　お答えいたします。

児童見守りに関しましては、多分ＧＰＳ機能等を有効に使うと、そういうことと想定されるわけですが、個別的な利用のことは別としても、今後社会情勢あるいは財政事情などもございますので、これを考慮した上で総合的な判断が今後必要になってくると考えているところでございます。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　宮田和彦君。

〔２番　宮田和彦君登壇〕

○２番（宮田和彦君）　地域で子供たちの見守りができればそれにこしたことはないと思うんですよ、私は。ですけれども、今人口減少であり、また高齢化社会であり、それと共働きですか、その家庭が結構多いわけですから、その地域によって多様な課題があると思うんです、子供を見守るにも。それで十分子供の見守りができないということもちょっと聞いていますので、できればこのシステムの導入を考えていただければと思います。町長、どうですかね、その辺では、意見がございましたら。

○議長（稲葉勝男君）　町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　ＧＰＳ機能が児童見守りにいろいろ有効であるということは私も承知しております。社会情勢等の中でいろいろあるわけですけれども、財政事情なども考慮しながら、また総合的な判断をしていくことで考えております。

○議長（稲葉勝男君）　宮田和彦君。

〔２番　宮田和彦君登壇〕

○２番（宮田和彦君）　それでは、十分検討していただいて今後に活用をお願いしたいと思います。

次に、介護・福祉、これについて高齢者の見守りということで、先ほども子供のＩＣタグありましたけれども、高齢者も時々広報のほうで行方不明者というんですかね、それの情報提供を放送していますけれども、そういうことがなくなってくるのではないか。また、ある地域では、家からほんの少しだけ、痴呆症のお年寄りが出たんだけれども、一生懸命捜したんだけれども、結局最後見つからなかったと。３日後でしたかね、ちょうどマンホールというんですか、そういう川の隅のほうで見つかったと。できれば、このタグがついていればすぐに緊急に保護なり何なりできたのではないかというそういうお話も聞いていますので、このことについては、どのようにお考えでしょうか。

○議長（稲葉勝男君）　町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　お答えいたします。

高齢者の特に認知症の老人に関しては、徘回等いろいろあろうかと思います。そういう中で、やっぱりＧＰＳ機能のついたタグ、何かそういうものを持っていただくということは有効性があろうかと思います。全体的にこの高齢者の見守りとか、健康管理とかということに関して、いろいろと今ＩＣＴを使うということは考えているわけです。ただ、問題は先ほども言いましたように、光ファイバーでない状況の中で、この施設を入れていくということは非常にまだまだ問題が多いなと思っております。ただ、光ファイバーを入れるということになりますと、町の単独というか、町が持ち出す予算だけでも何億という、４億、５億というようなお金が必要になろうかと思います。

その中で、川根本町が前の町長さん、いわゆる光ファイバーを引きたいということで始めたんですけれども、財政負担が多過ぎるということで、いろいろ住民のほうで否定をしたという例もありました。

今後、今西伊豆、松崎、南伊豆、特にこの光ファイバーのない地域で県と連携しながら、またＮＴＴ西日本とも連携しながら、その方策を今考えているところであります。どちらにしても、全体的な意味で総体的にお答えしますと、厚生労働省において介護医療健康分野において、ＩＣＴが課題解決のための１つのツールとして適切に応用されれば、社会資源を有効に活用し、より質の高いサービス提供が可能になると期待されているということが報告で出されておるわけです。

この報告書では、地域の医療機関や介護事業所の連携により患者の状況に合った質の高い医療や介護の提供のため、迅速かつ適切な患者利用者情報の共有にＩＣＴを活用していくことやＩＣＴを用いた情報分析、活用により健康管理、医療、介護サービスの質の向上、施策の重点化、効率化を図ることが重要な視点であるとされます。

本町におきましても、先ほどから話題になっておりますひとり暮らしの高齢者、認知症高齢者対策、地域包括ケアシステムの構築を目指す上で、町民が住みなれた地域で安心して質の高い医療や介護サービスを受けながら生活できるように、地域における医療機関や介護事業者等の間でＩＣＴを活用し、情報連携を進めることは重要であると考えております。

課題は、先ほど言った光ファイバーの問題等を含めまして、課題は多いと思いますが、さらに研究を進めていい方向性を目指したい。このように思っております。

○議長（稲葉勝男君）　宮田和彦君。

〔２番　宮田和彦君登壇〕

○２番（宮田和彦君）　後で話そうと思ったんですけれども、今町長のお話の中で西伊豆、松崎、この南伊豆、広域でその３つしか光ファイバーは来ていないということなんですけれども、この間ちょっとお話聞いたら、西伊豆、松崎が来年とか再来年あたり来るようなお話も聞いたんですよ。取り残されるのはこの南伊豆だけかなと、こう聞いているんですけれども、要するに光ファイバーがあれば、完璧なまでにはなくても、町民がそれなりの便益は受けられると。そういうことですから、光ファイバー、またはその今、光に匹敵した無線というのがありますよね、電波が。そういうものを組み合わせてやることによって、防災なり何なりのときには物すごい武器になるんじゃないかと、こう思っていますので、前向きにひとつよろしくお願いしたいと思います。

今、健康管理の面も町長お話しされましたので、その次のほうにいきたいと思います。

観光交流等への利活用ですね。展望、それから課題、課長のほうからちょっとお聞きしたいと思いますけれども、よろしくお願いします。

○議長（稲葉勝男君）　産業観光課長。

○産業観光課長（齋藤重広君）　お答えいたします。

ＩＣＴを上手に活用できれば、いながらにして膨大な情報を収集することができると思います。昨今では、テレビとか映画等、メディア業界につきましては、制作費の大幅な縮小に頭を悩ませており、情報収集のためにロケハンと言われる現地確認に出かけようにもその経費すらままならない状況と聞いております。クラウド技術等も活用した大型の電子倉庫の中に当町の情報を膨大かつ統計的に詰め込めれば、そういったニーズのみにとまる確率が多くなると思っております。ＩＣＴの世界に広く浸透してテレビ、映画等、メディア等に取り上げられる回数を高くすることで、二次的には新たな観光資源開発にもつながると考えておりますので、当町の限りある予算の中で、選択とか導入等を検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　宮田和彦君。

〔２番　宮田和彦君登壇〕

○２番（宮田和彦君）　この我が町ですね。歴史とか文化、自然遺産というのはかなり多くあるのかなと、こう思っています。こうした未来志向もいいんですけれども、地元の魅力を

ＩＣＴの活用によって一元的に発信すれば、町長が今目指しています宿泊滞在型ですか、それから体験型観光を推進するためには、大変いい手段になるのかなと、こう思っています。それと、南伊豆町を訪れる観光客のリピーターのその情報、これ大変重要だと思うんです。を得て、観光戦略の構築に生かすなど、情報の受発信、その機能と分析機能ですよ。これを強化しなければならないと思うんですけれども、その辺はどうお考えでしょうか。

○議長（稲葉勝男君）　産業観光課長。

○産業観光課長（齋藤重広君）　お答えいたします。

町のほうの情報発信につきましては、観光情報等については、町の観光協会のほうで主にはやってはおるんですけれども、そういった中で、今後、ホームページの中に照会というか、相手方のどの辺から照会が来ているとか、そういうものも今後取り組むというような話も聞いておりますので、そういうものも有効に活用していきたいと思っております。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　宮田和彦君。

〔２番　宮田和彦君登壇〕

○２番（宮田和彦君）　この分析というのは大変重要なんですよ。早い話がリピーター、じゃ、どこからどのぐらいの人数が来ているのか、どの地域から。なぜそこが多いのかとか、そういう問題に対して、次の手、また次の手と打っていけるわけですから、その辺の機能強化というのは大変大事なものですから、観光協会またはその関係団体と協力して進んでいっていただきたいと思います。

それと、このＩＣＴ、先ほどから同僚議員が言っていましたけれども、ふるさと納税の件ですけれども、南伊豆のこのホームページを見ても伊勢海老、アワビ、サザエセット、豪華海産３種盛りセット、温泉メロン等があるんですけれども、字だけなんです。できれば、画像を張るとか、そういうことをやっていただければと思います。それと、これ提案なんですけれども、特典の中にフナ釣りとか、田植えとか、稲刈り、ダイビング、シーカヤック、体経験、そういうものも入れていただいて、また食事券とか、そういう宿泊券とかセットでやることに対して、観光の活性化、そういうものとともに、ふるさと納税をふやされたらいいのではないかということを考えていますので、ひとつよろしくお願いします。

それはなぜかというと、日経トレンディはご存じですか。あれで、来年のブレイクする、はやるランキングでふるさと納税パーティー、これが11位に入っているわけですよ。それですと、ふるさと納税とものがありますので、できれば町長が先ほどから言っている納税をふ

やすため、こういう１つの提案として考えていただければと、こう思います。その辺について何かありますか。

○議長（稲葉勝男君）　企画調整課長。

○企画調整課長（谷　半時君）　お答えいたします。

ふるさと納税の関係のホームページの画像の件なんですけれども、幾つか画像は載せているつもりではあるんですけれども、なかなかそこまでたどりにくいのかなというふうに考えますので、またその辺につきましては、善処したいというふうに思います。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　宮田和彦君。

〔２番　宮田和彦君登壇〕

○２番（宮田和彦君）　私のあれでしたか、ですから、役場のホームページの中のふるさと納税を検索すると、ただ字幕だけが出てきたもんですから。またひとつ私もやってみますので。

○議長（稲葉勝男君）　町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　このふるさと納税についてお答えします。

先ほども答弁したように、若手の職員が今プロジェクトをつくっていろいろ検討を始めています。そういう中で、ホームページのことも、例えばフェイスブックに載せるとか、いろいろな方向性をまた考えてくれると思いますもので、そういうことを請うご期待というか、４月にはリニューアルするつもりでいますもので、よろしくお願いいたします。

○議長（稲葉勝男君）　宮田和彦君。

〔２番　宮田和彦君登壇〕

○２番（宮田和彦君）　期待していますので、ひとつよろしくお願いします。

次に、このＩＣＴの農業・漁業の活性化ということで、本町でも就農者の減少と高齢化に伴う耕作放棄地、この増加が指摘されましてから、かなりの年月がたっております。あるところですけれども、このＩＣＴの活用による農作物の栽培条件の最適化、また高い生産技術を持つ農家の技術のノウハウをデータ化、また可視化して活用すると。そういう動きがあって、ある法人、これ先進事例なんですけれども、オランダに視察に行きまして、それを機にこの導入に踏み切ったと。今までの施設栽培ではそんなに収穫は上がらなかったんですけれども、ある技術を使ってからは、今までよりも約３倍強の収穫があったということなんですね。これも全て圃場内ですか、各圃場内で無線ＬＡＮまた接続していろんな農場があるんで

すけれども、その農場と本社と、本社もあるんですけれども、光回線で接続されていると。そういうことですけれども、先ほど町長おっしゃっていた、今考え中ですよと、思考中ですよということでございますけれども、これに関して何か意見等がありましたら、お願いしたいと思います。

○議長（稲葉勝男君）　町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　お答えいたします。

勘と経験頼りである農業にＩＣＴを積極的に活用することは安定的かつ効率的な生産を確立し、誰でも就農できる技術者の後継者の養成、育成にもつながるものと考えております。

また、漁業においても、売り上げ向上や販路拡大など、地域経済の活性化につながるものと考え、ＩＣＴの導入については、コストがかかるとともに、高齢化が進んでいるため、今から新しいものを覚えてもらい、長年行ってきたプロセスの中に新たな仕組みを組み入れるのは難しいなどの課題もありますので、早急の対応は難しいとも考えております。

ただ、先ほど地熱開発の中でいろいろと企業からの提案も来ております。工場野菜ですか、そういう形の方向性もありますよという形で、いろいろな話が今入ってきておりますもので、このＩＣＴを利用した形での工場野菜とか、そういうことも将来的には考えられるのかなと。漁業についても、養殖漁業とかそういうことも考えられるのかなと、このように思っております。

○議長（稲葉勝男君）　宮田和彦君。

〔２番　宮田和彦君登壇〕

○２番（宮田和彦君）　その今町長がおっしゃった植物工場ですか、この間10月20日に、この南伊豆町の焼却灰があるじゃないですか、その埋め立て処分を委託しています株式会社ウィズウェイストジャパンの群馬県の新草津ウェイストパーク、これを議員視察しました。その中で跡地利用ということで、ドーム型水耕栽培施設、これを見学したんですけれども、そこというのは、ドーム内に１万5,000株の野菜を栽培して、円形の水槽が設置されているわけですよ。約１カ月かけてこの成長した野菜を収穫すると。これにより、従来のハウスに比べて面積比で1.5倍の生産が可能になったと。こういうことも地熱等を利用してやればまた一つ可能性というんですか、また広がるのかなと、こう思っております。

また、漁業に関しては、ＩＣＴが一番おくれているわけですよ。大変厳しい水産業も漁獲量とか漁獲金額ですか、これが減少していますので、また燃料の高騰によって非常に厳しい

状況になっていますけれども、町として今千葉大と連携していますけれども、漁業に関しても、産官学の連携というそういう考えというのはないのか。お聞きしたいと思いますけれども。

○議長（稲葉勝男君）　町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　千葉大との連携は特別農業に限った話ではないわけですけれども、大学の技術とか集積された知識というものを利用するということは非常に大切なことでありまして、連携ができる大学があれば、それは積極的に連携していきたいなと思います。静岡県には東海大学などがありまして、水産関係は非常に優秀な大学だと思います。そういうところとも、もし連携するような形ができるのであるのならということを条件に、大学との連携というのは考えていきたいなと思っております。

○議長（稲葉勝男君）　宮田和彦君。

〔２番　宮田和彦君登壇〕

○２番（宮田和彦君）　ありがとうございました。

ある会社なんですけれども、東京海洋大学というところと連携してやっているそうです。アワビの養殖設備を置いて実験ですか、実証実験を重ねてそのノウハウを蓄積されていると。2014年、今年中には全部できますよと、あと300社に全部データを使っていただくように手配しているというお話を聞きましたので、ぜひそういう違う漁業の次世代型水産業というんですか、そういうものを構築する考えを持って進んでいただきたいと思います。

次に、鳥獣害被害対策ということでお聞きしますけれども、先ほどの続きになりますけれども、10月21日ですか、塩尻市議会とこの南伊豆町議会の交流ということで、そこでセンサー無線でこれによって長野県塩尻市の北小野地区というんですか、ここが何年間によってこの25年度ですか、被害をゼロにしたということをお聞きしたんです。これは早い話がＩＣＴを利用したものなんですけれども、今、ＩＣＴではなくても無線でも何でもそうなんですけれども、南伊豆でどのような取り組みをなされているのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（稲葉勝男君）　町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　お答えいたします。

有害鳥獣対策で各所に設置されたおりは有害鳥獣が捕獲されたか否かにかかわらず、定期

的に見回る必要があり、農作物被害が拡大する一方、高齢化する見回り役の方々の負担が増加しております。ＩＣＴを導入することで捕獲情報が携帯電話などにプッシュで送信され、有害鳥獣駆除に携わる方々の見回り作業の負担を軽減に加え、おりの稼働率や設置するおりの数をふやすことにより、捕獲率の向上、ひいては農作物の被害軽減に貢献すると考えています。既に町内においては、携帯電話回線を利用し、高い捕獲実を上げている方もおりますが、１頭当たりの報奨金として郡内では高額になる１万円を支払っておりますので、今のところ町として補助による導入推進は考えておりません。

また、自動監視、遠隔操作により群れごとに捕獲することを可能にしたおりが開発されていますが、１基当たりの価格が120万と高額であるため、早期での導入は考えておりません。しかしながら、今後も有害鳥獣被害の増加が続くようであれば、ＩＣＴの導入補助を検討してまいりたいと、このように考えております。

○議長（稲葉勝男君）　宮田和彦君。

〔２番　宮田和彦君登壇〕

○２番（宮田和彦君）　今の件なんですけれども、信州大学なんですけれども、これは総務省の戦略的情報通信研究開発推進制度を活用したということです。そして、その後、塩尻市では今まで既存のものを使って、それから少し手を加えただけですよというお話でしたから、そんなにお金がかかっていないよと。既存のものがあるかないかで全然違うと思いますけれども、これにも一つ光ファイバーが必要なのかなと、こう思っております。

次に、ＩＣＴ基盤システム整備についてお伺いします。

先ほどからいろいろお話ありますけれども、今人口の減少、また少子化、高齢化の対応、地域経済の再生、地震、風水害への備えなど、本町が取り組むべき課題の解決に向けて積極的にＩＣＴの活用を図っていく必要があると思うんです。ＩＣＴは大量かつ多様な情報を迅速に処理、伝達、共有化することを可能にし、社会、経済活動のさまざまな局面において生産性、効率性の飛躍的な向上をもたらしてきました。また、距離や時間を超えて、人、物、金、知識、情報を結びつけることにより、新たなサービスや利便性といった価値や文化を生む触媒としての機能があると思います。そして、さまざまな技術革新を経て、成熟化して、社会インフラとしての重要性も増しています。今後、生活の質の向上を図るためにも、ＩＣＴの機能を活用し、その便益が享受できることを目指していくためにも、光ファイバーの敷設と広域対無線、アクセスシステムによる超高速ブロードバンドの構築が必要と考えますが、まず、当局のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（稲葉勝男君）　町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　お答えいたします。

近年のＩＴ、ＩＣＴの進歩には著しいものがあり、光ファイバーなしでは何もできない、語れない。ほかと同じ土俵の上にも上がれないような風潮になっており、早急な光ファイバー網の整備が望まれる、このように思っております。

先ほども話しましたけれども、光ファイバー網の敷設整備につきましては、以前通信事業者から62局、63局、64局、65局の町内４局舎の整備をした場合に通信事業者への５年間の赤字補塡を含め、５億8,000万円程度の町負担が必要であるとの説明を聞いており、起債等を利用して整備した場合でも当町にとっては非常に大きな負担が強いられることになります。あと、また南伊豆町、松崎町、西伊豆町の伊豆半島南部地域においては、超高速ブロードバンドが未整備であるという状況においては、国、総務省、東海総合通信局、や県、情報製作局も憂慮はしておりますが、通信事業者への働きかけを行っていただくとともに、先進地での導入事例や導入手法の研究等をしていただいているところでもあります。

今後、町では、光ファイバー網の整備に関しましては、現行以上の手厚い補助制度に関する要望について、これまで以上に国や県に働きかけるとともに、近隣の松崎町、西伊豆町と連携しながら、光ファイバー網の整備を推進してまいりたいと思います。

この12日に県のほう、大須賀副知事のところへ、この光ファイバーのことで陳情に西伊豆町、松崎町、南伊豆、そして河津、東伊豆、下田も含めて賀茂郡の１市５町で出向くつもりではおります。

以上でございます。

○議長（稲葉勝男君）　宮田和彦君。

〔２番　宮田和彦君登壇〕

○２番（宮田和彦君）　ぜひ光ファイバー、これを１市５町で広域でやっていただければそれにこしたことないんですけれども、できれば先ほど言ったように学校関係のほうからも、そっちのほうからも少しずつやっていただけるような配慮があると子供たちにもいいんじゃないのかなと、こう思います。

よく、やれないんだ、お金がないんだ、こういう答えは聞きますけれども、12月３日ですよ、午後１時22分、このはやぶさ２を搭載したこのＨ２Ａ、このロケットが種子島から打ち上げられましたけれども、４年前、数々の苦難を乗り越えて地球にたどり着いた小惑星探査

機はやぶさ、生みの親の宇宙航空研究開発機構（ＪＡＸＡ）の川口淳一郎教授は、ＪＡＸＡで学んだことはやれる理由を探すことだったと。どんなに不可能に見えても絶対に口にしなかったそうです。

どうにかしてこの困難を乗り越えていただいて、この教授のこういう態度、姿勢というものを見習って、町長も我々も進んでいかなければならないのかなと、こう思っていますので、ひとつ県のほうには大いに田舎こそ光ファイバーが必要なんだと。都会はあります。ファイバーではなくてもいろんなものがありますけれども、田舎は博物館がない。ないけれども、物一つあれば見ることもできますよと。観光地ですから、観光客にアピールもできますよと。一回敷設していただくと、享受というんですか、子供からお年寄りまで、みんなが享受できる。そういう便益を。そういうことを大いに言っていただいて、一日も早く光ファイバー敷設のほうをお願いしたいと思います。

それと次に、今後の町有施設の維持管理ということでお伺いします。

この施設老朽化に伴う維持管理コスト、これは多大なものになると予想されています。更新、統廃合、長寿命計画を立て準備を進めていることと思います。平成26年４月22日、総務省から各都道府県知事に通達がありましたので、町のほうにも通達が来ていることと思いますので、その進捗状況を伺いたいと思います。

○議長（稲葉勝男君）　町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　お答えいたします。

今議員がおっしゃるとおり、総務省からの通達はあります。公共施設等総合管理計画については、平成26年４月22日に総務省から地方公共団体に対し速やかに計画策定に取り組むよう要請がありました。

この計画は公共施設等の状況を把握し、長期的な視点を持って更新、統廃合、長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減、平準化するとともに公共施設等の最適な配置を実現することを目的としております。

長寿命化計画につきましては、既に課ごとの担当施設において計画を策定し、それぞれに基づいた施設整備管理をスタートしているものである一方で、未着手の施設も存在しております。

つきましては、平成27年度以降速やかに未着手の施設の状況を調査し、現存する計画との整合性を図り、その費用について特別交付税等の財政支援のある平成28年度末までに全ての

町有施設を対象にした公共施設等総合管理計画を作成するために、平成27年度当初予算に計画策定委託料を計上する予定であります。

また、公共施設等総合管理計画に関する基本的な方針等を充実・精緻化するためにも、新公会計制度における固定資産税台帳もあわせて、策定すべく新年度に向け準備を進めております。やはり新公会計制度におけるように、民間の減価償却的な考え方がいわゆる公共の中には今までなかったと。次世代負担とかそういう将来負担とかという形で減価償却を考えずにきたつけが、今回っているのかなと私は思っています。この件に関しましても、今後そういう減価償却的な考え方、長寿命化というのはそういうことではないかなと、このように認識しております。

○議長（稲葉勝男君）　宮田和彦君。

〔２番　宮田和彦君登壇〕

○２番（宮田和彦君）　ありがとうございました。その施設点検ということで、この点検の内容として職員が目視で行うのか。または専門家診断を受ける必要が私はあると思うんですけれども、どのようなお考えで進めるんでしょうか。

○議長（稲葉勝男君）　町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　お答えいたします。

公共施設等総合管理計画の指針では、全ての施設の点検を実施した上で策定する必要はなく、現段階において把握可能な状態や現状における取り組み状況を整理して策定することになっております。したがって、施設点検の内容については、施設の種類、状況ごとに町独自で決定しており、道路、橋梁施設は近接目視及び打音検査並びにレーザー検査、下水道施設には目視及び管渠内面カメラ調査やいずれも業務委託で実施しております。その他の施設については、建設年次や修繕履歴等を勘案しながら職員による目視点検での対応を考えております。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　宮田和彦君。

〔２番　宮田和彦君登壇〕

○２番（宮田和彦君）　ということは、専門家診断を受ける、受けないと線引きがあるじゃないですか。それはそのものの重要性に対してかかってくるのかなということの認識でよろしいでしょうか。

〔発言する人あり〕

○２番（宮田和彦君）　では、時間がありませんので、次の銀の湯会館について質問させていただきます。

オープンから18年経過しているということで、144万人の利用客があると。私はこの町で唯一の全天候型の施設ではないのかなとこういうふうに見ています。この施設の老朽化に伴ってランニングコストがふえたわけですけれども、長寿命化計画策定業務の中で２億2,000万円の修繕費が必要と提示がありまして、今後の維持費、修繕費、町への経済的、経済効果等を勘案した中での方向性、これをお聞きしたいと思います。

○議長（稲葉勝男君）　町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　お答えいたします。

銀の湯会館は平成８年の開設当初より平均して年間８万人以上の利用者が訪れている多くの人々に愛される施設であります。現在は指定管理費の400万円と200万円から300万円程度の修繕費の総額約700万円を町が支出しております。銀の湯会館の再整備には約３億円が必要となります。過疎債や静岡県観光施設整備事業補助金を最大限に活用したとしましても、１億円程度の財政調整基金等の切り崩しが必要になろうかと推測しているわけであります。

当町では、宿泊型の観光に重きを置いていたこともあって、外食産業に薄い地域であると言われております。桜見物のお客様の昼食が隣町であることは決して珍しくない状況であります。そのようなことを考えたとき、再整備の内容としては、施設の長寿命化と食堂設備を充実させたものとして、来年度リニューアルに取りかかりたい、このように考えておるわけであります。議会のご承認をいただければということが前提となります。

○議長（稲葉勝男君）　宮田和彦君。

〔２番　宮田和彦君登壇〕

○２番（宮田和彦君）　全協の中での３案、Ａ、Ｂ、Ｃ案ということで、このＢ案を要するに議会のほうにお願いするということの認識なんですけれども、この中で先ほど町長おっしゃった食堂、大変私いいことだと思うんです。それはなぜかというと、南伊豆のつくっている米、アガノ、水揚げされる魚と海産物、それ等々を考えたときに、６次産業、これが一つ成り立つなということで、また町の一つの活性化になると。ぜひこれを進めていただきたいと、こう思います。この費用対効果の上でも一番いい案件だということで認識しましたので、ひとつ一生懸命頑張っていただきたいと思います。

以上をもちまして、私の一般質問を終わります。

○議長（稲葉勝男君）　宮田和彦君の質問を終わります。

◎散会宣告

○議長（稲葉勝男君）　本日の議事が終わりましたので、会議を閉じます。

本日はこれをもって散会とします。

ご苦労さまでした。

散会　午後　３時００分

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

平成　　年　　月　　日

議　　長　　稲　葉　勝　男

署名議員　　齋　藤　　要

署名議員　　渡　邉　嘉　郎

平成26年12月定例町議会

（第2日　12月9日）

平成２６年１２月南伊豆町議会定例会

議　事　日　程（第２号）

平成２６年１２月９日（火）午前９時３０分開議

日程第　１　会議録署名議員の指名
日程第　２　一般質問
日程第　３　報第　　７号　専決処分の報告について（南伊豆町行政財産の使用料徴収条例の一部を改正する条例）
日程第　４　議第　８８号　専決処分の承認について（平成２６年度南伊豆町一般会計補正予算（第６号））
日程第　５　議第　８９号　南伊豆町固定資産評価審査委員会委員の選任について
日程第　６　議第　９０号　南伊豆町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
日程第　７　議第　９１号　南伊豆町営温泉銀の湯会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について
日程第　８　議第　９２号　弓ヶ浜温泉公衆浴場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について
日程第　９　議第　９３号　南伊豆町一般職の任期付職員の採用に関する条例制定について
日程第１０　議第　９４号　南伊豆町指定介護予防支援等の事業人員及び運営に関する基準を定める条例制定について
日程第１１　議第　９５号　南伊豆町地域包括支援センターの運営及び職員の基準を定める条例制定について
日程第１２　議第　９６号　南伊豆町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例制定について
日程第１３　議第　９７号　南伊豆町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定について
日程第１４　議第　９８号　南伊豆町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例制定について
日程第１５　議第　９９号　平成２６年度南伊豆町一般会計補正予算（第７号）

日程第１６　議第１００号　平成２６年度南伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）

日程第１７　議第１０１号　平成２６年度南伊豆町介護保険特別会計補正予算（第３号）

日程第１８　議第１０２号　平成２６年度南伊豆町水道事業会計補正予算（第２号）

日程第１９　発議第　３号　農林漁業用に係る軽油引取税の課税免除措置の恒久化を求める意見書の提出について

日程第２０　各委員会の閉会中の継続調査申出書

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（１０名）

１番	加畑　毅君	２番	宮田和彦君
３番	吉川映治君	４番	谷　正君
５番	長田美喜彦君	６番	稲葉勝男君
７番	清水清一君	９番	齋藤　要君
１０番	渡邉嘉郎君	１１番	横嶋隆二君

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職氏名

町長	梅本和熙君	副町長	松本恒明君
教育長	小澤義一君	総務課長	小嶋孝志君
防災室長	渡辺雅之君	企画調整課長	谷　半時君
建設課長	鈴木重光君	産業観光課長	齋藤重広君
町民課長	橋本元治君	健康福祉課長	黒田三千弥君
教育委員会事務局長	勝田英夫君	上下水道課長	飯田満寿雄君
会計管理者	鈴木豊美君	総務係長	平山貴広君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	大年美文	主幹	渡辺信枝

開議　午前　９時３０分

◎開議宣告

○議長（稲葉勝男君）　おはようございます。

定刻になりました。ただいまの出席議員は10名です。定足数に達しております。

これより平成26年12月南伊豆町議会定例会本会議第２日の会議を開きます。

◎議事日程説明

○議長（稲葉勝男君）　本日の議事日程は、印刷配付したとおりでございます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（稲葉勝男君）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

南伊豆町議会会議規則の定めるところにより、議長が指名します。

９番議員　　齋　藤　　要　君

１０番議員　　渡　邉　嘉　郎　君

◎一般質問

○議長（稲葉勝男君）　日程第２、般質問を行います。

◇　清　水　清　一　君

○議長（稲葉勝男君）　７番議員、清水清一君の質問を許可します。

清水清一君。

〔７番　清水清一君登壇〕

○７番（清水清一君）　それでは、清水清一、一般質問をさせていただきます。

まず最初に、通告書に従いましてさせていただきます。

石廊崎の再開発ということで質問させていただきます。

石廊崎は、伊豆半島の先端であり観光の要所であるということで、石廊崎をどうにかしなければいけないという形で行政も、あるいは議員の皆さんも同じように言っているわけでございます。この石廊崎を再開発、活性化するためには、うまく開発していかなければいけないんですけれども、町として石廊崎を再生させる方向でどのように動いているのか。また、町長も、選挙の中では石廊崎を開発して観光のメッカに、要所としなければいけないという公約のもとやってきたわけですから、今現在どうなっているのかをお伺いいたします。

○議長（稲葉勝男君）　町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　おはようございます。

お答えいたします。

石廊崎の再開発、活性化につきましては、石廊崎ジャングルパーク跡地の利用計画の策定を基本に考えています。利用計画は、現在、ワークショップや審議会で検討を進めているところですが、利用計画の策定に当たっては、ワークショップや審議会からの提言や答申を踏まえ、石廊崎を伊豆半島全体にとって重要な観光拠点として位置づけ、自然と調和を図りつつ、当該地区を観光のメッカとして再生してまいりたいと、このように考えております。

次に、これまでの経過ですが、石廊崎ジャングルパーク跡地の利用計画につきましては、昨年11月からワークショップを開催し、本年３月25日に利用構想提言書をいただきました。これは、議会のほうにも皆さんに配付してあるとおりでございます。

その後、町と総合協力協定を締結している千葉大学に委託し、千葉大学園芸学研究科大学院の学生と町職員をファシリテーターとして、公募による12人を含めた総勢24人による第２次ワークショップを開催しているところでございます。ワークショップは、９月22日、10月11日、11月19日、12月６日と現在まで４回ほど開催しております。開催に当たりましては、現地視察も取り入れながら、さらに地元石廊崎の方と一緒にワークショップを開催するなど、創意工夫を重ねているところでございます。

今後は、本年度末までに第２次ワークショップ及び石廊崎ジャングルパーク跡地利用計画

審議会での検討を経て、新生石廊崎の実現に向けて有意義な基本計画を策定できるよう、尽力してまいるつもりでございます。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　清水清一君。

〔７番　清水清一君登壇〕

○７番（清水清一君）　第２次ワークショップを４回ほど行ったという形で、今答弁されましたけれども、４回ほどやった中で現地視察もしたということですけれども、どういうものが今のところ出ているのか、要するに、さわりとして１次のワークショップでもこういうものがあって、提言があったという中で、また２次のワークショップを行っている中で、またそれを絞り込んでくるんだろうと考えますけれども、どんな方向で、今、絞り込みをやって有意義な基本計画ができると言っているんですけれども、有意義な基本計画ができると思いますが、その内容等、少しわかるところがあったらお教えいただけますか。

○議長（稲葉勝男君）　企画調整課長。

○企画調整課長（谷　半時君）　お答えいたします。

現在のワークショップは、第１次ワークショップの提言書に基づきまして進めているところであります。なので、自然を生かした利用計画ということが基本となっております。

具体的には、駐車場をどうするかとか、施設をどうするかとか、そういったものを中心に今進めて、それで、模型をつくったりして、実際に施設ができるとどういう形になるのかということを今、作業を進めております。ここの庁舎の１階の階段のところにも模型が置いてあります。そういう形で今進めておりまして、ちょっと具体的な形になるのは、もう少し時間がかかるのかなというふうに考えておるところです。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　清水清一君。

〔７番　清水清一君登壇〕

○７番（清水清一君）　そうやって、一生懸命ワークショップでやっていただいているのは大変頼もしいものだと考えますが、この中で、跡地利用計画審議会というのはまだ開かれていないのか。また、もし開かれているとしたら、どのような内容になっているのかをお伺いいたします。

○議長（稲葉勝男君）　企画調整課長。

○企画調整課長（谷　半時君）　お答えいたします。

審議会につきましては、７月11日だと思いますけれども、１回開きました。次の第２回につきましては、現在進めております第２次ワークショップの中間的なものの整理ができた段階で開催しようというふうに考えております。できたら、12月中に開きたいなとは思っていたんですけれども、審議会の委員さんたちの都合等もございまして、できれば年明け早々に開きたいということで、現在、日程調整をしているところであります。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　清水清一君。

〔７番　清水清一君登壇〕

○７番（清水清一君）　今の答弁によりますと、中間報告を審議会のほうにしたいという話でございましたけれども、中間報告ということは、中間報告にするものが大体形的にできているという、今の答弁で私は解釈してしまったんですけれども、そのように解釈してよろしいでしょうか。

○議長（稲葉勝男君）　企画調整課長。

○企画調整課長（谷　半時君）　お答えいたします。

先ほど少し申し上げたんですけれども、具体的にはなかなかちょっと決めにくいところがありますけれども、とにかく中間、いわゆる現時点の検討状況といったものを一度審議会のほうにお諮りしたほうがいいなというところでございまして、まとまっているという形ではちょっとないような状況でございます。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　清水清一君。

〔７番　清水清一君登壇〕

○７番（清水清一君）　わかりました。ワークショップを一生懸命やっているというのを議会報告するという形の中でやっていきたいという話だと思います。

２番目の観光資源としての有効活用、整備の取り組みの推進はという形で質問があります。

ワークショップ等もやっているんですけれども、今ある、町が昨年９月に買い求めました石廊崎、この園地計画が、要するに前の岩崎産業から園地計画を引き継いでいるものと私は解釈しますが、町当局の見解はいかがですか。

○議長（稲葉勝男君）　町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　お答えいたします。

園地計画に関しましては、後で担当課長から答弁させます。

まず、観光資源としまして石廊崎は、本町のみならず、伊豆半島全体にとって重要な観光地であり、中心地である石廊崎ジャングルパーク跡地の有効活用、さらには整備の必要性は十分認識しています。

しかし、当該土地は、自然公園法や文化財保護法等による厳しい規制があること、変則かつ広大な土地であること、整備に膨大な費用がかかることが予想されること、地元との調整等多くの課題や問題があることから、どのように整備していったらよいか、ワークショップや審議会で十分検討していく必要があります。

また、現時点においては、町としては草刈り等できることを実施していますが、ワークショップを通じ、地元石廊崎との機運の醸成を図っているところであります。例えば、これまでのワークショップで出された数々のアイデアの中、16種類の魚介類が入った１６丼、いわゆる「１６丼」と書いて「いろうどん」と読むそうです、や石室権現での結婚式イベントなど、すぐ取り入れられそうなものもありますので、そうしたアイデアをどんどん地元で活用していただきたいとも考えているところです。今後も石廊崎の活性化に向けて、地元と一体となって進めてまいりたいと考えております。

以上です。あと、担当課の答弁。

○議長（稲葉勝男君）　産業観光課長。

○産業観光課長（齋藤重広君）　お答えいたします。

自然公園法における園地計画につきましては、前の石廊崎ジャングルパークの部分というか、町が買った部分の面積において園地事業としては引き継いでおりますが、今後具体的な内容につきましては、検討していくことになるかと思っております。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　清水清一君。

〔７番　清水清一君登壇〕

○７番（清水清一君）　町長は、草刈り等できることを、また地元と協力してイベント等を行っていきたいと言われました。それはそれでいいんですけれども、園地計画のほう、これはジャングルパークの上の駐車場も、また岩崎産業に対して管理してくださいという要望書等は、裁判が終わってからやっていないんではないかなと思いますので、温室を買ったからといって、岩崎産業のまだ駐車場の分とかああいうものも管理してもらうように、また園地計画の一種として岩崎産業にお願いする必要があるのではないかなと考えますが、それについ

てはどう考えておられますか。

○議長（稲葉勝男君）　町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　お答えいたします。

議員のおっしゃるとおりだと思います。岩崎産業とは今も連絡は取り合っております。前も岩崎の担当職員がワークショップでしたか、審議会のほうに参加しております。そういう形で、岩崎も今、石廊崎の状況は非常に関心を持っているところでありまして、町のほうとしても、将来的に具体的な整備、道路とかいろいろな整備が進んでいく段階において、当然岩崎産業に対しましても、自分たちの持っている所有地に関してはちゃんと整備してくださいという連絡はしたいと思っております。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　清水清一君。

〔７番　清水清一君登壇〕

○７番（清水清一君）　岩崎産業に対して連絡したいという話でしたけれども、管理してくださいという話はしたほうがいいと思いますし、今、町所有になっている土地について、やはり岩崎産業に対して草刈りしてください、あるいはきれいにしてくださいという指導等も町として行ってきたわけです。ということを考えますと、今、ジャングルパークの跡地の活用についてのワークショップを行っているんですが、やはり環境省の園地計画に基づいて、最低限の草刈りだけではなくて、樹木の剪定等は行っていくことが必要ではないかなと考えますが、草刈り等は少しやっているんですけれども、もう少し手を入れていったほうがいいんではないかなと考えますが、町長、どういうふうに考えられますか。

○議長（稲葉勝男君）　町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　お答えいたします。

確かに今の石廊崎の状況というのは、本当に観光地としては非常に景観も悪いし、何とか景観を整備していきたいとは思っております。ただ、広大な園地というか、石廊崎の土地でありまして、あそこを完全に景観整備をするのには膨大な金がかかります。具体的な計画ができて、その段階で進めていくというのが得策ではないかと、このように考えております。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　清水清一君。

〔７番　清水清一君登壇〕

○７番（清水清一君）　草刈り以外に樹木の剪定等は、今のところ考えておられないというような答弁に私は解釈しましたが、やはりそういう要所要所の樹木の剪定等は行っても何ら害はないし、逆に石廊崎へ来る観光客に喜ばれるものになってきて、またふえてくるんではないかなと考えますので、そこをまた考えていただいて、うまい管理をしていただきたいなと思いますので、そこをうまくやっていただくようお願い申し上げます。

それと、前議会でも話をしましたけれども、取りつけ道路計画の設計も始まっているわけですけれども、町有地に対してどのようなものをつくるかということによって、道路の設計も変わってくるとかという話もございました。あるいは、補助金のつけ方も変わってくるという話もございましたけれども、その道路について、まず一番最初にしようということを考えますので、それについての道路はあそこにいつごろできる予定なのか、そういうのをお伺いいたします。

○議長（稲葉勝男君）　企画調整課長。

○企画調整課長（谷　半時君）　お答えいたします。

いわゆるアクセス道路の件だと思います。やはりこれも、こちらの石廊崎ジャングルパークの跡地の全体計画の中でいわゆる絵を描いていかないと、なかなか難しい面があろうかと思います。いわゆるアクセス道路の部分だけならいいんですけれども、その後の駐車場といいますか、あるいは回転広場といいますか、そういったところをどういう形で、あるいはどこの場所につくるのかというところが必要になってきますので、そこの部分を今現在、ワークショップでもって検討しているという状況でありますので、いわゆる全体計画が決まってからの設計になろうかというふうに考えております。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　清水清一君。

〔７番　清水清一君登壇〕

○７番（清水清一君）　全体計画が決まってからという話でございますけれども、全部は使わなくても、アクセス道路というところの部分の90％以上はもう確定しているわけでございまして、あとは近くのところは高低差が出るとか、いろいろなものがあると思うんですけれども、それを考えていただければ、もう半分以上、あるいは８割のところまでつくってあるけれども、その先の全体計画を見て、そこから取りつけが変わってくるというふうな形になると私は解釈しますが、そういうことは、せっかくアクセス道路の土地を買っているわけです

から、そこはもう道路しかないと考えますが、道路以外のものを考えておられますか。

○議長（稲葉勝男君）　企画調整課長。

○企画調整課長（谷　半時君）　お答えいたします。

先ほど全体計画と言いましたけれども、整備するためには予算というものが必要になります。今現在は、観光整備事業を使おうかなというふうには考えているんですけれども、そういった、どういった予算を使うかということを考えていかなければならないというふうに思いますので、いわゆるアクセス道路部分だけの整備のための予算措置ができるかどうかという部分もございます。

それから、道路をつくった中で、先ほど申し上げましたとおり、どういった形で駐車場あるいは回転広場につなげるかということによっても、具体的に言えば、例えば植物園の中を通すのか通さないのかというところも含めて、それで全体の中でもって事業を執行しなければならないという部分がありますので、そこの道路の部分だけを先につくるということになりますと、なかなか予算をどうするのかという問題が一番大きい問題になろうかと思います。

それから、管理の面におきましても、先に道路だけというわけにはちょっといかないのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　清水清一君。

〔７番　清水清一君登壇〕

○７番（清水清一君）　全体計画をつくることによって、補助金がもらえる可能性が出てきたときに、それで焦ってつくりたいというふうに私は解釈しました。そういう形でなるべくこの基本計画ができて、早急に石廊崎の再生を願いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

そのための、国あるいは県に対しての調整等はどうなっておられるのかをお伺いいたします。

○議長（稲葉勝男君）　町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　お答えいたします。

当該地区は、自然公園法や文化財保護法等厳しい規制があることから、当該審議会には千葉大学の木下教授のほか、環境省下田自然保護官と静岡県地域政策局長に参加をいただき、アドバイスやご助言等をいただいていくことになろうかと思います。また、千葉大学園芸研

究科から、第１回審議会には天候の関係から参加いただけませんでしたが、静岡県文化財保護審議会委員、伊豆西南海岸名勝地保存計画審議会委員のほか、国の文化財に関する多くの役職を歴任され、文化財に関する豊富な知識と経験を有する池邊このみ教授にもアドバイザーとして参加いただけることになっております。

以上のとおり、利用計画策定を通じて、国・県とも深く連携し、計画を策定しているところですが、今後計画を実行していく上において有益であると考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（稲葉勝男君）　清水清一君。

〔７番　清水清一君登壇〕

○７番（清水清一君）　ありがとうございました。

続きまして、次の質問にまいります。

地熱資源開発の将来像という形で質問させていただきます。

町内の地熱資源開発の将来像をどう考えていくのかという形でございます。南伊豆町内に地熱資源といいますと、温泉があるところということで、下賀茂、加納地区の温泉が地熱資源に当たるんではないかなと考えます。それ以外のところは、幾ら掘っても50度を超すような源泉はなかなかないという形で、下小野がやりましたけれども、1,500メートル掘ったけれども40度しかならなかったと。その源泉も２本掘ったけれども、２本とも40度だったという形の温泉もございます。

この地熱開発をしていくということは、下賀茂温泉に関連してのものだと思うんですけれども、これに対して町長はどう考えて、これから行っていきたいのかをお伺いいたします。

○議長（稲葉勝男君）　町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　お答えいたします。

現在、町では地熱資源活用によるまちづくりを進めるため、経済産業省の地熱開発理解促進関連事業支援補助金及びＪＯＧＭＥＣの地熱資源開発調査事業費助成金を活用して事業を実施しているところであります。

これらの事業は、毎年度の結果を受けて次のステップに進んでいくことになりますので、不確定な部分が多分にありますが、２つの事業により町民への地熱開発に対する理解が進み、また、地熱資源調査の結果、温泉への影響がなく、持続的な発電の可能性があると評価された場合は、事業規模、運営方法、土地の確保、財源確保等を検討し、地熱発電所建設をし、

あわせて新たな産業の創出につながる事業を展開してまいりたいと、このように考えております。

また、地熱調査の結果、地熱資源量が少ない場合においても、本町の地域資源である地熱や温泉を活かしたまちづくりが進むことを期待して、現在、地熱開発理解促進関連事業において、温泉・福祉・農林業・漁業ワーキンググループにより、地熱資源を活かしたまちづくりを検討しているところであります。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　清水清一君。

〔７番　清水清一君登壇〕

○７番（清水清一君）　町長は、各ワーキンググループの結果を踏まえて、これをまちづくりの一つとしたいというふうに言われました。この各ワーキンググループで新しい事業をまた考えていきたいと言われているわけですけれども、ワーキンググループ、多数ありましたけれども、その中で新しい事業というか、これはいいんではないかなという話がもし今のところ出ているようでしたら、その将来像を見るために、町民に夢を与えるためにも、このワーキンググループで何かいいようなものがあったら紹介していただきたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（稲葉勝男君）　企画調整課長。

○企画調整課長（谷　半時君）　お答えいたします。

今現在、温泉・福祉・農林業・漁業ワーキングという４つのワーキンググループで、地熱資源を活用したいわゆる産業創出であるとか、いろいろな事業を検討していただいております。これもいわゆるトマトのハウス栽培がどうだろうかとか、あるいは先日、私も視察に行ってきたんですけれども、いわゆるＩＣＴというものを活用したアワビの養殖、陸上でもってアワビを養殖するという方法なんですけれども、そういったものを今、視察等をしているというような状況でありまして、これが新しい事業だというところまでは、ちょっと進んではいないのかなとは思いますけれども、いわゆる南伊豆町の地域資源として、南伊豆町の特色として、今言いましたようにアワビだとかというような、南伊豆町の特産品をどう活用できるかということを今、熱心に検討していただいているという状況でありまして、特段これというところまではまだいっていないという状況であります。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　清水清一君。

〔７番　清水清一君登壇〕

○７番（清水清一君）　課長、ありがとうございます。各ワーキンググループもまだ途中ですから、なかなかそういった発表できるものも少ないんだろうなと考えますが、いいものを検討していただきたいなと思います。

それと、行政報告の４ページの４行目あたり、「地熱資源活用検討委員会を開催し、中間報告を実施いたしました」という形がございます。この中間報告はどのようなものであって、内容等お教えいただけたらお願いしたいと思います。

○議長（稲葉勝男君）　企画調整課長。

○企画調整課長（谷　半時君）　お答えいたします。

お手元に記載のとおり、11月25日に南伊豆町の地熱資源利活用検討委員会というものを開催いたしまして、いわゆる地熱資源の調査による中間報告、いわゆる反射法の地震探査であるだとか、それから地質調査のいわゆる中間報告でございます。これは、お話を伺ったんですが、非常に専門的でなかなか難しい部分があるんですけれども、いわゆる地質的なもの、白浜層群であるだとか、火山によってできた地層であるといった、そういった地層的な説明が多かったように思います。具体的に、どこにどの程度の地熱資源の保存量があるかとかないかとか、そういったところまでの分析はまだだということでありました。そういった状況であります。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　清水清一君。

〔７番　清水清一君登壇〕

○７番（清水清一君）　今の中間報告、検討委員会の皆さんに中間報告をしたというんですけれども、もし、これのダイジェストみたいなものがつくれたら、議員のほうにも分けていただきたいのですが、どうでしょうか。

○議長（稲葉勝男君）　企画調整課長。

○企画調整課長（谷　半時君）　お答えいたします。

少し検討させていただきたいと思います。なかなか細かい資料がありますので、少し検討させてください。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　清水清一君。

〔７番　清水清一君登壇〕

○７番（清水清一君）　ダイジェスト等、もしもらえたら、よろしくお願いいたします。

それで、この地熱資源を一生懸命やって、理解促進を行っているというわけでございますけれども、各ワーキンググループ、４つあると言いましたけれども、その活動内容、先ほどもちらっと言いましたけれども、各ワーキンググループ当たり会合を幾つやったとか、視察に行ったとかというものがわかりましたら、回数とかそういうものをお教えいただいて、あと、人数等をお教えいただけたらと思います。

○議長（稲葉勝男君）　町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　お答えいたします。

本年度実施している地熱開発理解促進事業は、ワーキンググループの開催、先進地見学会の実施、講師の招聘による講演会・勉強会の実施、地熱通信の発行、ホームページの創設、アンケート調査の実施を行っています。

ワーキンググループは、９月４日に10人の構成員による温泉ワーキングと11人の構成員による福祉ワーキング、９月５日には19人の構成員による農林業ワーキングと15人による漁業ワーキングを開催し、以降これまで視察を含めて温泉ワーキングが４回、福祉・農林・漁業ワーキングは３回の会合を重ねております。

先進地見学会は、10月26日から２泊３日で17人の町民と秋田県湯沢市の上の岱発電所、地熱利用施設、地熱資源調査掘削現場等視察を実施し、11月４日から２泊３日で22人の町民と北海道森発電所、熱水利用園芸ハウス、洞爺湖有珠山ジオパーク等の視察を実施いたしました。

勉強会は、９月23日に東北大学名誉教授の新妻弘明氏と長野県小谷村副村長の荻沢隆氏をお招きして、湯けむりホールにおいて「地域資源と地域づくりの可能性を考える」と題して、104人の参加者により講演会を開催いたしました。

さらに、11月16日には、「地球の宝を活かす」と題して地熱技術開発株式会社調査役の岩田峻氏、「地域の宝を活かす」と題してＮＰＯ法人えがおつなげて代表理事の曽根原久司氏とイタリアンレストラン、デル・カピターノ店主の庄子達広氏をお迎えして、約70人の参加者を前に講演をいただきました。

地熱通信は、９月１日、10月１日、11月１日の３回発行し、全戸配布し、ホームページは９月末から開設し、アンケート調査は９月に町民3,000人に対し実施し、来年１月にも実施する予定です。

また、地熱資源開発調査事業は、町民の皆さんにご理解とご協力をいただきながら、反射法地震探査を９月16日から10月７日まで実施し、地質調査を10月７日から10月24日まで実施し、無事終了いたしました。また、これまで文献調査や温泉変動調査、微小地震観測の環境事前調査を実施しています。11月25日には、温泉協同組合理事の皆さんや産業団体の役員等有識者を構成員とした地熱資源利活用検討委員会を開催し、前述した各種調査の中間報告を実施いたしました。

なお、今後の予定としては、各ワーキング及び地熱資源利活用検討委員会の継続開催、地表調査の解析等に加え、２月11日には第３回勉強会として「地熱が日本を救う」の著者である真山仁先生の講演会を経て、２月中旬に地熱開発理解促進関連事業及び地熱資源開発調査事業のそれぞれの成果報告会の開催を予定しております。

以上でございます。

○議長（稲葉勝男君）　清水清一君。

〔７番　清水清一君登壇〕

○７番（清水清一君）　いろいろありがとうございます。大変わかりやすかったんですけれども、温泉ワーキンググループに10名、福祉グループに11名とかという話がございました。今の答弁の中では、温泉についてのワーキングは４回の会合を行った、福祉については３回と言いましたが、農林業、漁業に関してのワーキンググループは回数等言われなかったような気がしたんですけれども、それについての回数あるいは視察等がございましたら、それを答えていただきたいと思います。

○議長（稲葉勝男君）　企画調整課長。

○企画調整課長（谷　半時君）　福祉と農林業、それから漁業ワーキングにつきましては、３回の会合をしております。

それから、ワーキンググループの様子につきましては、地熱通信ということで、ただいま町長からもお話がありましたけれども、その地熱通信のナンバー２、それからナンバー３のところで町民の方にもお配りしてございます。いわゆるワーキンググループの様子ということで記載をさせていただいております。

例えば温泉ワーキングにつきましては、南伊豆町の温泉は、全国でも温度が高くて湯量も豊富でとても大切な資源である、それから、温泉地の共同管理の方法には、全国各地でさまざまな方法があることを確認しましたとか、それから、農林業のワーキンググループにつきましては、地熱以外に竹や木を有効利用する燃料化も検討したい等々のいわゆる検討状況と

いったものにつきまして、地熱通信のほうでも町民の方にもお知らせをしているという状況であります。

それから、あと視察の件なんですけれども、温泉のワーキングにつきましては、日曜日から月曜日にかけて、九州のほうの杉乃井ホテルさんのほうに視察に行っております。昨日帰ってきました。それから、漁業ワーキングにつきましては、私も行ったんですけれども、東京のほうの新木場のほうでＩＣＴを活用したアワビの養殖の視察をしたと。それから、あと農林業ワーキングにつきましては、山梨県の北杜というところでトマトハウスの栽培の視察をしてまいりました。これが10月24日に行っております。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　清水清一君。

〔７番　清水清一君登壇〕

○７番（清水清一君）　わかりました。ありがとうございます。

大変いいことで、皆さん勉強してくれれば、その方が視察等行ってきた中で、あるいは勉強会で行ってきたことを、その方々からも各町民に知らしめたほうがいいんではないかなと考えますが、そうやって考えると、各温泉・福祉・農林業・漁業のワーキンググループのメンバー等の名簿等を開示したほうがいいんではないかなと。内容はどうでしたかと、逆にそういう人のところに聞きに行けると。そういう人が宣伝して歩くのではなくて、周りの町の人が聞きに行って、逆に理解促進につながるんではないかなと考えますが、そのワーキンググループの名簿は教えていただけるのか、どうなのかお伺いします。

○議長（稲葉勝男君）　企画調整課長。

○企画調整課長（谷　半時君）　その視察等に参加した方の名簿ということになりますと、ちょっと趣旨が違うと思います。それと個人情報の問題がございますので、少し適当ではないのかなというふうに考えております。

それと、先ほど町長からもお話がありましたとおり、それぞれの成果の報告会という形は、町民の方を対象に開催いたしますものですから、大体その報告会に参加いただければ、およそのことはわかるのかなというふうに思います。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　清水清一君。

〔７番　清水清一君登壇〕

○７番（清水清一君）　私が言ったのは、視察へ行った人間を教えてくださいではなくて、ワ

ーキンググループのメンバーを教えてくださいということで言ったんですけれども、ワーキンググループに誰が行っているとかという話は言えないんですか。誰が出ているとかという、その辺の先ほど温泉には10名、福祉には11名とかと言われましたけれども、そのメンバーの表は言えないんですか。

○議長（稲葉勝男君）　町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　お答えいたします。

ワーキンググループは、あくまでも自主的な参加でありまして、我々のほうから強制的に例えば委員を任命するとか、そういうことではありません。だから、町民の皆さんの自主的な参加でありまして、このことを公表するというのは、やはり先ほど言ったように、プライバシーの問題とかいろいろあろうかと思いますので、ご勘弁いただきたいと思います。

○議長（稲葉勝男君）　清水清一君。

〔７番　清水清一君登壇〕

○７番（清水清一君）　これは、国から補助金をもらって町の予算となっているわけですけれども、ワーキンググループ等会合をやっていただいている、大変町のためになるいい話だと思います。そういう方々を町民の方は知らないけれども、あの方がやっているんだったら、内容を聞きに行こうと、ああそうなんだ、そうやってなるんだったら温泉はいいねと、温泉熱を活用していい話になるねという話を町民の方がその人に聞きに行けると思うんですよね。この役場の会場へ来なくても、その皆さんが住んでいるところの近くで話ができると思うんですけれども、町の予算を使っているこの会員さん、あるいはワーキンググループの方の名簿等が出せないというのは非常に解せないんですけれども、本当に出せないんですか。

○議長（稲葉勝男君）　町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　あくまでもワーキンググループは、先ほど言ったように個人の意思で参加してもらっております。それで、やはり個人情報の問題がありますし、これは、発表ということはできないということで考えます。

○議長（稲葉勝男君）　清水清一君。

〔７番　清水清一君登壇〕

○７番（清水清一君）　町の予算を使って理解促進事業をやっているわけであって、真面目に一生懸命ワーキンググループをやっている方々だと思います。ですから、それは何も個人情

報でなくて、町の予算を使ってやって、それで出てきて、ありがとうございます、こんな優秀な方がいて、こんないい人がいるんです、だから、この人から話を聞いてくださいというのは、かえって、名前を隠すほうが逆におかしなワーキンググループじゃないかなと。絶対そう思いますよ。名前が言えないというのは絶対おかしい。だって、町のために一生懸命やってくれて、ありがとう、うちらが言っているんですね、ワーキンググループをやっている方々に対して、ありがとう、いい話だから頑張ってねという話は言えるんですけれども、これでは、何も言えないです、その人に対して。全然理解促進になりません。それは検討する余地はあると思いますが、検討する余地はありませんか、考えてございませんか。

○議長（稲葉勝男君）　町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　あくまでもワーキングというのは、ボランティアで自由参加、意思によって参加されております、町民の方々が。だから、そのワーキングに参加することを公表していいという形の人たちの名前は、公表するように検討いたします。そのワーキングに参加している人たちに一応確認をとるという形で、そのような形をさせていただきたい、このように思います。

○議長（稲葉勝男君）　清水清一君。

〔７番　清水清一君登壇〕

○７番（清水清一君）　検討していただけるという話ですけれども、一歩も二歩も、十歩ぐらい譲って、ぜひ検討していただきたいなと。私が考えますに、名簿を公開するのは当然ですし、普通の話であるし、理解促進のためには名簿を開示して、頑張ってねというのが筋だと思うんですけれども、それができないようなワーキンググループでは、町民の理解がなかなか進んでいかないんではないかなと私は考えます。

それと、今、ワーキンググループの名簿さえ出せないと言ったんですから、視察へ行った人の名簿、各ワーキンググループの視察あるいは県外視察ということで10月に17名、11月に22名の町民が行っていただいたと。大変勉強したんだろうなという形で私も勉強したいということで、議会も北海道へ行きましたけれども、その１週間前にこの町民の皆さん22名の方々が行ってきたという話を聞きましたので、議会として同じところに行くわけですから、その行ってきた方々に内容を、どうでしたかということをお聞きしたいなという形で名簿等を教えていただけませんかという形で、私も理解してから行ったほうがいいわけですから、理解促進の意味で行ってきた人の名前を教えてくださいと言ったら、教えられませんと言わ

れましたけれども、それはどういう理由でしょうか。理解促進のために私は行ってきた人の名前を教えてくださいと言ったんですけれども、教えられなかった理由はなぜでしょうか。

○議長（稲葉勝男君）　企画調整課長。

○企画調整課長（谷　半時君）　お答えいたします。

これは先ほども申し上げましたけれども、いわゆる個人情報に該当するのではないかということでもって、県のほうの担当部局のほうに総務課と通じて照会をさせていただきまして、その結果として、やはり個人情報に該当するということでもって、情報公開の対象には、いわゆる非公開に該当するということを言われましたものですから、いわゆる個人情報に該当するということで非公開ということでお答えをさせていただいたという次第であります。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　清水清一君。

〔７番　清水清一君登壇〕

○７番（清水清一君）　課長が言うのはいいんですけれども、その後、私、県のほうへ確認しました。そうしたら、たまたま県の電話に出た方が、午前中に私が南伊豆町から相談を受けましたと言いました。その内容は、個人情報も絡みますけれども、町の判断でしてくださいと町にはしましたと、私には答えました。私が町議とは言いませんでした、一般町民ですけれどもという形で県の方に問い合わせしました。その方は何て言ったかというと、個人情報だから出すのはやめなさいということは一つも言っていませんと言っていました。

ですから、それは個人情報はあるかもしれませんけれども、各町の判断でやってくださいと言われました。となりますと、今の課長の県の指導があったからという話じゃないと思います。町の判断で教えないということになったと私は解釈しますが、いかがでしょうか。

○議長（稲葉勝男君）　企画調整課長。

○企画調整課長（谷　半時君）　お答えいたします。

私も総務課に照会し、総務課が聞いて、その総務課の職員から聞いた中での最終的な判断にはなるんですけれども、今おっしゃったとおり、いわゆる個人情報に該当するかもしれないけれども、最終的には町の判断ですよというお話だということであれば、その県の職員のお話を受けて、それで総務課なり企画調整課として判断して、公開すべきではないというふうに考えたものであります。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　清水清一君。

〔７番　清水清一君登壇〕

○７番（清水清一君）　名簿等、先ほども言いましたけれども、町の予算を使って、公費を使って理解促進、要するに町民のために地熱の理解を促進するんだという形で行っているわけです。その行っている方に理解促進をするために勉強したいという人がいたときに、誰がいるんですかと、わかりませんから教えてくださいと言われたときに教えられないんでは、何も理解促進にならない。行った人は理解するかもしれませんけれども、一般町民に理解させるために、その人たちは視察に行ったわけですよ。じゃ、全員が行かなければならなくなってしまうと私は考えます。いろいろな考え方がありますけれども、公費を使って行ったのに名前が教えられないとは、普通考えられない話でございまして、じゃ、その方々の報告等はどういうふうに上がっているのか、視察へ行ったときはどんな内容だったのかお伺いします。

○議長（稲葉勝男君）　副町長。

○副町長（松本恒明君）　私も北海道へ視察に行った身ですので、そういった立場でちょっとお答えいたします。

まず、情報公開につきましては、今、口頭のやりとりの中でやっているものですから、もしそれがということであれば、情報公開の手続をとるなり何なりということになろうかと、突き詰めていくとですけれども、なろうかと思いますが、そこまでやる必要もないのかなということで、単に課長はそういった最終的な判断をしたということだと思います。

それから、北海道につきましては、確かに理解促進で議員の皆さんは私どもが行ったときよりも後ですから、理解して行きたいというのはわかるんですが、ただ、あの場所で私たちが聞いた５万キロワットから２万5,000になって、こんなのは極論ですけれども、彼らの言葉をかりれば、もうかりませんよというようなことを言ったとか、確かにスケールをとるのに何年かに一度、１億、２億かかりますよというようなことも聞いたんですが、ただ、実際、それは南伊豆町の考えているものとは全然レベルが違う、考え方が違う。今、買い取りのＦＩＴ制度で南伊豆町がやろうとしているのは考えているとかとあって、彼らの言葉というのは、非常に言葉が少なかったんですね。我々も誤解をしたところもあります。そういった誤解の情報が、いろいろなあそこに私を入れて二十何人いた中で、それぞれがそれぞれの思いでとって、それぞれの言葉で発してしまうと、非常に逆に混乱を招くこともあるということで、受託をしたパシコンさん等がもう一回情報を整理して、それで報告を上げますというようなことで、そういった復命的なものが上がってきている中で、大分情報が整理されてきました。

ですから、そういったことを受けて、最終的な報告会を行いますと言っているわけでございます。参加された町民の方を信じていないということではないんですが、もし間違った情報が間違ったまま拡散してしまうと、逆に理解促進にもならない、混乱を招くだけだというようなことで、情報を整理する、そういった意味も含めて報告会まで少し待ってくださいというのは町長、谷課長が申していることだと思いますので、ぜひご理解いただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（稲葉勝男君）　清水清一君。

〔７番　清水清一君登壇〕

○７番（清水清一君）　今答弁された前段の、情報公開で行いますかと課長が言われたものですから、それだったら情報公開でいいですよと、それで処理かけますからと私は言った覚えがあります。それなのに名簿を出さないと言ったんですから、結局は、出すと決まったら、情報公開の書類を書いてくださいねという形ですから、書くつもりでいましたよ。だけれども、名簿を出さないと言うんですから、情報公開でお願いしますよ、書類書きますよと言ったんですから、それで出さなかったと。

それと、後の段ですけれども、各個人が勝手に報告されたら困ると。要するに個人でいろいろな考えのある方がおられるんだから、あるいは間違った情報を得た場合、間違った情報が拡散していくのは非常に困るという形の答弁をされましたけれども、そういうこともあるかもしれませんけれども、大体１人ではなくて、その名簿をいただければ、２人、３人と聞けるんですから。それは３人ぐらい聞けば大体わかるだろうという形になってくると思うんです。だから、名簿さえあれば、そういう個人１人の意見が流れていくんではなくて、あの人も言っていた、この人も言っていた、ああ、そうなんだという話で理解の促進に非常につながると私は考えます。

それで、一応それでいいんです、しようがない、出してくれないから仕方ないんですけれども、秋田県に17名、北海道に22名というやつをどういうわけだか知らないけれども、参加者がわかりまして、見学会の行程表を分けていただきました。そうしたら、一番後ろに名簿が載っていました。町民の皆さんという形で２回分ありました。そうか、この方々が行ってくれたんだ、ああ、一生懸命勉強してくれてありがたいなというふうに思いました。でも、２回目を見た瞬間、何か同じ人がいっぱいいるなと。１回目に行った人、要するに17名、それは一生懸命でいいですよ。じゃ２回目、22名、そのうち７名が同じ人ですよね。１回目に行った人の４割の方が２回目も行って勉強してきている。両方、２回とも行って勉強してく

れたんだから、その人たちに聞けば内容等わかってくると思うんですけれども、そういう名簿を出していただければ、２回行った人に順番に聞いて歩けば非常に勉強になると思うんですけれども、名簿を、この視察に行った人からもらいましたけれども、この後ろに参加する人がございます。２回とも行ったのが７名おられる。だから、そういう名簿を出す必要があるんではないかなと。そういう人たちに真面目に私らも様子を聞きに行けると思うんですけれども、そういうものは出せないんでしょうか。

○議長（稲葉勝男君）　町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　お答えいたします。

議員は２回行ったということを言っておられますが、あくまでもこれは公募をかけたわけです。自由参加という形で公募をかけた中で、たまたま人員がそういう形で二度という形にもなっております。そこに何か問題があろうかということなんでしょうか。２回行ったということに、議員のほうで。

○議長（稲葉勝男君）　清水清一君。

〔７番　清水清一君登壇〕

○７番（清水清一君）　ですから、２回行ったということは、一生懸命勉強してくれた人でしょうから、その人たちに様子はどうでしたかと聞きに行きたいから、名簿を出したらどうですかということを言っているんです。２回行ったからいいとか悪いという話ではなくて、それだけ一生懸命勉強してくれたんでしょうと、理解促進になるためにやったんでしょうという話です。

○議長（稲葉勝男君）　町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　お答えいたします。

先ほどから言っているように、やはり個人情報の問題があるということで、県のほうも、あとは町の判断にしなさいと言っていますけれども、やはり県のほうも個人情報があるから、本来は好ましくないという言い方じゃないかと思います、公表することは。公表していいというような言い方であるなら、そんなもの、個人情報とかそんな問題を言うはずはありません。だから、それは好ましくない、だけれども、最終的な判断は町がしてくださいと、自治体の問題だからということで、そのことに関して、やはり私たちは県が好ましくないという考えであるなら、我々も自治体として好ましくないと考えるのが当たり前のことではないか、

このように思います。

○議長（稲葉勝男君）　清水清一君。

〔７番　清水清一君登壇〕

○７番（清水清一君）　いろいろな考え方がございますけれども、基本的にそういう県として、あるいはもし私が県の職員だったら、町としては公表したくないんだけれども、公表したくないための理由づけを教えてくださいよと言った場合、そういうふうになるんではないかなと、推測ですから、私個人としての。ですから、そういうふうに考えるところもございます。いろいろな考え方がございます。ですから、町の判断ですと言うんだから、どちらでもいいということですから、それは県の指導のもとじゃなくて、だって、私が県へ携帯を使って１時間も話をしまして、携帯電話代がいっぱいかかりましたよ。何でだと私、確認をしたんですから。町の事業に対して県が口を出すことは絶対ないだろうと思って、確認しなきゃおかしいと思って、電話して確認したわけです。そうしたら、そういう回答でした。

一応こうやって２回も視察に行ってくれた、要するに公募でやってあるわけですね。２回勉強したいからといって行きたいという人がいたという形で、この人たちにまた今後、私も名簿がありますので聞いて、どういう内容だったのかと。要するに秋田県の話は聞いていません、現場へ行っていませんから、わかりませんから。講演も受けましたけれども、やはり１回現場へ行った人の話を聞くのが必要ではないかなと考えます。

公募をやって２回行ったということは、基本的に１回行った人は２回目は控えてくれというのが筋なんですけれども、公募をしたけれども、要するにこの方全員が公募で応募した方だったのか、それを確認して私の質問の最後といたします。

○議長（稲葉勝男君）　企画調整課長。

○企画調整課長（谷　半時君）　お答えいたします。

公募でございます。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　清水清一君。

〔７番　清水清一君登壇〕

○７番（清水清一君）　公募したら、この人数の人しか来なかったというふうに解釈しました。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（稲葉勝男君）　清水清一君の質問を終わります。

ここで10時40分まで休憩します。

休憩　午前１０時３１分

再開　午前１０時４０分

○議長（稲葉勝男君）　休憩を閉じ会議を再開します。

◇　横　嶋　隆　二　君

○議長（稲葉勝男君）　11番議員、横嶋隆二君の質問を許可します。

〔１１番　横嶋隆二君登壇〕

○１１番（横嶋隆二君）　それでは、11番、横嶋、通告に従い、南伊豆町民と日本共産党を代表して一般質問を行います。

まず、最初の質問は、消費税引き上げと地域経済の認識であります。

11月中旬に政権が消費税の再値上げ、10％の値上げを決める基準となる４月・９月期の経済状況、これを見てからの判断は実質的にＧＤＰがマイナス、つい先日の報道では、ＧＤＰマイナス６％という報道でした。これで消費税10％への値上げを先送りしたものの、解散して総選挙という事態になっております。

今、町民の暮らしは、どん底にあると言っても過言ではありません。４月にそれまでの消費税５％から３％値上げをされました。それまでの間、消費税が導入されたのが1995年、以来３％からその後５％へと値上げをされ、バブル以後、日本が長い大不況に入っていて、議会の質問でもこの不況からどう脱出するのか、住民の、あるいは事業者の救済策が議論されてきましたが、４月からのさらなる増税、３％の上乗せは極めて深刻な事態と受けとめておりますが、町長は、地域経済についてどのような影響が出ているのかつかんでいたり、あるいは認識をされているのか、その点をお答えいただけますか。

○議長（稲葉勝男君）　町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　お答えいたします。

８％に消費税が上がりました。当町におきましては、本年度当初からの消費税引き上げに

より、前年度に駆け込み需要があった建築や車両等の耐久消費財関係に大きな反動が来ている、このように思っております。

もともと全体の経済規模が小さい当町では、消費税の影響は顕著に見えてきませんが、事業者にとっては年商が変わらないものの、納める税金が変わってくるという状況が推定されます。加えてこの夏、複数の台風が本町観光業等に影響したことなどから、本町経済に明るい兆しが見えてきてはおりません。このような中、商工会におきましては、消費税納税に関する積み立てを各店舗に徹底する経営指導を行っているとのことでございます。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　横嶋隆二君。

〔１１番　横嶋隆二君登壇〕

○１１番（横嶋隆二君）　昨日の行政報告で、４月から10月までの観光施設等々の入り込み状況、全体の総計では前年比で98.9％という報告がありました。これは、観光の入り込み客であります。一方で、今、町長が答弁されましたけれども、建築確認申請、今朝ほど町の調整案が配付されておりましたけれども、昨日とったデータでも、これは25年度までしか出ておりませんが、昨年の建築確認申請は25年度で35件、24年が29件、23年、さかのぼると33件ありましたが、昨日の時点で26年度の建築確認申請は11件。あと残すところわずかになってきておりますが、そういう状況。わが家の耐震診断、全額補助の事業で１件当たり４万5,000円つく事業ですが、25年度19件、24年が25件、23年が40件。予想される東海地震や東南海地震に向けて非常に重要な施策でありますけれども、この申請数が26年度、昨日の時点で６件。住宅リフォーム振興に関しては、昨年度30件が今年度９件であります。

いろいろな施策で私もリフォーム助成とか、不況のときに新築だけではなく、住民の需要と仕事というものがこの４月期からの消費税３％増で大打撃を受けている。これに関して、改めて要因、これについてどのように、ただ消費税３％増というだけじゃない、その要因について町長はどのように見られているか。

また、冒頭でも言いましたが、一昨年、自公政権と民主党で決めた消費税10％の増税は、中止になっておらず、先延ばししただけであります。これは、もしもの場合でありますけれども、地域経済にとってどのような影響を与えると考えているのか。この点をあわせてお答えいただけますか。

○議長（稲葉勝男君）　町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　お答えします。

要因と言われましても、非常に難しいもの、経済でありますから。例えば、自公政権が要因であるとお答えをすればいいのかなというような気もしますけれども、私は決してそうではないと。経済というのは、非常に生き物でありまして、その辺の中でどのような形でこの不況が来ているのか、デフレもずっと続いております。そのような中で将来、インフレ傾向へ持っていこうという今の自公政権のやり方は、私は間違っていないと、このように思っております。

そしてまた、10％の増税がどのように地域経済に影響を与えたかということは、先ほども答弁したように、観光業やサービス業を主産業とする当町にとっては、10％は非常に大きな意味を持つとは考えております。現政権が目指す経済政策が実現したとしても、消費税10％の増税により、消費者は観光といったような、ある種ぜいたく支出から支出を控えていかざるを得ない状況になろうかなと、このように思っております。

こうした国民の生活防衛の気持ちも踏みながら、景気に左右されない食料品など生活必需品項目を核として、産業の振興も景気浮揚、景気的浮き沈みの少ない、強い地域をつくることが必要だと、このようには考えておりますが、非常に難しいと思っております。

政府は、国の消費増税を平成29年４月からと明示しましたが、今後、観光以外の産業の振興も急務になると、このように考えております。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　横嶋隆二君。

〔１１番　横嶋隆二君登壇〕

○１１番（横嶋隆二君）　私は、別にここで政権とか選挙絡みで話をするつもりはなくて、実際の具体的な経済政策をどうやったかということであります。

アベノミクスの中身について、2012年から財務省の財政制度審議会の臨時委員を務めてきた同志社大学大学院教授の浜矩子さんは、「アベノミクスの政策で恩恵を受けるのは、株や不動産を持っているごく一部の富裕層だけである」「輸出企業の業績が上がっても、雇用がふえる、賃金が上がるということに結びつくかどうかわからない。むしろ、円安を進めていくと、資源・材料などの企業の輸入コストが上がり、その中で価格競争力を維持しようとすれば労働者の賃金が下がることにもなりかねない」として、マスコミでもこういうことを述べているんですが、非正規雇用がふえているのに、全労働者の６割が非正規雇用になっているのに、そのまま対策も何もしないで３％増税をしたから、ほとんどの国民が死活問題にな

っているということであります。

それは、アベノミクスを推進する首相が、「日本を世界で一番企業の活動しやすい国にする」ということを明言しているんですね。少なくても、表向きは「国民が一番暮らしやすい国にする」というのが、一国の総理大臣の役割ではないかと。解雇の自由化やサービス残業合法化などの労働市場の規制緩和をやってきた結果、今こういう事態ができている。

町長は、今、国民が大変にならば、観光などいわゆる生活と密接しないところでは、そこをいわゆるこまねく、そこに足を運ばなくなるということを平気で言いましたが、このほかの議論でも、観光立地を標榜している南伊豆町、そこでお客さんが来なくなったら、産業も死活問題になって、この点は消費税の問題の深刻さをもっとかみしめていくべきだと思います。

先ほど建築確認申請の話をしましたが、４月以降、今年度に入って事業縮小あるいは先行き見通しがないという事業者が出てきている。今まで踏ん張っても、踏ん張っても耐えられないという、来年の予定納税のめどが立たない、こういう町民がおります。立派に事業をやっていてもそういう状態、これをそのまま見殺しにするのか。

また、南伊豆町は、海の幸、山の幸が豊富だということで宣伝をしますけれども、今日配られた産業のいわゆる海の幸の成果、平成25年度の水揚げ高は２億を切って、１億9,876万円です。地熱の発電で農業振興、ハウス栽培等々やるとか言っても、農業のデータはここにございませんけれども、農業より付加価値が高い漁業の水揚げ高も25年度で２億を切っている。お客さんが来なければ、幾ら伊勢海老や何だ水揚げをしても売れない、後継者も育たない。これは、経済のゆがみをただす声を半島の末端から上げなければいけないのではありませんか。その点いかがですか、町長。

○議長（稲葉勝男君）　町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　お答えします。

先ほど議員が言われました学者、浜さんの分析、非常にアベノミクスは間違いじゃないかということを言われましたけれども、学者の考え方というのはいろいろあろうかと思います。アベノミクスを評価する学者もいるということであります。

そのようなことを考えたときに、私は、今、政府がやっているデフレからインフレへ景気を浮揚していくという考え方というのは評価していきたいなと、このように思っております。その中で出てくる経済的なひずみというのは、いろいろ、今議員がおっしゃるように出てく

る場合もあろうかと思います。これは、デフレであってもそうであろうし、インフレの方向へ行くということの中でも、当然そのひずみというのは出てこようと。経済というのは、先ほど言ったように生きているものでありまして、これがいいというような形というのは、なかなかできない。全国民、全部が潤うというような形の政策というのが本来はいいわけでありますが、なかなかこれは非常に難しい。「最大多数の最大幸福」というような言葉もあります。そのような方向性でぜひ進めていきたいと私は思っております。

そして、先ほど観光客が少なくなることを平気で私が物を申していたということでありますが、そうでなくて、やはり10%になれば、観光客が足を運ばなくなるだろうということは事実でありまして、それに対して我々がどれだけ今度はそのことに歯どめをかけるか、そのための振興策はすると、このように私は申しております。私が平気でそれをあまねいて、いいですよなんて言っているような発言をされるのは、非常に心外であります。

○議長（稲葉勝男君）　横嶋隆二君。

〔１１番　横嶋隆二君登壇〕

○１１番（横嶋隆二君）　一般論で経済政策を論じているわけではありませんで、町じゅうを歩いての南伊豆町の事業者じゅうの方から、一般論でいいという声ではなくて、苦しくて大変だという、そういう声の反映であります。

ちなみに、交流がある、杉並のある商連の幹部が12月に入ってすぐ電話をくれまして、阿佐ヶ谷南の商店街でも地元資本は、撤退をしてどこかに移転するというのではなくて、廃業が相次いで、残るのは大手しかないという声、東京の阿佐ヶ谷の商店街でもそういう事態が進んでいるということで、国民の８割以上がこういう事態に置かれている状況は、やはり住民の生活に即した声を上げていただきたいということを申し述べて、次の質問に入ります。

地熱発電事業の課題と問題点であります。

地熱発電に関連して、理解促進等の事業によってグループが２カ所の地熱発電所を視察してきておりますが、これの教訓はどのように持っておられるのか、その点をまずお答えしていただけますか。

○議長（稲葉勝男君）　町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　お答えいたします。

10月26日から２泊３日で実施した秋田県湯沢市の上の岱地熱発電所の施設及び11月４日から２泊３日で実施した北海道森町の森発電所の視察の目的は、町民の皆さんに地熱に関する

理解を深めていただくことにあります。

秋田県の視察は、本年度本町が計画している構造試錐井とも呼ばれる地熱資源調査の掘削現場である木地山・下の岱地域の視察を実施いたしました。参加いただいた町民の皆さんは、現場を肌で感じていただき、地熱に関する理解が一歩進んだとも考えられます。

また、北海道森町では、森発電所で発電に利用した後の熱水や自家源泉を利用したハウスによるトマト栽培等を行っている方からお話を伺うなど、有意義な視察であったとの報告を受けております。

２カ所とも、地域と共生した地熱発電所や熱水利用が行われており、そうした現場を実際に自分で見て感じられることは、非常に有意義なことだと感じました。こうした視察を通して町民の皆さんの地熱に関する理解が進み、町民の皆さんと一体となって、地熱資源活用によるまちづくりを推進していくことができることを今、期待しているところでございます。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　横嶋隆二君。

〔１１番　横嶋隆二君登壇〕

○１１番（横嶋隆二君）　秋田と北海道森町の視察で、それぞれの参加人数と両方行った方の人数を教えていただけますか。

○議長（稲葉勝男君）　企画調整課長。

○企画調整課長（谷　半時君）　視察の町民の方の人数ですけれども、秋田県が17人、それから北海道が22人でございます。ちょっとダブっているといいますか、かぶっている方というのは、ちょっと今、数字をつかんでおりません。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　横嶋隆二君。

〔１１番　横嶋隆二君登壇〕

○１１番（横嶋隆二君）　これは私の質問なので、前に聞いた話をここでするのもおかしいんですが、10人弱かぶっているんですね。これは、ダブっている人はちゃんと認識できていないのはおかしいので、きちんと後でまた報告してください、人数を。

町民に理解を深めるという点では、町長、それぞれに多くの町民が参加して、町長が進めている施策を堂々と広く参加した町民に報告をする、そういう公表をする役割があるんではないでしょうか。しかも、いいことをやっているわけですから、それに関してはどうなのかと。全員参加でやる、もちろんそれぞれ受けた認識というのはあるでしょうけれども、それ

はそれぞれの立場、単純に賛成だけではなくて、見た感想そのものを言うということも大事じゃないかと思いますが、まず、ダブっている人が10人弱いるんではないかという先ほどの前議員の質問でありましたけれども、もっと広く町民の、あるいは自主参加が公募しても参加が少なかったのか、その点はいかがですか。簡潔にお答えいただきます。

○議長（稲葉勝男君）　企画調整課長。

○企画調整課長（谷　半時君）　お答えいたします。

いわゆるダブっているという方の確認なんですけれども、これにつきましては、後ほど確認をさせていただきたいと思いますので、その後に報告をいたします。

それから、報告会の件につきましては、２月になると思いますけれども、またいわゆる成果報告会を開催するということを考えております。

それから、公募に対してのいわゆる参加人数の件でございますけれども、一応公募はいたしまして、その公募した結果の数値ということで、公募して応募をされた最終的な人数といたしまして、秋田県が17人、それから北海道は町民の方は22名ということでございます。あくまでも、これは公募によって応募された方の人数でございます。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　横嶋隆二君。

〔１１番　横嶋隆二君登壇〕

○１１番（横嶋隆二君）　この質問の②と③で、町が推進する地熱発電のコスト分岐点について、どのような認識を持っているか。③の地熱開発によって温泉枯渇や温度低下などのリスクに対して、視察を通して得たものがあるのかどうか、この点をお答えしていただけますか。

○議長（稲葉勝男君）　町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　お答えいたします。

まず、議員の言うコストの分岐点についてですけれども、本町は、今年度、国の補助金申請を行う際に、2,000キロワット級の発電事業化を計画している旨を申請しました。議員が11月17日から19日にかけて視察された北海道森発電所の担当者からは、収支のターニングポイントが１万キロワットであると説明を受けたことについては、同行した町職員から報告を受けています。この件は、昭和57年11月に運転開始された森発電所の例であり、固定価格買い取り制度が創設された現状において、本町が検討している2,000キロワット級の発電所と初期投資、維持費の諸事情が相違しているので、比較はできないと考えております。

また、ＪＯＧＭＥＣの2013年の技術資料の維持管理費は、5.5円キロワットアワーであるということです。そして、このＦＩＴ、固定価格買い取り制度は、買い取り価格は40円のキロワットアワーであり、差額でこの建設費の回収とか利益確保が見込めるのではないかなと、このように思っております。

詳細については、源泉の利害関係者の同意が前提ですが、来年度において地熱資源量の確認のため、掘削調査を行うことができれば、その結果により事業位置や事業規模、運営方法、採算性等について、より具体的な検討ができていくのではないかと、このように考えております。

それと、枯渇の問題でありますが、現在の日本の地熱開発における技術では、地質調査の段階から発電所建設に至るまで、周辺温泉への影響対策は万全が期されているものと信頼しているところであります。11月16日に休暇村南伊豆で行った地熱に関する第２回勉強会でも、地熱技術開発株式会社調査役の岩田峻氏から、全国にある17の地熱発電所において、周辺の温泉枯渇や湯量の減少といった事象は確認されていないということを伺いました。私が行きました秋田県でも、そのような話を伺っております。

また、源泉の利害関係者の理解を得られて来年度に掘削調査を実施した場合は、当然、モニタリングを実施し、常時観測していくことになりますが、仮に掘削調査による影響が既存温泉に影響が出た場合には、直ちに作業を中止して原因究明を行うと、このようなことを考えております。

加えて、工事による既存温泉への影響を把握するため、事前調査として、本年９月から月に１回程度の割合で町内10カ所の源泉でモニタリング調査を実施し、温度、湧出量等を観測しております。このモニタリングでありますが、温泉協同組合はもう数十年前から行っております。それらも一つの資料になってくるのかなと思います。

そしてなお、無秩序な地熱発電開発に反対すると表明されている社団法人日本温泉協会では、無秩序な地熱開発を回避するための条件を提示しております。本町においては、地熱発電所開発が進んだ場合には、これらの条件を参考にしながら事業を進めていきたい、このようにも考えております。

以上でございます。

○議長（稲葉勝男君）　横嶋隆二君。

〔１１番　横嶋隆二君登壇〕

○１１番（横嶋隆二君）　北海道の森町の報告は職員から行ったようですけれども、１万キロ

ワットが分岐点であって、しかも維持経費が莫大にかかると。スケーリング評価の問題でもありますし、細かな点はいずれにしても2,000キロ、仮にこれは温泉協同組合源泉所有者の会がゴーサインを出してやった先の掘削調査をやった先の先でありますけれども、その先には、仮定の話ですけれども、今年度が約２億の事業費、来年度はさきの議会でも答弁にあった10億、再来年度が15億の調査費を使って掘削をすると、べらぼうな予算を使う。同じ2,000キロワットアワーの太陽光発電が約３億の事業費で町内でも進められている。これと比べても、べらぼうなコストがかかる問題であります。

北海道森町の視察先では、温泉枯渇どころか、初期は30年前に５万キロワットで始めたものが、だんだん蒸気量が減って今、２万5,000キロワット、申請をし直しているということ。それと、北電の社員ではなくて、地元の濁川温泉の視察では、いわゆる蒸気を汲み上げているところ、井戸を掘っているところでは、関係者の話では、いわゆる温泉枯渇や温度低下などに関しては、たくさんいる前ではありませんけれども、具体的にそういう事例はあるけれども、いわゆる立証ができない、こういうことを言われました。立証ができない。

濁川温泉はどういうところかというと、活火山の北海道駒ヶ岳、函館の北の駒ヶ岳から直線距離で約５キロ。しかも濁川温泉のあるところは、濁川カルデラと言って特徴的なカルデラで、非常に新しい火山、１万5,000年前に噴火をしたばかりのところの爆裂火口であります。ここで５万キロワットの出力が、そこでさえ半分に今、落ちている。こういうところで、北電は、ほかにも有珠山やあるいは阿寒とか、いわゆる地熱活火山を多く抱えているけれども、今後の見通しあるいは計画はあるのかと言ったら、一切それはやりませんと。コストがかかるということを言われている。

一方で、町民と行った視察の中でも、上の岱は山の中であります。温泉街を間近に抱えている南伊豆町でこれを本当にやるんですかと、温泉街の旅館やホテルの方は何も声を上げていないんですかということを言われたという、参加した方からの話もあります。これは、どうなんでしょうか。いわゆる一昨年、当時、新エネルギー委員会に属していた私が、昨年、一昨年、その前の年ですね、当時の会長が非公式に出した書類で温泉地熱発電を認めてほしいといった計画は、この議会でも発表しましたが、役場の調査の窓から見える南野の尾根の手前の下賀茂側であります。森発電所でも硫化水素の対策等々は非常に気を遣うと。それで、カルデラの端のほうに発電所をつくったということがありますけれども、この点どのように受けとめますか、ご答弁いただけますか。

○議長（稲葉勝男君）　町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　まず、コストの分岐点の問題は、先ほど言ったように、もう固定買い取り制度、ＦＩＴの関係の中で十分クリアできるものと私は考えております。

それと、温泉の枯渇とかそういうことに対する立証の問題ですけれども、これに関しては、私は立証責任が当然転嫁されていくべきものだなと思っております、事業者のほうに。それで、この件に関しましては、南伊豆町はもう非常に手痛い目に遭っております。風力の問題です。風力の問題で、今、非常に超音波の問題とかいろいろなことで町民が苦しんでいる人もいます。その中で、これもやはり立証の問題が町民側からではできない。やはりこれは事業者が当然立証を、そういう問題はないんだと立証すべきじゃないかと、こういう感じで私は事業を進めていきたい、このようにも思っております。

それと、この地熱発電というのは、国策による自然再生エネルギーの推進という面があります。いろいろとエネルギーというのは今後、将来、非常に重要な問題、必要な問題になってこようかと思います。そのような中で、南伊豆町は緑の分権改革から始まりまして、環境省の加納の掘削事業がありました。このようなときに、町民からは一切反対がなかった。600メートル、700メートル掘るのに、何で町民はそのことに対して文句を言わなかったんだろう。このことのほうが非常に問題ではないかと。あの当時からやはり町民にもっともっと理解を求めていく政策をやるべきじゃなかったかなと。また、それは議会においても当然のことでありまして、議会もやはり町民に対するそういう宣伝をしていなかった。こういうことに対する反省を我々は今していかなければならないんじゃないかなと思います。

やはり、この緑の分権改革、当時3,000万とか、そして掘削事業はどれぐらい、１億とか２億とかと聞いておりますけれども、そういう国の費用が係っておるわけであります。その国の施策は何であったのか、考え方は。やはりこれは、自然再生エネルギーの推進というようなところへ向かっていたのではないか、このように私は考えるわけであります。

○議長（稲葉勝男君）　横嶋隆二君。

〔１１番　横嶋隆二君登壇〕

○１１番（横嶋隆二君）　進んできた道を、教訓を全て受けとめてやるのが現執行者の役割でありまして、昨年の３月に緑の分権改革の中では、これで事業を打ち切るということでやったわけです、これは見込みがないということで。それを復活させて、しかも三井不動産に事業申請を手弁当でやってもらうと言って始めたのが梅本町長であります。

これに関しては、いずれにしても、これも国策だ、あれも国策だと、政府がお金を出せば

さじかげんでそれはどんなことでもできると。今度の視察も全額国の予算でお抱えで行ってくる。そして、本当にそれが身のためになるのかということもあります。固定買い取り制度に関しても、固定買い取りの価格に関してはさじかげんではないですけれども、太陽光にしても何にしても、政策の観点でもって左右される、これで事業者も浮き沈みをするということが、つい最近でもそういうことが出ている。もっと国民のエネルギー確保の推進に関しては、慎重で、しかも持続可能な先を見据えて取り組む必要が、これは政府にもありますし、それを受けて立つ地元は、経済や地域の産業、住民とのコンセンサスを含めて、慎重に慎重を期した取り組みをすべきではないでしょうか。そういう点で、あらゆる問題、固定買い取り制度でべらぼうな、仮についたからいいという問題ではない。開発の段階で数十億の予算がかかる。しかも、地熱の場合は、森町の出力低下もそうですし、八丈島も一度掘って詰まると、また次々に温泉を掘っていく。温泉の枯渇がないという話がありましたけれども、霧島だ何だ、全国でもそういう問題を抱えて泣き寝入りしている、そういう状態もあります。

南伊豆町の中でそれが起きたらどうなるか。下賀茂温泉の中でも、旅館の廃業あるいは撤退、関連した温泉事業での縮小・撤退が相次いでいる中で、間違った対応は絶対に許されないと思うから、慎重な対応が求められているということであります。地熱発電に至るまでは、まだ町長がご答弁されたように、利害関係者である源泉所有者、温泉協同組合の合意がなければ、来年度以降また進めませんが、この点は慎重に対応すべきであるというふうに思います。

４番目の地熱開発理解促進事業で、南伊豆町が現在主体で推進しているけれども、地熱発電の事業も南伊豆町が主体となっていくのか。また、⑤の地熱によるまちづくり、地熱のボーリングをして蒸気をとることに関しては、先ほど話しした、温泉協同組合の合意によってその先に進まなければできませんけれども、前提条件がそろってからの話であるが、施設園芸業などを推進する場合、事業主体をどのように考えているのか。これは、さまざまなワーキンググループを開いて現に視察等々行っているから、あえて聞くわけでありますが、ご答弁いただけますか。

○議長（稲葉勝男君）　町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　お答えします。

議員がおっしゃった掘削事業が中止したという発言は訂正してもらいたいと思います。事業は終了いたしましたけれども、その結果を受けて、次の事業をやるかやらないかというの

はまた別の問題でございまして、何もそこで事業を中止したという話ではないと思います。それと、もう一点、議員が言っていた問題が何でしたかまあ、その、そういうことでありますもので、その点は訂正してください。

そしてまた、今ご質問の南伊豆町が主体となるのかということに関しましてですけれども、仮に地熱資源調査の結果、先ほどの答弁ですけれども、慎重にやれという、十分慎重に進めているつもりであります、私は。見解の相違があろうかと思いますけれども。それで、仮に地熱資源調査の結果、発電に十分な熱源があり、事業化も可能と判断された場合でも、発電所の建設に相当の経費と時間が必要になると考えております。初期投資からランニングコストを考えると、町単独での運営は得策でないと今の時点では考えております。方法としましては、町単独、指定管理者、民間委託、共同出資、第三セクター等さまざまな視点から検討してまいりたい、このように思っております。

それと、施設園芸などの事業主体をどうするかというご質問ですが、地熱資源活用によるまちづくりは、これまで申し上げているとおり、地熱発電所だけが目的でなく、これは何度も申しております、地熱資源を生かして新たに産業創出による雇用創出、そして人口増加につなげていきたいという目的があります。地熱資源の施設園芸等新たな産業に活用できるのであれば、さまざまな対応が可能であると考えており、何よりも、町民が主体的に地熱資源を活用した事業展開に参画していただくことが重要であろうかと思っております。そのために、地熱開発理解促進事業において、温泉・福祉のほか農林業や漁業関係者によるワーキングを開催し、具体的な地熱資源の利活用について検討しているところであります。若手の農林業や漁業関係者が手を挙げてくれることが理想ですが、そのほかに町民の方が生産組合を組織することもよいでしょうし、町外からの企業誘致等も考えております。今後、町民の皆さんと協議を重ね、町にとって最善の方法を選択していきたい。このような中で、この周辺産業の創設ということを考えております。

そして、南伊豆町というのは、先ほど温泉事業が衰退してきたというようなことを言われましたけれども、私は衰退してきたんではないと思っております。現にメロンも十分採算性に合った事業をやってられる方がいる、そして、昔はウナギの養殖が盛んでした、スッポンとか。これは、地元資本の方たちが一生懸命やって、そして大水害に遭って全てのウナギを流された。新たに立ち直る資本が用意できなかった、地元の人たちは。そのような中で、この事業が失敗した。衰退したわけではない、そのように私は理解しております。

それで、今、この温泉を旅館だけとか浴場だけに利用しているということは、非常にもっ

たいない。そして、今、源泉、いわゆる既存温泉、これが枯渇しないという話ではない。何も地熱発電所をやらなくても、源泉は今、物すごく少なくなってきている。湯量も少なくなってきている。そのような中で今後、この既存温泉もどのようにしていくかということを今考える時期じゃないかと、私は思っております。手をこまねいて、そのまま今の温泉のままでいいんだというような考え方は、非常に消極的で今後のまちづくりに私は生かせないなと思っております。

○議長（稲葉勝男君）　横嶋隆二君。

〔１１番　横嶋隆二君登壇〕

○１１番（横嶋隆二君）　今ご答弁されましたけれども、まだ一般的な施設園芸、産業を創設する、施設園芸なんでしょうけれども、温泉・福祉、人口増をやるという柱で述べられましたけれども、下賀茂温泉の立地、いわゆる町内の想定される熱源から施設園芸をやる際、今、メロンの答弁が出ましたけれども、メロンの隣に休眠しているガラス温室がありますが、そのほかに町長としてはどういう場所にその施設園芸の場所を考えているのか。

私がなぜこの主体等々という話をしたかというと、加納にはイチゴハウスが今、２棟、花ハウスが３棟ございます、自主農家のあれですけれども。場所をどの付近に求めて、それで個人あるいは企業でも、どういう形を大体想定しているのか、その点、あったら答えていただけますか。蒸気を出す、そういうプロセスまでに来年度は10億、来年度15億上限の予算をつくってまで進める、その構想の一端をもうちょっと具体的に、自分の頭の中のことだけでもいいですから、場所も含めていかがですか。

○議長（稲葉勝男君）　町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　お答えいたします。

まだまだそこまでは事業が進んでおりません。これからいろいろと検討して、そしてその中で発表していくということに。今検討している段階で、今発表する段階ではないということ。そして、議員は非常に先へ先へと次々へと考えておりますけれども、本当に発電所ができるとなった場合に、まだまだ５年、早くて５年、10年という期間が必要になります。そういう流れの中で、まだまだ議論を皆さんがしながら進めていくことであって、今こうであるとか、ああであるとかと、そういう世界ではまだないと思います。

○議長（稲葉勝男君）　横嶋隆二君。

〔１１番　横嶋隆二君登壇〕

○１１番（横嶋隆二君）　余りに無責任、構想がない。国のお金、国民の税金を使って理解促進で丸抱えで視察に行って、これが約２億、地熱の調査だけで10億、15億、25億もの上限の予算を想定して、さらにその先に地熱発電、そしてその先の事業者の見通しも立たない、こんな無責任な計画があろうかと。

北海道の森町のハウス、昨日議会で出ましたけれども、ハウス施設園芸を栽培してくれている方、確かに冬場、ハウス園芸をすることで出稼ぎは少なくなったけれども、７億の売り上げがトマトはあるそうです。キュウリについては、技術的に非常に難しいので、トマト一本にしているということで、500坪のハウスをやっている。ただし、いわゆる地熱との関連で進めたのはおやじの代で、自分は十数年前まで北電に勤めていたから、これをやっていられるという方です。もう還暦を少し過ぎるけれども、厚生年金を積んできているからという話であります。

蒸気をハウスの入り口までただでもらっているから、これをやれるけれども、ハウスのいわゆる管理そのものは、これはどこでも同じですけれども、フィルムのふきかえに１棟150万もかかる。息子は札幌のほうに勤め出しているけれども、とても借金を負わせてまでこれができない。目の前というか、その平地のカルデラの中で大規模な蒸気を送る管があるところでそういう状態です。比較で言うと、八丈島は3,000キロワットでディーゼル発電はその倍以上、2.5倍あるんですけれども、八丈島は20年12月に行った段階では、地熱を使った施設園芸というのは、いわゆる観光客のお土産を生産するまでもいっていない。八丈島は、いわゆる農業の粗生産で13億上げているということであります。

私は、この町でいわゆる地熱発電、これをハウスまでただで送ったとしても、そこから立ち上げてやる、熱源をただにするというのであれば、現時点で借金をしてハウス施設園芸をやっている方とのバランスはどうなるのか。それまでは、税金を使って事業、開発等々をしているわけです。こういう問題をどのように考えているのか、いかがですか。

○議長（稲葉勝男君）　町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　お答えいたします。

事業が丸抱えであるとか、事業計画は全然ないから無責任であるとか、事業計画が全然ないわけではありません。そういう発言は、非常に言葉として無謀な発言であって、議論をするのに余りよろしいことではないなと思います。それで、議員も例えば環境省の掘削のときには、温泉共生型地熱貯留槽、これに関していろいろと何も発言をされていなかったなとは

思っております。そういうことを考えたとき、今なぜこんなに発言が激しくなってきているのかなと、ちょっと寂しい感じがするわけであります。

そしてまた、議員が言っているように、例えばもっと具体的な計画と言いますけれども、まだまだそれを今、議論をしている段階です。将来的にどういう事業計画にしていくかも、今考えているところであります。そして、例えば町外からの事業者が来てくれた場合に、その事業者がどういう形の資本の使い方をするのか、どういう形でやっていくのか、まだまだ議論をしていかなければならない。そして、地元で本当に資本が糾合できるなら、ファンドでの形の中でやっていくことができるのか、そういうことも含めて、まだまだみんなでこの町をどうしていくか、この町を今後このまま衰退させていっていいのかという観点から、みんなで議論をしながら進めていきたいと思っています。

先ほど言っているように、地熱発電所は、まだまだできるまでに５年、10年という歳月がかかります。そういう形の中で十分まだ議論をする余地があろうかと思います。まだまだ先にあれはどうなっているんだ、これはどうなっているんだ、もしやるんだったら、ハウス栽培の場合の熱はどうするんだ、ただでやるのか、そういうところまでまだ議論は進んでいない。今からこれをいろいろ検討しながら、そういう諸問題が出てこようかと思います。これは石廊崎の問題でも同じです。杉並の問題でも同じです。そういう問題をこれからいろいろ議論しながら、そして、そういう少しずつ問題を解決しながら、この町に合った方向性というものを今見つけようとしているわけであります。

そして、どちらにしても、これのきっかけというのは、議員も当然賛成していたと思います。緑の分権改革から始まり、そして環境省の温泉共生型地熱貯留槽、700メートル掘った、その中で、もしかすると熱源があるよというところから始まっているということをご理解していただきたいと思います。

○議長（稲葉勝男君）　横嶋隆二君。

〔１１番　横嶋隆二君登壇〕

○１１番（横嶋隆二君）　緑の分権改革の問題では、もちろん私も意見を言っていないことはありません。

掘削に関しては、温泉協同組合の合意を含めて限定的なことでモニタリングをやるということで、しかし、それは結果として東電設計が主体となってやったわけですけれども、これは見込みがないということで、本来、東京電力が八丈島にも地熱発電をやっている、ここで見込みがあれば、これを継続してやるのが当然であります。

先ほど、何もやっていないとか何かということに対して反論がありましたが、温泉で果物をつくっている事業者も、自家源泉を持っているからこれができる。これを規模拡大することはとてもできない。家庭内事業でしか、これは規模を伸ばせない。これまでも同業でいわゆるブランド化を進めようとしたけれども人数が集まらなかった、そういうこともあります。そういう苦労もある一方で、また下賀茂の中でも観光施設、温泉を使った園芸をやっているところが、その事業を撤退せざるを得ない。こういう状態がある中で、やはり悠長なことではなくて、真剣に温泉を使ったことをやるなら、実際に湧いている温泉を活用した事業への取り組みをもっと検討したらどうかということが私の意見であります。この問題は、まだまだ引き続きますので、この点で打ち切ります。いやいや、私の質問時間ですから、あと５分しかないので、次にいきます。

少子化対策と中央公民館跡地の利用であります。

杉並区との特養ホーム健福センター計画があります。杉並区との合意締結をするそうですが、その計画とあわせて跡地利用に関して報告書をいただきましたけれども、特養と健康福祉センターを合築するという計画以上に考えはないのか。

その点で私の提案は、議会の視察で10月20、21、22日と姉妹都市の塩尻市、そして３日目に長野県の川上村の24時間の図書館を視察してまいりました。なぜ私がこの提案をするかというと、南伊豆町内には公共のものを建築する際の用地が非常に少のうございます。有効に活用していくという点でご一考を願いたいということで、塩尻市は、松本近郊で大手のスーパーが撤退した後、中心商業地に、何とかお客さんを地元商店街に戻したいということで、５年前に「えんぱーく交流センター」をつくった。その軸は図書館であって、年間の図書購入費は3,000万円、子育て支援センターを併設して、商工会議所にも協力をして事業補助をとって、５階にテナントが入ってもらっている。館長は、当初40万人の入館目標を課せられて非常に慌てたらしいですけれども、先日行って、年間60万人、松本や近郊の伊那市からも高校生などが集まってきて、活性化しているという話であります。

また、川上村で案内されたのが、視察は今年度はいっぱいで、説明する視察はお断りだと、視察が殺到していると。全国町村会長を３期務めている方ですが、これは提案させていただきます。24時間オープンの図書館、冬休みは子供たちのために常設の映画館になる150インチのハイビジョンシアターで２カ国同時通訳のブースもある最大500席が収容可能なホール、事業費は二十数億円、半分は農水省の補助金で、残り半分の８割が交付税対象、村の自主財源の支出は２億数千万円。100年前のスタンウェイのピアノを新品と合わせて２台で3,700万

円で買ったと。そのピアノを弾きたいために、日本の一流の演奏家が村を訪れる。24時間の図書館は、ＩＤカードと登録番号で夜間通用口から出入りできる。長野県で一番寒い村で、大変な高地の一番高いところにあって、レタス栽培が盛んなところですけれども、１人当たりの貸し出し数は長野県で４番目から５番目と。その村長は、全国町村議会議長会の会長を３期以上務められている。村長の理念、村長として最初は経済基盤づくり一本でやってきた。しかし、地域社会が経済追求中心になると大変なことになると思い、途中から教育・福祉・文化に方向転換したと。そうしたら、農家の生産力も上がり、経営も安定してきたと。所得を上げられるから若者が帰ってくるのではなくて、教育・福祉・文化に力を入れたからこそ、所得が上がるようになったということで、人をつくる取り組みをする。村の中で地域は地域の教育方針を持って、地域の文化や資源、人材を使いこなす人材を育てていかなければならないという理念で、必ずふるさとへ帰ってきて、ふるさとのことを盛り上げるということで、来年、国際宇宙ステーションになる油井さんという方もこの村の出身だそうですけれども、元中央公民館の場所をぜひ有効に子育て、いわゆる学童保育も含めた総合的な対応を考えるべきだと思いますが、最後、ご答弁を。

○議長（稲葉勝男君）　町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　お答えします。

その前に、先ほど見込みがないから東電設計がやめたという発言は、非常にゆゆしき問題でありまして、産業技術研究所の報告の中には、地熱資源は可能性があるという報告が出ております。議員、その辺を間違えて、極端な発言をされるのは控えていただきたいと思います。

それで、質問のことにお答えしますが、本町と杉並区の自治体間連携による特別養護老人ホームの整備について、両自治体間の介護施設不足の課題、本町の経済振興、両自治体のさらなる交流推進などを相互の協力で解決すべく、静岡県の参画を得て三者で検討を進めてきました。また、昨年度には、厚生労働省の都市部の高齢化対策に対する検討会の検討テーマにも取り上げられ、自治体間連携に基づく事例として一定の評価を得ました。

このような経過を踏まえ、本年度から私の政治公約であります健康福祉センターの建設について、町民の公募によるワークショップ、附属機関としての建設検討委員会を設置し、それぞれ協議され、同委員会からの提言書を受けて、整備予定地は旧中央公民館跡地、整備方法については、特別養護老人ホームとの合築の方向により決定し、９月定例議会の行政報告

で報告させていただきました。さらに９月末から地区懇談会においても、町民の皆様に町が考えている健康福祉センター整備方針を説明させていただきました。

今後、杉並区、静岡県、本町の三者で健康福祉センターの機能も含め協議してまいりますが、建設検討委員会からの提言内容、ワークショップの提案内容を参考に、子供から高齢者まで多くの町民の方が利用でき、町民の健康と福祉の向上を図る施設となるよう検討してまいります。議員のご意見も参考にさせていただきます。

以上でございます。

○議長（稲葉勝男君）　横嶋隆二君の質問を終わります。

◎報第７号の上程、説明、質疑

○議長（稲葉勝男君）　これより議案審議に入ります。

報第７号　専決処分の報告について（南伊豆町行政財産の使用料徴収条例の一部を改正する条例）を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　報第７号の提案理由を申し上げます。

本議案は、地方自治法の一部を改正する法律（平成18年法律第53号）の施行により、地方自治法第238条の４に項が追加されたため、南伊豆町行政財産の使用料徴収条例の一部を改正する必要が生じました。条例の趣旨を変更しない範囲において引用条項等の整理を行うものであることから、地方自治法第180条第１項の規定に基づき、平成26年11月18日に専決処分しましたので、同条第２項の規定により議会に報告をいたします。

以上でございます。

○議長（稲葉勝男君）　提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これにて報告を終わります。

◎議第８８号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（稲葉勝男君）　議第88号　専決処分の承認について（平成26年度南伊豆町一般会計補正予算（第６号））を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　議第88号の提案理由を申し上げます。

本議案は、衆議院議員総選挙に伴い、平成26年度南伊豆町一般会計補正予算（第６号）で急遽予算化する必要が生じたため、地方自治法第179条第１項の規定に基づき、平成26年11月25日に専決処分したもので、同条第３項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

その内容につきましては、補正予算額642万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ47億1,360万4,000円とするものです。

歳出につきましては、衆議院議員選挙事務に642万となっております。また、これらの歳出に対応する財源として、選挙費委託金642万円を追加するものです。

詳細につきましては総務課長から説明させますので、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（稲葉勝男君）　内容説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長　小嶋孝志君登壇〕

○総務課長（小嶋孝志君）　議第88号の内容を申し上げます。

歳出から主なものについてご説明申し上げます。

12ページ、13ページをごらんいただきたいと思います。

２款４項３目各種選挙費を642万円増額し、831万1,000円としたいものでございます。

７節賃金41万7,000円は、臨時職員５名分の賃金でございます。

18節備品購入費162万円は、投票読み取り集計機１台の購入代金でございます。

続きまして、歳入のご説明をいたします。

10ページ、11ページをごらんください。

15款３項１目総務費委託金を642万円増額し、2,497万8,000円としたいものでございます。

１節選挙費委託金642万円は、衆議院議員選挙の委託金でございます。

８ページ、９ページをごらんいただきたいと思います。

歳出の合計でありますが、補正前の額47億718万4,000円、補正額642万円、計47億1,360万4,000円でございます。

補正額の財源内訳でございますが、国県支出金642万円でございます。

以上の内容で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（稲葉勝男君）　内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君）　次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君）　討論する者もありませんので、討論はないものと認め、討論を終わります。

採決します。

議第88号　専決処分の承認について（平成26年度南伊豆町一般会計補正予算（第６号））は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（稲葉勝男君）　全員賛成です。

よって、議第88号議案は原案のとおり承認することに決定しました。

◎議第８９号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○議長（稲葉勝男君）　議第89号　南伊豆町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（稲葉勝男君）　朗読を終わります。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　議第89号の提案理由を申し上げます。

本議案は、地方税法第423条第１項の規定に基づき、固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定するために、固定資産評価審査委員会が設置されております。委員３人中、外岡茂徳氏の任期が平成26年12月31日で満了となります。引き続き、優れた知識と元町職員として豊富な税務経験を有する、入間898番地の外岡茂徳氏を選任したく、同条第３項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

なお、任期については、同条第６項の規定に基づき、選任の日から３年となります。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（稲葉勝男君）　提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君）　次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君）　討論する者もありませんので、討論はないものと認め、討論を終わります。

採決します。

議第89号　南伊豆町固定資産評価審査委員会委員の選任については、原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（稲葉勝男君）　全員賛成です。

よって、議第89号議案は原案のとおり同意することに決定しました。

◎議第９０号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（稲葉勝男君）　議第90号　南伊豆町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　議第90号の提案理由を申し上げます。

本議案は、健康保険法施行令の改正に伴うもので、出産育児一時金を「39万円」から「40万4,000円」に変更する内容となっております。

平成26年11月14日に閣議決定し、11月17日に公布され、平成27年１月１日施行する改正健康保険法施行令に基づき変更するものです。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（稲葉勝男君）　提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君）　次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君）　討論する者もありませんので、討論はないものと認め、討論を終わります。

採決します。

議第90号　南伊豆町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（稲葉勝男君）　全員賛成です。

よって、議第90号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第９１号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（稲葉勝男君）　議第91号　南伊豆町営温泉銀の湯会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　議第91号の提案理由を申し上げます。

本議案は、南伊豆町営温泉銀の湯会館の平成27年度からの指定管理者の公募を行うに当たり、指定管理者が施設運営について実情に合わせた柔軟な対応が図れるよう、条例を改正するものであります。

詳細につきましては産業観光課長から説明させますので、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（稲葉勝男君）　提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

産業観光課長。

〔産業観光課長　齋藤重広君登壇〕

○産業観光課長（齋藤重広君）　それでは、議第91号の内容につきましてご説明いたします。

南伊豆町営温泉銀の湯会館につきましては、平成24年度から指定管理者制度を導入し、本年度は３年目の最終年度を迎え、平成27年度以降の指定管理者につきましては、本年度中に決定をしなければなりません。今後、指定管理者の選考について事務を進めていくわけでありますが、新たな指定管理者が銀の湯会館の使用料金について、実情等に合わせた料金設定ができるように改正するものであります。

内容につきましては、別添の新旧対照表によりご説明させていただきますので、新旧対照表の３枚目をごらんいただければと思います。

第８条第１項につきましては、利用料金の一部について今後の施設改修等の財源に充当できるなど、柔軟な対応が図れるように、「当該指定管理者の収入として」の部分を削除するものであります。

また、第４条関係の別表につきましては、銀の湯会館の使用料金表のとおり、現行では種別として３時間券、１日券、回数券11枚つづりで、町民、一般の区分でそれぞれ料金が決められております。今回の条例改正では、この３時間券と１日券を廃止して、新たに「入浴券」を設定するものとし、ともに料金と施設利用時間制限の変更を行うものであります。

なお、上記の使用料金につきましては上限であり、実際の料金については、第８条第１項により、町と指定管理者が協議を行い、決定するものであります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（稲葉勝男君）　内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

横嶋隆二君。

○１１番（横嶋隆二君）　いきなりこう出されてきて、全員協議会では銀の湯の改修工事についての案と町の当局の考え方が出されましたけれども、上限とはいえ、いわゆる今まで銀の湯が最低500円で入れたものが、上限で1,500円というのは３倍になるわけですね。その実際の料金は協議をして決めるということですが、この問題を一発で本会議でやっていいのかと。やはり委員会とか実態あるいはシミュレーション等々も含めてやられているのかと。例えば上限の1,500円にしたときに、県内でそういう施設はどのぐらいあるか、把握しておりますか。

○議長（稲葉勝男君）　産業観光課長。

○産業観光課長（齋藤重広君）　あくまでも上限でして、あとは、先ほども説明させていただいたように、今後の補修等々に含めた中で、そういうものにも一部回したいというところがあるものですから、ただ、今現在の500円というのが、３時間という時間規制の中での500円で開館当初からずっと来ておりますので、そこの部分も柔軟に今後対応していきたいということで上げさせてもらったということでございます。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　横嶋隆二君。

○１１番（横嶋隆二君）　これはあくまで上限とか言うけれども、もしそうなったら大変なことで、県内には145の日帰り入浴施設がありますけれども、1,500円以上というのは７施設しかありません。伊豆半島で人気がある赤沢のＤＨＣのやつでも1,300円弱と、１日で。こういう上限設定を安易な本会議の決定なんかで決めたら、後戻りできないということで、慎重に委員会とか調査を含めた対応をすべきだと思いますが、いかがですか。

○議長（稲葉勝男君）　産業観光課長。

○産業観光課長（齋藤重広君）　お答えします。

銀の湯会館、みなと湯も含めてですけれども、地域における観光振興と住民の福祉向上ということが重点というか目的にありますので、その点については、極力抑えるような格好で検討はしていきたいということで考えております。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　清水清一君。

○７番（清水清一君）　この使用料金の問題ともう一つあるんですけれども、使用料金のほうからいきますけれども、町長は昨日の本会議のどこかの答弁で、銀の湯については福祉のこ

とも絡んでいるから、料金は上げることは考えていないというような、あるいは全協だったか忘れましたけれども、そこではそんなことを言っていたような気がします。福祉の向上があるからということでと言われましたので、それを考えますと、やはり住民の福祉向上あるいは町民のためのことを考えたときに、料金を上げるというのはなかなかまずいんではないかなと。町民の理解が得られないんではないかなと考えます。

それから、今、いきなりこれでやってしまうと、議会も議員の皆さんもあなたたちはどうしたのかと言われたときに、同意しましたとはなかなか言いにくいと。やはりいろいろなところで少しずつもんできて、こういうラインが必要だし、あるいはこういうものが必要だから仕方ないからという話も、町民にもし聞かれたときに私は何も言えません。だから、いきなり議案として出てきたものですから、これはそのまま賛成したら言われてしまいます。

だから、町民に納得できる答弁を町長、お願いいたします。

○議長（稲葉勝男君）　町長。

○町長（梅本和熙君）　議員がおっしゃった、私が上げないという発言はなかったと思います。

これは、あくまでも指定管理者でやっていこうということで、それと、この1,500円というのは、あくまでも上限であります。そして、指定管理者のほうから例えば運営とかそういうことに関して、例えばこの程度がよろしいんじゃないかという形で町長のほうに協議があった場合、私としてその協議に応じて、上げる、上げないの最終的な決定はしていくということであります。今すぐどうこうという話ではないもので、その辺はご理解ください。

○議長（稲葉勝男君）　清水清一君。

○７番（清水清一君）　料金は上限とするという話でしたら、じゃ、条例の中で料金表の中に上限という形で書く必要があるんではないかなと。要するに下の金額もあるよと。この表だけだと、この1,500円をとらなければいけないと、条例どおりやらなければいけないと、町長が下げたから安くなったからよかったですねという話かもしれませんけれども、安くできますという条例をこの中に入れなければいけない。そういうふうに考えますけれども、いかがですか。

○議長（稲葉勝男君）　産業観光課長。

○産業観光課長（齋藤重広君）　お答えいたします。

先ほども申し上げさせていただきましたが、第８条第１項の中に、規定する額の範囲内において、あらかじめ町長の承認を得た上で利用料金を定めて、使用者から徴収するということになりますので、今後につきましては、町と今後公募で受けた指定管理者との間の中で、

協議で検討していくような格好になりますが、極力抑えたいということでうちのほうは考えております。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　清水清一君。

○７番（清水清一君）　抑えたいと言っているんですけれども、じゃ、実際的にこの条例が通った先には、幾らぐらいを考えておられるのか。指定管理者の都合もあるかもしれませんけれども、幾らぐらいを考えているのかというのと、この８条のアンダーラインが引いてあるところを削ってあります。「当該指定管理者の収入として」とありますけれども、これは指定管理者にそのまま金が行きますよということを、余分な文章をとったという形であって、条例のほうを見ると、これは町の収入になるのかなと一瞬考えてしまったんですけれども、新旧対照表を見ると、これは町の収入じゃなくて、指定管理者の収入となるというふうに解釈してよろしいのかどうか、お伺いいたします。

○議長（稲葉勝男君）　産業観光課長。

○産業観光課長（齋藤重広君）　お答えいたします。

現行のやつでいきますと、そのまま利用料金は全て指定管理者のほうへ行っていました。それを今後は、指定管理者のみではなく、町のほうに最終的に今後の補修等々を含めた基金とかそういうものになるように、一部を１人幾らとかということで積み立てというのか、基金のような格好で用意しておきたいということでございます。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　清水清一君。

○７番（清水清一君）　ということは、町の収入として扱うと、指定管理者の収入ではなくて、町の収入として扱うということでしょうか。

○議長（稲葉勝男君）　産業観光課長。

○産業観光課長（齋藤重広君）　お答えいたします。

地方自治法におきまして、公の施設の関係で、普通地方公共団体が利用料金を当該指定管理者に収入として徴収させることはできるという話になっていますので、全てが例えば指定管理者のほうへ行くというわけではありません。ただ、徴収だけは指定管理者にさせると。

その中で、指定管理者が集めたものの、例えば１人幾らという部分を町のほうへと負担していただけるということになっておりますので、それを活用した中で今後、指定管理者の契約等々を含めた中で、そういうところを引用させていきたいということで考えております。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　渡邉嘉郎君。

○１０番（渡邉嘉郎君）　ちょっとお聞きしますけれども、これは料金を値上げするという前提でこの条例を変えさせていただきたいということなんでしょうけれども、許容範囲が下が500円で上が1,500円の範囲内で、お話し合いを指定管理者の人としていくんだよということでこれを出されたと思うんですけれども、仮に1,500円で決まったときに、子供、老人で本当に楽しみにしている人たちもいるわけですよ。そして、老人は実際には収入も少ない中で1,500円、仮に1,500円で決まったときには、果たしてそれが正解であるか、正解でないかわかりませんけれども、しかし、その町の言うことも私は理解はできます。これから３年３億をかけて改修する、あるいはこれからの維持管理の問題も出てきましょう。ですけれども、この最大許容範囲の1,500円という決め方をしないで、一度、指定管理者が決まってから両者との話し合いができないものなのか、それからでは遅いものか。その辺の指定管理者の金額を決めるのに、これは難しいところもあるんでしょうけれども、痛しかゆしのところはあるんだろうけれども、私は理解できないわけじゃないけれども、しかし、弱者にどうやってこの温泉に来てもらうか、やはりその辺もゆっくり考えた中で、私はこの料金設定をしていただきたいということなんですけれども。

しかし、これが500円が一遍に1,500円に仮になったとしたら、これは本当に使用者が少なくなってくるんじゃないのかなという懸念もあるわけですけれども、その辺をも考えてこの提案をしてきたんだろうと思うけれども、その辺の理解がちょっとできないところなんですけれども、説明をお願いしたいなと思います。

○議長（稲葉勝男君）　町長。

○町長（梅本和熙君）　この条例改正は、今すぐ上げようということではありません。そして、改修を行わなくてはならないということで指定管理者を選定していくわけですけれども、もしこの料金を上げるとなった場合は、この８条にありますように、４条第１項に規定する額の範囲内において、あらかじめ町長の承認を得た上で利用料金を定めるということで、私も今議員が言われることは非常に重要なことだし、勘案して料金の設定ということはしていきたいと思います。突然急に500円が1,500円になったら、これは私もとんでもない話だなと思いますし、その辺はいろいろ町民の理解が得られるような、そして、観光利用者の理解が得られるような料金設定ということを今後も考えながら、指定管理者等決めていきたいと、このように思っております。

○議長（稲葉勝男君）　渡邉嘉郎君。

○１０番（渡邉嘉郎君）　ぜひ、毎週１回行く人は月４回行くわけですね。それが１回になるという、やはり楽しみをなくしてはいけないと思います。ですから、その辺を頭の中に入れて、設定をしていただきたいということを私は要望しておきたいと思います。

○議長（稲葉勝男君）　吉川映治君。

○３番（吉川映治君）　すみません、１点教えてください。

要は結局、今どうしてこういうディベートの的になるかと申しますと、やはり金額的なところであるわけですよね。私がまた何か聞き漏らしてしまったのかもしれないんですけれども、この新旧対照表の新のほうで、なぜ３時間券をなくしてしまったのか。このことを教えていただけますか。

○議長（稲葉勝男君）　産業観光課長。

○産業観光課長（齋藤重広君）　お答えいたします。

今まで３時間という時間制限というのがあった中で、かなりそういう声というか、利用者の方から何で３時間なのかという、例えばこれは３時間を超えると、延長でプラスの料金がかかったりするものですから、そこの部分を撤廃したいということでございます。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　吉川映治君。

○３番（吉川映治君）　わかりました。

でも、結局、３時間という種別のところで、３時間券をつくって、そこのところで何らかの手当てをすれば、そんなに500円が急に1,500円に上がってしまったという、金額的なことだけを見たら、随分３倍になるわけですから、これはかなり大きいなという意見があるわけであります。それが明らかにマックスであろうと何であろうと、やはりこれはちょっと、うーんというふうに首をかしげるところがあるものですから、これを解決する策としては、やはり３時間券という種別というものをもう一点考えてみるのも、一つの手かなと思うんですけれども、これも意見ですから答弁は要りません。

○議長（稲葉勝男君）　質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。いいですか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君）　次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君）　討論する者もありませんので、討論はないものと認め、討論を終わります。

採決します。

議第91号　南伊豆町営温泉銀の湯会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（稲葉勝男君）　賛成多数です。

よって、議第91号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

ここで１時まで休憩いたします。

休憩　午後　０時１２分

再開　午後　１時００分

○議長（稲葉勝男君）　休憩を閉じ会議を再開いたします。

先ほど午前中の横嶋議員の質問に対する企画調整課のほうから説明があるので、それを許可します。

企画調整課長。

○企画調整課長（谷　半時君）　お答えいたします。

先ほどの横嶋議員からの一般質問の際に、地熱の関係で秋田県と北海道のほうの視察に参加された町民の方で、両方に参加された方の人数の件なんですけれども、７名でございます。

以上です。

◎議第９２号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（稲葉勝男君）　議第92号　弓ヶ浜温泉公衆浴場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　議第92号の提案理由を申し上げます。

本議案は、弓ヶ浜温泉公衆浴場の平成27年度からの指定管理者の公募を行うに当たり、指定管理者が施設運営について実情に合わせた柔軟な対応が図れるよう、条例を改正するものであります。

詳細につきましては産業観光課長から説明させますので、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（稲葉勝男君）　提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

産業観光課長。

〔産業観光課長　齋藤重広君登壇〕

○産業観光課長（齋藤重広君）　それでは、議第92号の提案内容につきましてご説明をいたします。

弓ヶ浜温泉公衆浴場みなと湯につきましては、先ほどの銀の湯会館と同様に、平成24年度から指定管理者制度を導入しており、本年度は３年目の最終年度を迎え、平成27年度以降の指定管理者につきましては、本年度中の決定をしなければなりません。今後、指定管理者の選考について事務を進めていくわけでありますが、新たな指定管理者が弓ヶ浜温泉公衆浴場みなと湯の使用料金につきまして、実情等に合わせた料金設定ができるように改正するものでございます。

内容につきましては、別紙新旧対照表によりご説明させていただきますので、新旧対照表の５枚目をごらんいただきたいと思います。

第８条第１項につきましては、利用料金の一部について今後の施設改修等の財源に充当できるなど、柔軟な対応が図れるように、「当該指定管理者の収入として」の部分を削除するものであります。

また、第４条関係の別表につきましては、弓ヶ浜温泉公衆浴場の使用料金表のとおり、現行では町民、一般を問わず、大人一人１回につき300円、回数券（11回券）3,000円、小人一

人１回につき150円、回数券（11回券）が1,500円と決められております。今回の条例改正では、使用料金を大人一人１回につき500円、回数券（11回券）を5,000円、小人一人１回につき250円、回数券（11回券）を2,500円と改正するものであります。

なお、理由といたしましては、みなと湯につきましては、平成４年度の開館当初から300円という料金が据え置きとなっており、今後、指定管理者制度をまた更新して決めていく中で、また今後、消費税分の負担分等々に対応が図れるようにしていきたいということで、変更させていただきたいと思います。

なお、上記の使用料金等につきましては上限であり、実際の料金につきましては、第８条第１項において、町と指定管理者が協議を行い、決定するものでありますのでご了承いただきたいと思います。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

齋藤要君。

○９番（齋藤　要君）　これも銀の湯と同様で、上限が500円になっておりますが、あくまでもこれは指定管理者が決まった時点で話し合いをして、結果、料金が決まるということだと思いますが、これを見ますと、町長が認めたという判こがないと上げられないということでございますので、町長はその辺はどうだか、ちょっと聞きたいなと。どうですか、町長。

○議長（稲葉勝男君）　町長。

○町長（梅本和熙君）　お答えいたします。

指定管理者から値上げの協議があった場合は、必ず議会にも諮りまして、こういう事情の中で値上げをせざるを得ないということをいたします。私の独断で、条文上は私の承認でいいということになっていますけれども、そのような形でやるつもりはございません。

それと、先ほど課長が言ったように、消費税のアップとか、そういうことにも対応していかなければならない。そしてまた、今回の銀の湯の改修ということに対する、でき得るなら減価償却費というか、施設費に対する少しでもこちらへの収入を、これは条文の改正により考えております。そういうことを含めてこの改正を皆さんに諮ったわけでございますが、ぜひご承認をいただいて、町のほうで承認しましたよという形で、私が独断でやることは決していたしませんので、議会と協議の上、議会の承認というか、議会の皆さんの、それでは仕

方ないだろうというようなご意見をいただき、上げるようにするよう考えます。そういうことで、よろしくお願い申し上げます。

○議長（稲葉勝男君）　齋藤要君。

○９番（齋藤　要君）　私は、銀の湯を含めて17年経過をしているわけですよ。だから、老朽化ももちろん、それは当然のことだと思いますけれども、多少の値上げはいいかなと、17年ですから、いいかなと思って多少歓迎して、今度も３億ぐらいかかるような話だし、町長が今言った減価償却に比べれば、そういうほうへ回してもということですから、多少の歓迎はいいかなとは思っていますけれども、相手があることですから、指定管理者とうまく話し合いをして、できれば上げないような方向でいってもらいたいことと、それと、今回の場合は、この議案が全員協議会のときに説明がなかったものですから、皆さんがびっくりしている点があろうと思います。こんなことのないように、今度はよろしくお願いして要望としておきます。

○議長（稲葉勝男君）　町長。

○町長（梅本和熙君）　議員のおっしゃるとおりで、今後この点を気をつけます。

○議長（稲葉勝男君）　渡邉嘉郎君。

○１０番（渡邉嘉郎君）　今町長から答弁ありましたけれども、本当に先ほど来、銀の湯のときもそういうお話をしてくれれば、私も理解したところもあったんですけれども、実際に今度の指定管理者がどこになるかはわかりませんけれども、今度、３億円もかけてあそこを直すわけですけれども、そのときに食堂の部分もできるわけですね。そういうものの中からも、こっちがそれだけかけてやるんですから、そういうものの上がりの中からも、やはり今度やってくれる人たちに十分理解をしてもらって、そして、そっちのほうでも補うような形で、なるべく年寄り、子供が安く入れるような金額設定をしていただくように努力していただきたい。私はそのことだけを願っております。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　答弁はよろしいですか。

○１０番（渡邉嘉郎君）　いいです。

○議長（稲葉勝男君）　清水清一君。

○７番（清水清一君）　まだ、この使用者から料金を徴収するという形の中から減価償却費を積み立てたいと、また、あるいは、減価償却費分として料金の中から少しそちらへ回して積み立てたいというような話がございましたけれども、そうしますと、料金の１割とか、ある

いは５％とか、消費税分ですから８％はもう上げたいということがあるんだけれども、それも上げられないというものもあると思うんですけれども、そうすると、積み立て分はどうするのかということを考えますと、１割分とか、あるいは15％分、売り上げに応じて町に、要するに指定管理者の収入は85％で、15％は町にくださいよとか、そういうことになってくると思うんですけれども、そこについての考えがあったからこそ、これを上げてくると思うものですから、それはどう考えておられますか。

○議長（稲葉勝男君）　町長。

○町長（梅本和熙君）　お答えいたします。

旧条文のほうには、８条に、当該指定管理者の収入としてこの全てを渡すという形の条文があります。それで、この「当該指定管理者の収入として」ということを削ることによりまして、この使用料金を指定管理者と協議して、例えば入湯税的な部分のところをこっちへ少しいただきたいとかという話し合いができるような条文に変えてあります。

そして、その中でいろいろと協議しながら、なるべく値上げというのは好ましくないとは私も思っておりますけれども、何しろ３億円もの資本投下をしなければならないとか、今後、今の社会情勢の中で、果たして弓ヶ浜の温泉の300円が本当に妥当な値段なのか、そして、銀の湯の500円が妥当な値段なのか、そういうこともいろいろ勘案しながら、また消費税の値上げ等も勘案しながら、もし値上げを私が承認する場合には、先ほども齋藤議員の質問に答えたように、必ず議会にお諮りをして、こういう形でやらしていただきたいということをお諮りするような形にしたいと思っております。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　清水清一君。

○７番（清水清一君）　町長が言いたいことはわかるんですけれども、入湯税分という形をどうしても指定管理者のほうから分けていただきたいと、要するに料金の中からそういうのをこういうふうに考えているという話で受け取りましたけれども、そういう形でよろしいでしょうか。

○議長（稲葉勝男君）　町長。

○町長（梅本和熙君）　その入湯税というのは一つの例です。それで、少なくとも、あくまでも協議を指定管理者とすると。その中で、例えば料金の中からこの程度、町のほうへもらえないかとか、もし値上げをする場合はそういう話し合いになろうかと思います。その辺のところを含めて議会の皆さんにもご承認いただくというか、ご理解をいただくという作業はさ

せていただきます。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君）　次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君）　討論する者もありませんので、討論はないものと認め、討論を終わります。

採決します。

議第92号　弓ヶ浜温泉公衆浴場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（稲葉勝男君）　賛成多数です。

よって、議第92号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第９３号の上程、説明、動議の提出、質疑、討論、採決

○議長（稲葉勝男君）　議第93号　南伊豆町一般職の任期付職員の採用に関する条例制定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　議第93号の提案説明を申し上げます。

本議案は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律に基づき、一定期間専

門的な知識、経験が必要とされる業務や業務量の増加が見込まれる業務等について、必要な人材を任期付職員として採用できるように条例制定するものであります。

詳細につきましては総務課長から説明させますので、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（稲葉勝男君）　提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長　小嶋孝志君登壇〕

○総務課長（小嶋孝志君）　議第93号についてご説明いたします。

第１条には制定の趣旨を、第２条の第１号でございますが、高度の専門的な知識経験または優れた識見を有する者を一定期間活用し、業務を遂行するために規定するものでございます。

また、第２項でございますが、専門的な知識経験を有する職員の育成に相当の期間を要し、その責任者の確保が一定期間困難な場合に、任期を定めて採用ができるように規定するものでございます。

また、第３条においては、公務の能率的運営を図るため、一定期間に終了することが見込まれる場合や一定の期間内に限り業務の増加が見込まれる場合に、任期を定め採用することができるように規定するものでございます。

さらに、第４条においては、第３条第１項に規定された業務に従事される場合や住民サービスの提供時間を延長する場合には、短時間勤務の職として任期を定めて採用ができるように規定するものでございます。

第５条は、第３条及び第４条に基づき、採用される職員の任期は３年間とされておりますが、特に重要な場合は法律の規定に基づき、５年を超えない範囲とするものでございます。

第６条は、それぞれの職について任期の上限を定め、その範囲において任期を更新することができるように規定するものでございます。

次に、附則でございますが、附則第１項につきまして、この条例は、平成27年４月１日から施行するものでございます。

附則第２項でございますが、南伊豆町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正するものでございます。

新旧対照表の６ページをごらんいただきたいと思います。

右側が改正前、左側が改正後で、アンダーラインの部分が今回の改正するところでございます。

第２条第４項について、育児休業の代替職員は勤務時間の範囲を記載しておりますが、任期付短時間勤務職員も同様とするものでございます。

附則３項でございますが、南伊豆町一般職の給与に関する条例の一部を改正するものでございます。

新旧対照表の７ページをごらんいただきたいと思います。

第４条の２第３項でございますが、任期付職員については、前歴加算等を考慮し、かつ他の職員との均衡を図りながら初任給を決定するものでございます。

次に、第10条第３項の勤務手当、第13条の第２項の時間外手当、第19条の２臨時または非常勤職員の給与については、任期付短時間勤務職員も同様とするものでございます。

次に、第21条は、任期付短時間勤務職員では、昇格等の適用を受けないものでございます。

第21条第２項の任期付短時間勤務職員は、扶養手当、住居手当及び単身赴任手当の支給について、適用を受けないものでございます。

以上で内容説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（稲葉勝男君）　これより質疑に入ります。

清水清一君。

○７番（清水清一君）　これは、委員会付託になるものだと思っていますので、質問を控えさせていただきます。

○議長（稲葉勝男君）　動議ですか。

○７番（清水清一君）　はい。

○議長（稲葉勝男君）　ただいま清水清一君から議第93号については、委員会へ付託したい旨の動議が出されました。

この動議について賛成者はありますか。

〔「はい」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君）　ただいま清水清一君から委員会付託することの動議が出されました。この動議は賛成者がありますので、成立しました。

委員会付託することの動議を議題として採決します。

この動議のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（稲葉勝男君）　賛成少数です。

○議長（稲葉勝男君）　この動議は付託しないことに決定しました。

これより質疑に入ります。

清水清一君。

○７番（清水清一君）　今、再任用職員という形でやっているわけですけれども、これは民間で考えますと、60歳過ぎたら給料を昔の80％でやるという話もよくありました。この条例の附則の３を見ますと、これまでやってきた給料のほとんど一緒の形でやりたいよという形になっていると思うんですけれども、それを考えますと、給料を少し下げる必要もありはしないかなと考えるんですが、それについての私の解釈が違うのかどうなのか、ご説明願います。

○議長（稲葉勝男君）　総務課長。

○総務課長（小嶋孝志君）　お答えいたします。

今回は任期付職員の場合ですので、再任用とは違いまして、もし専門的な職員を雇う場合については、前歴加算とかいろいろなことをしまして、給与、初任給を決定するということでございます。

以上でございます。

○議長（稲葉勝男君）　清水清一君。

○７番（清水清一君）　給料は今までの形で行くと解釈していいのか、それとも下がるのか、あるいはどうなるのか、新たな金額を決めるのかと、そういうことを聞いているんです。

○議長（稲葉勝男君）　総務課長。

○総務課長（小嶋孝志君）　給料につきましては、先ほど申し上げましたけれども、前歴加算とかいろいろな関係で専門職を雇う場合でございますので、再任用とは別といたしまして、給料を設定していきますと。ですから、そこの勤務している、私たち職員の給料とか、いろいろなものを勘案しながら初任給を決めていきますということなものですから、それが高くなるか安くなるかについては、そのときに前歴加算とかいろいろなことで検討するということでございます。

○議長（稲葉勝男君）　質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君）　次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君）　討論する者もありませんので、討論はないものと認め、討論を終わります。

採決します。

議第93号　南伊豆町一般職の任期付職員の採用に関する条例制定については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（稲葉勝男君）　全員賛成です。

よって、議第93号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第９４号の上程、説明、動議の提出、質疑、討論、採決

○議長（稲葉勝男君）　議第94号　南伊豆町指定介護予防支援等の事業人員及び運営に関する基準を定める条例制定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　議第94号の提案説明を申し上げます。

本議案は、第３次地方分権一括法の施行に伴い介護保険法の一部改正が行われ、市町村は指定介護予防支援等に従事する従業員等に係る基準及び事業運営に関する基準を条例で定めることとされたことにより、指定介護予防支援等の事業人員及び運営に関する基準を定めるものであります。

詳細につきましては健康福祉課長から説明させますので、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（稲葉勝男君）　提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

健康福祉課長。

〔健康福祉課長　黒田三千弥君登壇〕

○健康福祉課長（黒田三千弥君）　議第94号の内容説明を申し上げます。

条例の制定の背景につきましては、提案理由で町長が申し上げたとおりでございます。

本条例の考え方でございます。

本町における基準の制定の方向性としましては、一括法が条例で定める基準に従い定める、要は従うべき基準とされている基準につきましては、省令のとおり制定いたします。また、省令で定める基準を標準として定める基準、参酌すべき基準とされる基準につきましても、地域の実情に応じて異なる内容を定めることが許容されておりますけれども、本町におけるサービス利用者の実態及び実情を踏まえ、省令のとおり制定することといたしました。これが条例の考え方でございます。

それでは、条例につきまして、若干説明をさせていただきます。

条文は章立てになっておりまして、第１章第１条、第２条につきましては、この条例の趣旨、基本方針を定めております。

指定介護予防支援の事業所がその利用者が可能な限り、その居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、配慮して行わなければならないということを定めております。具体的に申しますと、要はこの事業所は、介護認定を受けた要支援１、要支援２の方のプランを立てる事業所でございます。具体的に申しますと、南伊豆町におきましては、うちのほうでは地域包括支援センター内でその業務を行っております。

続きまして、第２章第３条でございますが、指定を受けるための申請者の要件を定めております。要件は、法人であることを条件といたします。

続きまして、第３章、人員に関する基準、第４章、運営に関する基準、第５章、介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について、条文でいきますと第４条から第33条におきまして、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営及び指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準は、国の基準を引用して定めております。先ほど説明したとおりでございます。具体的な話になりますが、要支援１、要支援２の介護認定を受けた際に、第２章の基本方針に沿って、介護予防サービスの提供するケアプランを立てる際の手続等をここで定めております。具体的にさらに申しますと、月に大体約80件のプラン作成を現在行っております。

それで、第14条でございますが、ページ的には６ページの上段になります。

第14条に、指定介護予防支援の業務の委託という見出しがございます。これは、包括支援センターのプランを立てる職員が今１人でやっておりますが、80件も当然できかねます。そこで、委託もできるよということで、一部を委託する場合ということで、その事項を遵守しなさいということが１号から４号まで定めております。現実的に、南伊豆町におきましては、現在、約60件の委託をしてございます。これは、当然それなりのケアマネージャーを置く事業所というところに委託をしておりまして、地域包括支援センター運営協議会において委託する事業としてよろしいかどうか、議事に付すところでございます。

最後になりますが、条例の施行日でございますが、公布の日から施行することとさせていただいております。

内容説明は以上になります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（稲葉勝男君）　内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

清水清一君。

○７番（清水清一君）　また議長に質問ですけれども、これまで町議会は新設条例があった場合、まず委員会で審議するというのが通例となっておりました。先ほどの条例と同じように新設条例、これは委員会を開かないことになっているというお話がございますから、これも委員会を開いて、きちんと審議するほうがよいと思いますので、お願いいたします。

○議長（稲葉勝男君）　動議ですね。

○７番（清水清一君）　はい。

○議長（稲葉勝男君）　ただいま清水清一君から議第94号については委員会へ付託したい旨の動議がなされました。

この動議についての賛成者はありますか。

〔「はい」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君）　ただいま清水清一君から委員会付託することの動議がなされました。この動議は賛成者がありますので成立しました。

委員会付託することの動議を議題として採決します。

この動議のとおり、決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（稲葉勝男君）　賛成少数です。

○議長（稲葉勝男君）　委員会付託することの動議は付託しないことに決定しました。

これより質疑に入ります。

清水清一君。

○７番（清水清一君）　５点ほどあるんですけれども、お伺いいたします。

第８条、サービス提供困難時の対応という形でございます。その中の一番最後、「その他指定介護予防支援事業者の紹介その他必要な措置を講じなければならない」と書いてありますけれども、一生懸命、包括でやっているんだから大丈夫だと思うんですけれども、一応これは南伊豆町だから別の業者が来ることはないと思うんですけれども、もし別の業者が来たときに、必要な措置を必ず講じなければならないと言ったほうが、使用する町民に対して利用者に対して安心感を与えるんじゃないかなと。なかなか難しいところもあるんだけれども、うちのところではやりにくいけれども、別のところを必ず紹介してあげるからという形になれば、必ず町民の方々も相談に来られるんではないかなと考えますが、それについてはどうでしょうか。

○議長（稲葉勝男君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（黒田三千弥君）　お答えいたします。

先ほど申したように、南伊豆町には指定の介護予防支援事業者は、地域包括支援センターが直営で行っている事業所しかございません。ちょっと細かな話になりますが、大体単価がここで言いますと、１件当たり新規と更新とございまして、ケアプランは大体新規7,140円、更新で4,140円で件数でやると。ここで条文に当たりますように、事業者は基本的には１人の常勤の職員を置かなければならないということで、非常に厳しいのかなと思っています。

それで、実際に南伊豆町の場合には、事業所は同じところにおります。ですから、この条文的には、仮にどこかの法人が事業者の指定を申請してきた場合に、うちのほうがその審査をして出しますが、そこの事業所が非常に利用者ととてもうまくいかなかったとか、そういうときには事業所に対して、違う事業者がやるよというようなくだりでございます。

現実的に、うちの包括等に対して第三者委員会等にかけて評価等をまだしてはございませんけれども、このような案件というのは今のところないということでございまして、私どもの町としては、ここはそんなに問題にはしていないというふうに解釈しております。

○議長（稲葉勝男君）　清水清一君。

○７番（清水清一君）　まだ今１つ目でございます。２つ目、身分証明書。よく身分証明書はポケットに入れている場合もありますし、胸に名札を町の職員がやっているんですけれども、

掲示しなければならないと。これは、掲示すべき指導をしなければならない、11条の最後ですね。だから、これは掲示すべき指導をじゃないだろう、掲示しなければいけないという形のほうが正しいんではないかなと思いました。

それともう一つ、12条のまた最後ですけれども、「介護予防サービスの計画費の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない」とありますけれども、不合理な差額というのは何でしょうか。その意味を教えていただきたいと思います。まず、その２つを先に教えてください。

○議長（稲葉勝男君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（黒田三千弥君）　ちょっと私の冒頭の説明が不十分な点をおわびいたします。

指定の介護予防支援事業者、指定の介護予防支援事業所、若干そのニュアンスが違います。事業者、うちの場合ですと町の包括と包括にある事業所、「者」と「所」が同じです。

そうした場合に大きな支部等でございますと、事業者と１人だけ置いて兼務できる事業所が点在しているケースがございます。そうした場合に、先ほども問題が生じた場合には云々、今回の場合も要は身分証明書、当然事業所が出していますので、当然この契約行為が利用者さんと行われます。その場合には身分証明書を提示して、指定の介護の事業者ですよということを出しなさいということです。うちの場合にも、当然包括の役場の健康福祉課の名札と事業所の担当の職員の名札、これは携帯しております。

次に、利用料等の受領の関係ですが、不合理な差額が生じないようにという文面でございます。ちょっと私もここは正直言って、省令に記載のとおりで写してしまったものですから、十分な説明ができるかどうかわかりませんが、基本的にプラン代というのはかかりません。先ほど言った七千幾らとか、ケアプランを立てるお金はかかりません。それと、事業所がプランを立ててサービスを利用すると、１割を基本的にご負担いただきます。それが法律の介護保険で定めるものです。ただ、その中にはサービスのほかに実費になる分がございますよと。それが、要は法的な１割の金額と領収金額との間に説明のできない不合理なものが生じるなと、そういうような条文のうたい込みと私は認識しております。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君）　次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君）　討論する者もありませんので、討論はないものと認め、討論を終わります。

採決します。

議第94号　南伊豆町指定介護予防支援等の事業人員及び運営に関する基準を定める条例制定については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（稲葉勝男君）　賛成多数です。

○議長（稲葉勝男君）　よって、議第94号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第９５号の上程、説明、動議の提出、質疑、討論、採決

○議長（稲葉勝男君）　議第95号　南伊豆町地域包括支援センターの運営及び職員の基準を定める条例制定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　議第95号の提案説明を申し上げます。

本議案は、第３次地方分権一括法の施行に伴い介護保険法の一部改正が行われ、市町村は地域包括支援センターの運営及び職員に関する基準を条例で定めることとされたもので、地域包括支援センターの運営及び職員に関する基準を定めるものです。

詳細につきましては健康福祉課長から説明させますので、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（稲葉勝男君）　提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

健康福祉課長。

〔健康福祉課長　黒田三千弥君登壇〕

○健康福祉課長（黒田三千弥君）　議第95号の内容説明を申し上げます。

条例の制定の背景は、町長が申し上げましたとおり、提案理由に述べたとおりでございます。同じく、第３次地方分権一括法に絡んだものでございます。

条例の考え方、これにつきましても、前条例のとおり、制定する内容になっております。

若干条例の内容についてご説明させていただきます。

条例の趣旨、基本方針につきましては、本条の第１条、第２条において定めております。介護保険法（平成９年法律第123号）でございますが、115条第４項の規定に基づき、地域包括支援センターの運営及び職員の基準を定めるものとし、地域包括支援センターは、職員が協働して包括的支援事業を実施することにより、住みなれた地域において町民の方が自立した日常生活を営むことができるようにしなければならない等を定めております。

続きまして、第３条において、職員に関する基準等について定めております。地域包括支援センターに置くべき常勤の職員の数を定めております。１号、保健師１人、２号、社会福祉士１人、３号、主任介護支援専門員１人、３名を置くことというふうに条例制定させていただきました。本町におきましても、既に省令で定めたとおりの職員を配置しておりますので、そのとおりの省令と同じ条文になっております。

施行期日でございますが、公布の日から施行することといたしたいと思います。

内容説明については以上になります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（稲葉勝男君）　内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

清水清一君。

○７番（清水清一君）　先ほどと同じ理由で動議をしたいわけですけれども、一応、南伊豆町議会は、私が議員になってから新設条例は全部、委員会に諮っていました。今回、一発でやっています。これは必ず新設条例は委員会をかけないことには、これまでの先人の議員さんたちが一生懸命勉強してやってきたものを、極端に言うと手抜きではないんですけれども、簡単に済ましてしまうというふうに考えられてしまうかもしれませんので、これは委員会付託して行うべきだと思いますので、委員会付託の動議といたします。

○議長（稲葉勝男君）　ただいま清水清一君から議第95号について委員会へ付託したい旨の動議がなされました。

この動議についての賛成者はありますか。

〔「はい」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君）　ただいま清水清一君から委員会付託することの動議がなされました。この動議は賛成者がありますので成立しました。

委員会付託することの動議を議題として採決します。

この動議のとおり、決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（稲葉勝男君）　賛成少数です。

○議長（稲葉勝男君）　委員会付託することの動議は付託しないことに決定しました。

質疑に入ります。

清水清一君。

○７番（清水清一君）　この条例案でございますけれども、第３条に支援センターに置くべき職員という形で、保健師１名、社会福祉士１名、主任介護支援専門員１名という形があります。これは、法律のほうを見ますと置きなさいと書いてあるわけですけれども、これは１名でなくて、１名以上と。要するに保健師さんがいなくなったときに、１名以上という形であれば、もし２人いたときに１名になるという形も考えられます。一応１名採用だけでやっていくよりは、２名採用があったほうが、人が来てくれればいいんですけれども、でも、そういう１名以上という形で用意していく形も必要ではないのかなと考えますが、町長、この１名と、もし欠けた場合はまずくなるわけですから、１名以上にしていくほうがいいんではないかなと考えますが、どう思いますか。

○議長（稲葉勝男君）　町長。

○町長（梅本和熙君）　お答えいたします。

保健師とか社会福祉士という職種の人たちに就業していただくというのは、非常に難しいわけでありまして、そういう中でこの３条の２項がございまして、それらに準ずる者として次の各号に定める者とすることができるということで、いわゆる保健師が就業してくれない場合には、保健師に準ずる者として地域ケアとか地域保健等に関する経験のある看護師、准看護師を除く看護師ということでいいですよということが３号まで書いてございます。そういう形の中でやっているわけで、保健師１人以上としますと、必ず１名用意しなければならないということになろうかと思いますもので、こういう条文になったと思います。

○議長（稲葉勝男君）　清水清一君。

○７番（清水清一君）　いろいろな考え方があるんですけれども、この条例を読んでも、必ず１名は用意しなさいということですから、その２項で困難である場合と書いてあるんですけれども、これを残していてもいいと思うんですけれども、１名以上用意するという形で保健師さんを考えてもいいかなと私は考えます。この答弁はまた同じでしょうから要らないんですけれども、１名以上でもよかったんではないかなと考えます。

○議長（稲葉勝男君）　答弁は必要ですか。

○７番（清水清一君）　要らないです。

○議長（稲葉勝男君）　質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君）　次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君）　討論する者もありませんので、討論はないものと認め、討論を終わります。

採決します。

議第95号　南伊豆町地域包括支援センターの運営及び職員の基準を定める条例制定については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（稲葉勝男君）　全員賛成です。

○議長（稲葉勝男君）　よって、議第95号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第９６号の上程、説明、動議の提出、質疑、討論、採決

○議長（稲葉勝男君）　議第96号　南伊豆町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例制定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　議第96号の提案理由を申し上げます。

本議案は、平成24年８月に成立しました子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第34条第２項、第46条第２項により、市町村は施設型給付の支給に係る施設として確認する教育・保育施設について、運営に関する基準を定めなければならないと規定されたことから、施設の設備、整備、利用定員、職員配置等の基準等について定めるものです。

詳細につきましては健康福祉課長から説明させますので、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（稲葉勝男君）　提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

健康福祉課長。

〔健康福祉課長　黒田三千弥君登壇〕

○健康福祉課長（黒田三千弥君）　議第96号の内容説明を申し上げます。

条例制定の背景につきましては、今、町長が提案理由で申し上げたとおりでございます。

条例制定の考え方でございます。本町における条例制定の方向性としましては、子ども・子育て支援法で内閣府令で定める基準に従い定める、要は、従うべき基準とされる基準につきましては、省令のとおりとして制定いたします。また、内閣府令で定める基準を参酌する、以下、参酌すべき基準とされる基準につきましては、地域の実情に応じて異なる基準を定めることが許容されておりますが、本町における利用の実態及び実情を踏まえ、省令のとおり制定することといたしました。

若干ですが、条例の要旨等に触れていきたいと考えます。

趣旨でございます。先ほど申しましたように、この条例は、子ども・子育て支援法、これが平成24年の法律第65号でございます、第32条第２項及び第46条第２項の規定に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるものでございます。

第３条でございますが、「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者は、良質かつ適切な内容及び水準の特定教育・保育又は特定地域型保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない。」と定めております。

第４条以下、それぞれ運営に関する基準を定めるものでございまして、その基準は国の基準と同文で引用して定めさせていただきました。

非常に条文が長うございますが、条例の施行期日等につきましては、子ども・子育て支援法、先ほどの法律でございますが、の施行の日から施行いたします。政令で施行日がまだうたわれておりません。一応平成27年４月１日を見込みまして、この条例を上げさせていただいております。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（稲葉勝男君）　内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

清水清一君。

○７番（清水清一君）　先ほどと同じで、また提案をさせていただきますけれども、先ほども言いましたけれども、ここ10年間、新設条例は必ず常任委員会に付託して行ってきたわけでございます。それを今回、常任委員会に付託しないでやるということは、初めてで異例なことですので、常任委員会に付託するべきだと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（稲葉勝男君）　ただいま清水清一君から議第96号については委員会へ付託したい旨の動議がなされました。

この動議について賛成者はありますか。

〔「はい」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君）　ただいま清水清一君から委員会付託することの動議がなされました。この動議は賛成者がありますので成立しました。

委員会付託することの動議を議題として採決します。

この動議のとおり、決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（稲葉勝男君）　賛成少数です。

よって、委員会付託することの動議は付託しないことに決定しました。

質疑を求めます。

清水清一君。

○７番（清水清一君）　大変いい条例なんですけれども、この28条、情報の提供等がございます。その２項のほうで、特定教育・保育施設は、特定教育・保育施設について広告する場合において、その内容を虚偽するもの、また誇大なものとしてはならないと書いてありますけ

れども、南伊豆幼保園の場合も募集をかけるんですけれども、これはもし広告を打つということは、悪い話じゃないんですけれども、民間もあり得るというふうに私は解釈してもいいのかどうか、お伺いいたします。

○議長（稲葉勝男君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（黒田三千弥君）　議員仰せのとおりでございます。

この条例は、私どももこの条例策定に当たりましては、要はうちのほうは公設公営なものですから、どういう解釈をするかということでしたが、当然そのいろいろな資料が出ておりまして、もともとこの条例というのは、国のほうから法律が成立されましたが、事の起こりはやはり少子化対策、子育て支援、待機児童の解消というものが大きく根底にあろうかと思います。当然、南伊豆ですと公設公営の施設しかございませんが、大都市等につきましては、民設民営等がございまして、そちらのほうの施設もこの施設の中に組み込まれた条例になっております。おっしゃるとおりでございます。

○議長（稲葉勝男君）　清水清一君。

○７番（清水清一君）　わかりました。

となると、じゃ、30条の苦情解決というところになりますけれども、30条の５項の特定教育・保育施設は、市町村の求めがあった場合には改善の内容を当該市町村に報告しなければならないという、要するに苦情処理をやった場合、市町村からの求めがあった場合、どんな内容だったのか聞くようになる形だと思うんですけれども、南伊豆町の場合は、公設公営ですから町になっちゃうんですけれども、もし民間が来た場合、これは町が聞くまでは、こういうことがあったというのがわからないんではないかなと考えます。

ですから、この条例を今度また修正するときにでも、この「市町村からの求めがあった場合」というものをとった形で読むと、苦情等があった場合は町に報告するという形になってまいりますので、それも考えておいたほうがいいと思いますが、どう考えますか。町長。

○議長（稲葉勝男君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（黒田三千弥君）　議員のおっしゃることは、この「市町村からの求めがあった場合」を削除し、要は苦情があった場合等につきましては、必ず市町村に報告する義務を与えなさいと、条文に書き込めと、そういうようなご趣旨でよろしいでしょうか。

正直言って、これは内閣府令のほうから来た省令を基準にまとめたものでございますので、私ども、そこまで深読みして対応は考えていないのが正直でございます。ただ、この条文を記載することによって、それは十分、要は通せるものというふうに私は解釈してございます。

以上でございます。

○議長（稲葉勝男君）　質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

横嶋隆二君。

○１１番（横嶋隆二君）　本案に対して反対の討論を行います。

法律に基づく条例制定ということですが、この内容は、保育事業に対して企業参入を拡大する内容になっております。少子化で人口がだんだん減少する、国の一大施策が求められているとき、国・自治体の責任を後退させて、保育に企業参入させる基準を緩和する、保育格差を拡大していくことになるということで、制度そのものに対して反対をするものであります。南伊豆町は公設公営でやっていますが、そのありようを堅持して進んでいくことを切に願うものであります。

以上をもって新設の条例に関しては反対の意思を表明します。

○議長（稲葉勝男君）　次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君）　討論する者もありませんので、討論はないものと認め、討論を終わります。

採決します。

議第96号　南伊豆町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例制定については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（稲葉勝男君）　賛成多数です。

よって、議第96号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第９７号の上程、説明、動議の提出、質疑、討論、採決

○議長（稲葉勝男君）　議第97号　南伊豆町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　議第97号の提案理由を申し上げます。

本議案は、児童福祉法が一部改正され、市町村は放課後児童健全育成事業の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならないとされたことから、設備、開所日数、職員等についての基準を定めるものです。

詳細につきましては健康福祉課長から説明させますので、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（稲葉勝男君）　提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

健康福祉課長。

〔健康福祉課長　黒田三千弥君登壇〕

○健康福祉課長（黒田三千弥君）　議第97号の内容説明を申し上げます。

条例の制定背景につきましては、提案理由で町長が述べたとおりでございます。

本条例の考え方としては、前条例と同じ考えで参酌、従うべき基準、それぞれ国の省令と同文でございます。ただ、国の省令が本条例は厚生労働省令で定める基準になってございます。そこだけ違うものでございます。

それでは、条例の内容について少し、うちのほうの放課後児童クラブが実際ございますので、それは先ほど申したように、厚生労働省令に基づく、もとはガイドラインというもので、要はうちのほうの整備規則等が定めておったと認識しております。それで、若干触れてみたいと思いますので、趣旨でございますが、先ほど児童福祉法の第34条の８の２第１項の規定に基づき、放課後児童健全育成事業の整備及び運営に関する基準を定めるといたします。

第５条でございます。放課後児童健全育成事業の一般原則でございます。

放課後児童健全育成事業における支援は、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものについて、家庭、地域等との連携のもと、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的とい

たします。

つまり、小学校に就学している児童が対象ということです。ご存じのとおり、本町におきましては、南中小学校の未利用教室を使って、今現在実施されているところでございます。本条例の適用事業所になります。

第10条でございます。次のページになりますが、職員について記述がございます。

放課後児童健全育成事業者は、事業所ごと放課後児童支援員を置かなければなりません。放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに２人以上といたします。ただし、その１人を除き、補助員、放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者を補助員と申しますが、をもってこれにかえることができます。

また、児童の数は、１事業所おおむね40人以下といたします。本町の事業につきましてデータをとりましたところ、この40人以下ということの条例の規定で定めるものと合っていると、基準と合っているという状況でございます。

第18条でございます。３ページめくっていただきまして、第18条、開所時間及び日数でございます。

放課後児童健全育成事業を開所する時間については、小学校の授業の休業日に行う場合は、つまり休みのときということですけれども、１日につき８時間以上、小学校の授業の休業日以外に行う場合、つまり小学校がやっているとき、学校が開校されているとき、につきましては、１日につき３時間以上を原則とし、開所する日数については、１年につき250日以上を原則といたします。この条例の規定につきまして、本町で行っている事業につきましては、この条例を十分満たすものであるということでございます。

条例の施行日でございますが、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日から施行いたします。これも政令で定めることになっておりますが、27年４月１日を予定されているものでございます。

内容説明につきましては以上でございます。

○議長（稲葉勝男君）　内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

清水清一君。

○７番（清水清一君）　これも先ほどと一緒で委員会付託するべきだと。要するに先ほどから何度も言っていますけれども、ここ10年間以上、新設条例は必ず委員会付託をしてきたと。

常任委員会に付託してきたという形でございます。今回これだけ数があるんですけれども、委員会付託をしていないという形はありますけれども、これも新設条例、きちんと委員会でやるべきだと思いますので、委員会付託を要望いたします。

○議長（稲葉勝男君）　ただいま清水清一君から議第97号については委員会へ付託したい旨の動議がなされました。

この動議について賛成者はありますか。

〔「はい」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君）　ただいま清水清一君から委員会付託することの動議がなされました。この動議は賛成者がありますので成立しました。

委員会付託することの動議を議題として採決します。

この動議のとおり、決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（稲葉勝男君）　賛成少数です。

よって、委員会付託することの動議は付託しないことに決定しました。

質疑に入ります。

清水清一君。

○７番（清水清一君）　これは大変いい条例なんですけれども、私も思うのは、やはり第17条、苦情への対応という形でございます。この３の２行目にあります運営適正化委員会というのは、これは何ですか。内容等をお教えしていただきたいのと、適正化運営委員会が行う調査にできる限り協力しなければならないのではなくて、「できる限り」をとって、調査委員会が調査に来たら協力しなさいという形で、できる限りじゃなくて、それをとったほうがいいんではないかなと思いますが、当局の考え等をお伺いいたします。

○議長（稲葉勝男君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（黒田三千弥君）　お答えいたします。

第17条、社会福祉法の第83条の関係でございますが、大変申しわけございません、私、資料をお持ちしておりませんので、ちょっと説明が十分できません。申しわけございません。

○議長（稲葉勝男君）　それでは、暫時休憩いたします。

休憩　午後　２時０６分

再開　午後　２時１２分

○議長（稲葉勝男君）　それでは、休憩を閉じ会議を再開いたします。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（黒田三千弥君）　お答えいたします。

手持ち資料がなく、大変お時間をいただきまして、申しわけございませんでした。

ご質問の第17条第３項の社会福祉法の引用と適正化委員会についての記述について、できる限り協力しなければならないとなっていますが、このくだりでいいのかということがございました。

まず、すみません、運営適正化委員会、どこが条文で定めてどこに置かれるものか、それ自体、私は把握してございませんでした。失礼いたしました。ちょっと条文を読ませていただきます。「都道府県の区域内において、社会福祉サービス利用援助事業の適切な運営を確保するとともに、福祉サービスに関する利用者等からの苦情を適切に解決するため、都道府県社会福祉協議会に、人格が高潔であって、社会福祉に関する識見を有し、かつ、社会福祉、法律又は医療に関し学識経験を有する者で構成される運営適正化委員会を置くものとする。」ということで、社会福祉法で定めてございます。

ですから、要は利用者のほうから事業所に対して苦情等があった場合には、そこに連絡が行き、そこの調査があった場合には、事業所が適切に協力しなさいというくだりでございます。このとおりの解釈でよろしいんではないかと思います。

以上でございます。

○議長（稲葉勝男君）　清水清一君。

○７番（清水清一君）　県の社協が来て調査したいよと言ってくるという話なんですけれども、この中で「できる限り協力」ではなくて、やはりそういうところが来た場合、協力するという形で、これからも「できる限り」という言葉をとる方向で考えていったほうがいいんではないかなと私は考えますが、当局の判断はどう思いますか。

○議長（稲葉勝男君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（黒田三千弥君）　おっしゃることは理解できました。

ただ、私はこの記述でも、要は運営事業所がその調査等があった場合に、協力を拒むことができるかもしれませんが、実際運営に当たっては、この条文で対応できるものと理解しております。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君）　次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君）　討論する者もありませんので、討論はないものと認め、討論を終わります。

採決します。

議第97号　南伊豆町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（稲葉勝男君）　全員賛成です。

よって、議第97号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第９８号の上程、説明、動議の提出、質疑、討論、採決

○議長（稲葉勝男君）　議第98号　南伊豆町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例制定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　議第98号の提案理由を申し上げます。

本議案は、児童福祉法が一部改正され、市町村は家庭的保育事業等の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならないと規定されたことから、設備、職員等の基準を定め

るものです。

詳細につきましては健康福祉課長から説明させますので、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（稲葉勝男君）　提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

健康福祉課長。

〔健康福祉課長　黒田三千弥君登壇〕

○健康福祉課長（黒田三千弥君）　議第98号の内容説明を申し上げます。

条例の制定背景等につきましては、町長が提案理由で申し上げたとおりでございます。

条例の制定の考え方につきましては、前条例と同じく、厚生労働省令で定める基準で参酌、従うべき基準のとおりに制定させていただきました。

若干内容についてご説明をさせていただきます。

趣旨でございますが、この条例は、児童福祉法の第34条の16第１項の規定に基づき、家庭的保育事業等の設備、運営に関する基準を定めるものでございます。

第２条、ちょっと耳なれない言葉だと思いますので、用語の定義がございますので、若干そこを確認します。

第２条第５号にうたっておりますが、家庭的保育事業でございます。本町には、以下の事業、家庭的保育事業を含めた事業は、現在実施されておりません。実際に条例で定める必要があるのかという疑問が生じたんでございますが、県等に確認したところ、今後、事業所が起こり得る可能性もあるので、条例で定めなさいということのご指摘がございましたので、条例制定させていただくものでございます。

続きまして、小規模保育事業でございます。６人から19人を定員とするものでございます。

居宅訪問型保育事業、これにつきましては、事業所に子供を受け入れてサービスを提供するものではなく、居宅において１対１で保育をするものでございます。内容的には、病気等で通所ができないお子さんの方等が対象となる、非常に限定されるものでございます。

もう一点、８号でございますが、事業所内保育事業、本町にもこれはございません。言葉のとおりでございまして、事業所が事業所内に保育施設を設けるということでございます。近隣ですと、下田メディカルセンター等でやっていらっしゃるところが該当になろうかなというふうに考えております。

一般原則を第５条で定めておるものでございます。家庭的保育事業者等は、法に定めるそ

れぞれの事業の目的を達成するために、必要な設備を設けなければならないということを定めてございます。

第６条以下、運営に関する基準を定めておるものでございます。

条例の施行日につきましては、前２条例と同様に、子ども・子育て支援法の施行日から施行すると、27年４月１日を予定されているところでございます。

以上でございます。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○議長（稲葉勝男君）　内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

清水清一君。

○７番（清水清一君）　これも先ほどと同じ理由で委員会付託するべきだと考えます。先ほども言いましたけれども、ここ10年間来、南伊豆町議会では新規条例については必ず委員会付託を行ってきた。今回初めてこの５つか６つですか、新規条例があるんですけれども、委員会付託されていない。これまで議会の中で委員会付託されないというのは、まことに異常な事態であると考えますので、委員会付託するべきだと考えますので要望いたします。

○議長（稲葉勝男君）　ただいま清水清一君から議第98号については委員会へ付託したい旨の動議がなされました。

この動議について賛成者はありますか。

〔「はい」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君）　ただいま清水清一君から委員会付託することの動議がなされました。この動議は賛成者がありますので成立しました。

委員会付託することの動議を議題として採決します。

この動議のとおり、決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（稲葉勝男君）　賛成少数です。

よって、委員会付託することの動議は付託しないことに決定しました。

質疑に入ります。

清水清一君。

○７番（清水清一君）　またこの条例、２条にいろいろ定義等ございましたけれども、27条、小規模保育事業者の中には、Ａ型、Ｂ型、Ｃ型とあると書いてありますけれども、このＡ型、Ｂ型、Ｃ型の違いはどういうふうに読めばいいのか、お伺いいたします。

○議長（稲葉勝男君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（黒田三千弥君）　すみません、ちょっと資料を出しますので、お待ちください。

お答えいたします。

家庭的保育につきましては、全て２歳児までの対象と理解しています。それで、Ａ型、Ｂ型、Ｃ型でございますが、これは、職員の配置によるものでございます。それが大きな違いと考えます。

Ａ型は、保育士が置かれなければなりません。Ｂ型は、職員、第31条で規定がございます。Ｃ型は、要は家庭的保育者等で、保育士がなくても家庭的保育者であればよしというところが大きな違いでございます。Ｂ型とＡ型は若干似ているんですけれども、職員が保育士で、Ｂ型のほうにつきましては、保育士その他の保育に従事する職員として町長が行う研修を修了した者の配置でよろしいというところで、若干この支給単価も、支給決定を町がするんですけれども、これは法律で定めていますけれども、当然そのサービスを受ける単価も職員配置等で単価に差が出てきます。

すみません、しどろもどろの回答で申しわけございませんでした。

○議長（稲葉勝男君）　清水清一君。

○７番（清水清一君）　後でいいんですけれども、これの一覧表、何かわかりやすい表をできたらつけていただけたらなと考えますので、それを要望しておきます。

○議長（稲葉勝男君）　質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君）　次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君）　討論する者もありませんので、討論はないものと認め、討論を終わります。

採決します。

議第98号　南伊豆町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例制定については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（稲葉勝男君）　全員賛成です。

よって、議第98号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

ここで２時40分まで休憩します。

休憩　午後　２時２６分

再開　午後　２時４０分

○議長（稲葉勝男君）　休憩を閉じ会議を再開いたします。

◎議第９９号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（稲葉勝男君）　議第99号　平成26年度南伊豆町一般会計補正予算（第７号）を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　議第99号の提案理由を申し上げます。

本議案は、補正予算額5,935万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ47億7,295万7,000円とするものです。

歳出の主なものは、地域づくり推進費に803万4,000円、社会福祉総務費に852万7,000円、農業振興費に216万9,000円、温泉管理費に1,200万円、道路維持費に596万円、学校管理費に433万8,000円などとなっております。

また、これらの歳出に対応する財源として、地方交付税1,791万5,000円、国庫支出金297万6,000円、寄附金2,300万円、町債1,090万円などをそれぞれ追加するものです。

詳細につきましては総務課長から説明させますので、ご審議のほど、よろしくお願い申し

上げます。

○議長（稲葉勝男君）　提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長　小嶋孝志君登壇〕

○総務課長（小嶋孝志君）　それでは、議第99号の内容を申し上げます。

８ページ、９ページをごらんいただきたいと思います。

第２表　地方債補正でございますが、歳入の事項別明細書においてご説明させていただきますので、よろしくお願いしたいと思います。

それでは、歳出から主なものについてご説明を申し上げます。

20ページ、21ページをごらんいただきたいと思います。

２款１項12目地域づくり推進費を803万4,000円増額し、３億7,555万4,000円としたいものでございます。８節報償費750万円は、ふるさと納税の記念品代でございます。

24ページ、25ページをごらんいただきたいと思います。

３款１項１目社会総務費を852万7,000円増額し、３億1,086万8,000円としたいものでございます。20節扶助費575万円は、更生医療の増額によるものでございます。

23節償還金、利子及び割引料304万8,000円は、障害者医療費等の確定による返還金でございます。

30ページ、31ページをごらんいただきたいと思います。

５款１項１目農業委員会費を179万3,000円増額し、427万円としたいものでございます。13節委託料179万3,000円は、インターネットにより農地情報を公開するためのシステム改修委託料でございます。

５款１項３目農業振興費を216万9,000円増額し、2,674万1,000円としたいものでございます。８節報償費200万円は、有害鳥獣捕獲に基づき推計し、増額するものでございます。

32ページ、33ページをごらんいただきたいと思います。

６款１項６目温泉管理費を1,200万円増額し、2,626万3,000円としたいものでございます。13節委託料1,200万円は、銀の湯会館改修工事に伴う実施設計委託料でございます。

34ページ、35ページをごらんいただきたいと思います。

７款２項１目道路維持費を596万円増額し、8,197万5,000円としたいものでございます。15節工事請負費490万円の内訳は、加納前ノ原線の減速マーク補修工事に150万円、下賀茂区

内７号線の下水道工事に伴う護岸工事に190万円、下賀茂区内２号線のＵ字溝設置に伴う道路維持工事150万円でございます。

次に、２目道路新設改良費を270万円増額し、9,874万9,000円としたいものでございます。15節工事請負費210万円は、青野Ｂ線の木柵設置に伴う側溝改良工事でございます。資料がお手元にございますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

次に、40ページ、41ページをごらんいただきたいと思います。

９款３項１目学校管理費を433万8,000円増額し、4,605万円としたいものでございます。15節工事請負費250万円は、南伊豆中学校体育館屋根の補修工事でございます。

42ページ、43ページをごらんいただきたいと思います。

９款４項４目図書館費を193万6,000円増額し、1,413万7,000円としたいものでございます。７節賃金187万6,000円は、臨時職員を１名増員したことによるものでございます。

44ページ、45ページをごらんいただきたいと思います。

11款１項２目利子を191万7,000円減額し、6,666万9,000円としたいものでございます。23節償還金、利子及び割引料191万7,000円の減額は、利子の見直しによるものでございます。

続きまして、歳入の主なものについてご説明をいたしたいと思います。

14ページ、15ページをごらんいただきたいと思います。

10款１項１目地方交付税を1,791万5,000円増額し、18億7,087万5,000円としたいものでございます。１節地方交付税1,791万5,000円は、普通交付税でございます。

14款１項１目民生費国庫負担金を287万5,000円増額し、１億7,013万2,000円としたいものでございます。１節社会福祉費負担金287万5,000円は、障害者自立支援給付費負担金でございます。

続きまして、15款２項４目農林水産費県補助金を196万1,000円増額し、2,614万6,000円としたいものでございます。１節農業費補助金196万1,000円のうち農業委員会補助金は、農地情報のシステム改修補助金でございます。

17款１項３目ふるさと寄附金を2,300万円増額し、4,500万円としたいものでございます。１節ふるさと寄附金2,300万円は、ふるさと納税の実績に基づき推計し、増額するものでございます。

16ページ、17ページをごらんいただきたいと思います。

21款１項１目土木債を1,020万円増額し、6,360万円としたいものでございます。１節道路橋梁債1,020万円は、過疎債及び事業費の確定により充当先の変更のため、道路改良整備事

業債を210万円減額し、橋梁改良整備事業債を1,230万円増額するものでございます。

４款消防債を70万円増額し、1,720万円としたいものでございます。１節消防債70万円は、緊急防災・減災事業債への振りかえにより、消防施設整備事業債を1,450万円減額し、緊急防災・減災事業債を1,520万円増額するものでございます。

次に、12ページ、13ページをごらんいただきたいと思います。

歳出の合計でございますが、補正前の額47億1,360万4,000円、補正額5,935万3,000円、計47億7,295万7,000円であります。

補正額の財源内訳でございますが、国県支出金667万円、その他86万8,000円、一般財源5,181万5,000円となっております。

以上で内容説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（稲葉勝男君）　内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

谷正君。

○４番（谷　　正君）　補正の34、35ページの工事の関連で、これは直接ではないんですが、まず、産業観光課長にお聞きしますが、例年どおりやっていますみなみの桜と菜の花まつりの27年にやるイベントの期間は、例年ですと２月５日から３月10日前後ですが、どうなっているのかちょっとお答え願います。

○議長（稲葉勝男君）　産業観光課長。

○産業観光課長（齋藤重広君）　お答えいたします。

第17回のみなみの桜と菜の花まつりですが、今回から開始のほうが２月10日からになりまして、終わりが３月10日ということで、５日間ほど今までより短くはなります。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　谷正君。

○４番（谷　　正君）　それで、例年、桜と菜の花まつりの期間に工事等が行われていると。これは、国・県の部分にしろ、町道にしろ、それから下水にしろ、ここにも下賀茂区内線だとかいろいろ載っているんですが、私の知る限り、12月のこの議会が終わって入札等をやって、年の暮れ、正月をまたいで落札した業者さんがやるということで、３月20日までにというようなことが一般的だと思うんですが、ことしのお客さんのいわゆる歩くやつを見ますと、メーンの河川だけではなくて、旧の下賀茂の裏道等も相当お客さんが歩いておられるというようなことだと私は思ったんですが、それを町もそうなんですが、国・県にも言っていただ

いて、その区間は緊急以外のものについては工事を中止というか、その間、工事をやらないようにというような考えができるのかできないのか、それを考えているのか。

例年そういうものは必ず問題になりまして、観光バスが結構メーンに、鉄道がないものですから南伊豆町は、なってきますよね。ご存じのように南伊豆へ入るのは４カ所ですよね。旧マーガレットラインから、蛇石から、一條から、それからメーンの下田からというふうに。それで、観光バスが多いものですから、そういういわゆる車両が片側でもう、都会の人たちの運転手というのは、相当狭い道というのになれていないからというふうな話も聞いているものですから、その辺の関係をどう考えているのか。課長の答弁なのか、指名委員会の委員長の副町長なのか、どちらかでそういう面を、いわゆる観光協会なり何なりとの調整ができるのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（稲葉勝男君）　副町長。

○副町長（松本恒明君）　お答えいたします。

基本的には、まつりの期間中は工事をやらないという大原則の中で動いております。また、細かな各建設課とかの所管については担当課長から説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（稲葉勝男君）　建設課長。

○建設課長（鈴木重光君）　お答えします。

国・県道に関しては、年末と桜の期間の自粛路線というのが決まっていまして、工事を一時中止するということは決まっております。

町道に関しては、路線を見ながら検討をしているということになるかと思いますけれども、建設課のほう、あとは上下水道課を絡めて今後協議をしたり、県にも要望を、多分、県道ですと、市之瀬のほうの路線で道路工事が発注になるかと思うんですけれども、その辺も状況を見ながら各課、県との協議をしながら、今後いい方向で検討していきたいと思っております。

○議長（稲葉勝男君）　谷正君。

○４番（谷　　正君）　今、課長の答弁をいただいたんですが、県のほうは、今課長の答弁のように柔軟に、二、三年前から対応するというような話も聞いているものですから、それはぜひやっていただいて。

そうしないと、例のバスの関係で南伊豆へ首都圏から来る場合は、運転手が今まで１人でよかったのが２人で来るというようなこともありますし、それから、先日も私の質問の中に

も、町長の答弁の中でインバウンド等の関係で来たときに、外国のお客さんというのは当然、バスで来るわけですよ。あるバス会社に聞きましたら、南伊豆まで来るのに片道２時間半、往復５時間かかりますと。そうすると、そういうツアーの時間がプラスしなければならないというような形で、無理に来ているというような状態もあるらしいものですから、そういう面をスムーズにいくような形でこれは配慮が必要だと思うものですから、その辺を関係者で、国の事業であっても町と土木事務所等で協議して、それはいい方法で進めていただきたいと思います。

○議長（稲葉勝男君）　清水清一君。

○７番（清水清一君）　お伺いいたします。歳入のふるさと寄附金という形で2,300万円、14、15ページに書いてあります。2,300万円ありまして、歳出のほう、20ページ、21ページの先ほど総務課長が説明していただきましたけれども、記念品代750万円という形で、差し引き1,400万円あるわけですけれども、この1,400万円の行き先はどのようになっているのか、あるいはどうしていくのかをお伺いいたします。

○議長（稲葉勝男君）　企画調整課長。

○企画調整課長（谷　半時君）　お答えいたします。

まず、ふるさと寄附金については、あくまでも寄附金なものですから、2,300万円ということでもって歳入という形になります。また、この先にはいわゆるふるさと応援基金という形でもって、基金という形で積み立てます。それとは少し、ふるさと寄附金でもって充当ということではなく、いわゆる記念品という形でもって一般財源になりますけれども、その一般財源の中で一応750万円ほど、記念代という形でもって支出をしていくという形になります。また、この記念品につきましては、さまざまな特典がありますので、いわゆる地場産品であるだとか海産物、それから温泉メロン等々に支払うという形になります。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　清水清一君。

○７番（清水清一君）　私が聞きたいのは、ふるさと納税寄附金があって、基金にする予定もあるんだけれども、全額が行くわけではなくて、３分の１ぐらいは記念品代になっていると。残りの３分の２ぐらいが基金にするのか、それともどうするのかと、どうしているのかを聞きたいんですけれども、残りの３分の２は大体どっちなのか。ただ、この全体の中に入れてしまっているのか、あるいは目的として基金にしているのか。あるいはその数字は、予算的に基金とする場合、予算づけとしてそこの基金はどこのページにあるのか、お伺いいたしま

す。

○議長（稲葉勝男君）　企画調整課長。

○企画調整課長（谷　半時君）　お答えいたします。

基本的には先ほど申し上げましたとおり、いわゆる寄附金については、歳入という形でもって、最終的にある程度金額が決まった段階で、ほとんど３月の補正になるかと思いますけれども、積み立てた金額と同額の金額を歳出のほうでもって基金への操出金という節でもってつくります。いわゆる歳入のほうで寄附金があった分を歳出で繰り出して、それでふるさと応援基金という形でもって積み立てます。それとは別個に、いわゆる特典といいますか、記念品という形でもって、これは一般財源で使っているという形になります。

また、将来的には、ある程度寄附金がかなりの金額になってきておりますので、そちらについてはまた今後、使用方法につきましては検討していきたいというふうに考えているところであります。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　清水清一君。

○７番（清水清一君）　わかりました。ありがとうございました。

もう一つ聞かせていただきたいと思います。40ページ、41ページの委託料、標準学力検査ＣＲＴ業務委託料という形でありますけれども、これは、どういう目的で学力検査の業務委託を行うのか、目的があってやると思うんですけれどもお伺いいたします。

○議長（稲葉勝男君）　教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（勝田英夫君）　お答えします。

昨年度、うちのほうの学力調査の結果が上がりまして、余りいい成績が上げられなかったです。これは事実です。それに対応するために、その理由の一つとしてテストなれ等をしていなかったという反省点を踏まえまして、本年度から取り組もうということで、このテストを導入したいという考えでございます。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　清水清一君。

○７番（清水清一君）　多分そうではないかなと思って、これを見た段階で、ああ、南伊豆は最下位だったから、恥ずかしいから少しは頑張ろうと、町としても協力してやるんだろうなと思ったんですけれども、学力試験は４月だか５月の頭ごろにあるという話を聞いていますので、今のうちに一生懸命やっていかないと試験なれしないんではないかなと思いますので、

教育長も一生懸命何か考えていただいて、やっていただきたいと思いますが、教育長の決意等をお伺いいたします。学力検査についての、このＣＲＴやるからにはというお話をお願いいたします。

○議長（稲葉勝男君）　教育長。

○教育長（小澤義一君）　今議員の仰せのとおり、頑張ってやっているところです。

なお、つけ加えですけれども、このＣＲＴというのは、秋田のほうへも視察へ行ってきて、その地区でもやっていると。実は、基本的なことはなれるということはもちろんあるんですけれども、それよりもむしろ、年２回あるんです、これ。確かな力がついているかどうかを各学年でやって、６年とかそういう問題じゃないんです。そして、次の学年へ送り出してあげると、こういう本当の力のために取り入れていますから、何かペーパーテストでこれがというような意味合いともまた、それもありますが、そういうことと確かな学力をつけることが本来の狙いでございます。

○議長（稲葉勝男君）　清水清一君。

○７番（清水清一君）　今、局長もいいことを言っていただきましたが、でも、２年続けて最下位だと、また恥ずかしい感じもしますので、何か考えていただきたいなと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上で終わります。

○議長（稲葉勝男君）　吉川映治君。

○３番（吉川映治君）　ふるさと寄附金のことについて、もう少し教えてください。

先ほどの課長のお話ですと、基金のほうに積み立てるとおっしゃっておりました。しかし、ふるさと寄附金の申込書等を見ると、使途の指定があるんですよね。そうすると、例の今、4,500万という予算立てしているときにも、ある程度いわゆる観光、福祉、文化、スポーツ等の使途の振り分けるところがあるんですけれども、この4,500万については、一切そういうことは何ら今のところは考えていないということなのかということと、実を言うともう一点教えていただきたいんですけれども、21ページなんですけれども、急に飛んですみません、今度は支出のほうになってしまうんですけれども、一番下の交通安全施設設置工事、これはどこをどのような工事をするのかという、この２点についてお伺いしたいんですけれども。

○議長（稲葉勝男君）　企画調整課長。

○企画調整課長（谷　半時君）　お答えいたします。

ふるさと寄附金の積み立てのいわゆる指定別の件だと思います。この件につきましては、

台帳でもって整理をしております。今ざっくり言いますけれども、本年の10月末現在の金額を手持ちの資料で持っておりますけれども、一応10月末現在の積立額が2,900万相当あります。その中の1,400万ほど、「その他目的達成のために町長が必要と認める事業」というものが一番多いです。それ以外は、自然環境だとか景観保全の活用に関する事業という形、これが500万ぐらいになっています。あとは200万なり300万なりという金額になっております。

一応こういう形でもって台帳として整理をしております。この金額をもとに、今後その使用方法というものを考えていきたいというふうに思っております。なので、いわゆる全額を例えば崩して何かに使うという形ではなく、それぞれ目的別に金額を想定して使っていく形になるのかなというふうには考えております。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　防災室長。

○防災室長（渡辺雅之君）　交通安全施設設置工事についてお答えをいたします。

この工事につきましては、10月５日から６日にかけて通過をいたしました台風18号、こちらによりまして、町内各地でカーブミラーが10基ほど破損をしてございます。そちらのほうを今回補正予算に計上させていただきまして、復旧する工事費ということになります。また、これから風が強い季節になってきますので、３基程度、予算残を見ながらまた余計に予算計上させてもらってございます。トータルで13基分を予定してございます。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　長田美喜彦君。

○５番（長田美喜彦君）　ちょっとお聞きしたいんですが、35ページなんですが、今、道路維持事業というのがありまして、工事請負費がありまして、下賀茂区内２号線というのは、これはナカジマではないですか、老人ホームの反対側ではないですか。

○議長（稲葉勝男君）　建設課長。

○建設課長（鈴木重光君）　お答えします。

その小島地区です。

○議長（稲葉勝男君）　長田美喜彦君。

○５番（長田美喜彦君）　それで、ちょっと排水路補修工事というのがありますよね。これはＵ字溝というものだということで聞いておりますけれども、あそこは中へ入ると割と道路が狭いんですね。Ｕ字溝を布設するに当たって、結局、溝ぶた等は考えているのか。というのは、結局、消防とか何かの車自体が入っていって、突っかかるようなことがあってはまずい

んじゃないのと。溝ぶたがあれば、道路が拡張できるんじゃないかなという頭がありますもので、ちょっとその点を伺っておきます。

○議長（稲葉勝男君）　建設課長。

○建設課長（鈴木重光君）　お答えします。

議員のおっしゃられるとおり、ふたを設置いたします。部分的にグレーチングで雨水処理をいたします。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君）　次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君）　討論する者もありませんので、討論はないものと認め、討論を終わります。

採決します。

議第99号　平成26年度南伊豆町一般会計補正予算（第７号）については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（稲葉勝男君）　全員賛成です。

よって、議第99号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第１００号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（稲葉勝男君）　議第100号　平成26年度南伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　議第100号の提案理由を申し上げます。

本議案は、平成26年度法改正による70歳以上の一般被保険者に係る軽減特例措置の段階的廃止等によるソフトウェアの更新に伴う歳出及び一般被保険者延滞金実績見込みによる歳入調整が主な内容となっております。

歳出につきましては、ソフトウェアの更新料として総務費を40万5,000円増額するものです。

また、歳入につきましては、諸収入を40万5,000円増額し、歳入歳出予算の総額を17億300万1,000円とするものです。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（稲葉勝男君）　提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君）　次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君）　討論する者もありませんので、討論はないものと認め、討論を終わります。

採決します。

議第100号　平成26年度南伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（稲葉勝男君）　全員賛成です。

よって、議第100号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第１０１号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（稲葉勝男君）　議第101号　平成26年度南伊豆町介護保険特別会計補正予算（第３号）を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

○議長（稲葉勝男君）　町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　議第101号の提案理由を申し上げます。

本議案は、介護保険法の改正に対応するための介護保険システムの更新作業等に係る費用負担に伴う歳入歳出調整の内容となっております。

歳出につきましては、総務管理費の委託料を464万4,000円、地域支援事業費の介護予防一般高齢者施策事業費委託料を１万2,000円増額するものです。

また、歳入につきましては、一般会計繰入金の事務費繰入金を464万4,000円、雑入を１万2,000円増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ465万6,000円増額し、10億6,476万2,000円とするものです。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（稲葉勝男君）　提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君）　次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君）　討論する者もありませんので、討論はないものと認め、討論を終わります。

採決します。

議第101号　平成26年度南伊豆町介護保険特別会計補正予算（第３号）については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（稲葉勝男君）　全員賛成です。

よって、議第101号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第１０２号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（稲葉勝男君）　議第102号　平成26年度南伊豆町水道事業会計補正予算（第２号）を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　議第102号の提案理由を申し上げます。

本議案は、水道事業会計の収益的収入及び支出のうち、営業費用を351万4,000円増額し、水道事業費の総額を３億1,401万8,000円とするものであります。

資本的収入及び支出では、固定資産売却代金を２万4,000円増額し、資本的収入の総額を１億4,407万4,000円とするものであります。

また、支出については、建設改良費を14万7,000円増額し、資本的支出の総額を２億6,539万3,000円とするものであります。

なお、詳細につきましては上下水道課長に説明させますので、ご審議のほど、よろしくお

願い申し上げます。

○議長（稲葉勝男君）　提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

上下水道課長。

〔上下水道課長　飯田満寿雄君登壇〕

○上下水道課長（飯田満寿雄君）　議第102号の内容説明をさせていただきます。

それでは、予算書第３条に係る収益的収入及び支出から順次ご説明させていただきます。

予算書の17ページをごらんください。

収益的収入及び支出のうち、支出の水道事業費用では、補正予定額を351万4,000円増額し、総額を３億1,401万8,000円としたいものであります。

内訳としましては、３目総係費の法定福利費を33万4,000円増額したいものであります。これは、共済組合負担金が確定したことに伴う更正増であります。

４目簡易水道等費のうち、簡易水道施設修繕のための修繕費を118万円、原油等の高騰により電気料が予想以上に増加したことにより予算不足が発生するため、動力費を200万円増額したいものであります。

次に、資本的収入及び支出につきましては、18ページをごらんください。

資本的収入は、補正予定額を２万4,000円計上し、総額を１億4,407万4,000円としたいものであります。

内訳としましては、１目固定資産売却代金を２万4,000円計上したものであります。これは、水道料金等業務を民間委託したため、不要となった検針用スクーターを払い下げたことによるものであります。

19ページの資本的支出をごらんください。

資本的支出は、補正予定額を14万7,000円増額し、総額を２億6,539万3,000円としたいものであります。

建設改良費のうち、１目水道施設改良費を14万7,000円増額したいものであります。これは、共済組合負担金が確定したことに伴う更正増であります。

補正（第２号）の説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（稲葉勝男君）　内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

渡邉嘉郎君。

○１０番（渡邉嘉郎君）　これは質疑ではございませんけれども、１ページに既決予定量、補正予定量というのが書いてあるんですけれども、これは「予定量」ではなくて、「予定額」じゃないですか。ちょっとその辺の、建設改良工事のところに「既決予定量」と書いてありますけれども、予算のところに。予定額ですか、予定量ですか、どっちですか。

○議長（稲葉勝男君）　上下水道課長。

○上下水道課長（飯田満寿雄君）　業務の予定量なものですから、予定量でございます。

〔「はい、わかりました」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君）　質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君）　次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君）　討論する者もありませんので、討論はないものと認め、討論を終わります。

採決します。

議第102号　平成26年度南伊豆町水道事業会計補正予算（第２号）については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（稲葉勝男君）　全員賛成です。

よって、議第102号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎発議第３号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（稲葉勝男君）　発議第３号　農林漁業用に係る軽油引取税の課税免除措置の恒久化を求める意見書の提出についてを議題とします。

内容説明を求めます。

谷正君。

〔４番　谷　　正君登壇〕

○４番（谷　　正君）　発議第３号を朗読します。

農林漁業用に係る軽油引取税の課税免除措置の恒久化を求める意見書の提出について。

上記の意見書を、別紙のとおり地方自治法第99条及び南伊豆町議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成26年12月９日提出。

南伊豆町議会議長　稲葉勝男様。

提出者、南伊豆町議会議員　谷　　正。

賛成者、これは敬称を省略させていただきます、南伊豆町議会議員　稲葉勝男、賛成者、南伊豆町議会議員　渡邉嘉郎、賛成者、南伊豆町議会議員　齋藤　要、賛成者、南伊豆町議会議員　加畑　毅、賛成者、南伊豆町議会議員　横嶋隆二、賛成者、南伊豆町議会議員　宮田和彦、賛成者、南伊豆町議会議員　吉川映治、賛成者、南伊豆町議会議員　清水清一、賛成者、南伊豆町議会議員　長田美喜彦。

提案理由としまして、軽油引取税を課税免除する特例措置（免税軽油制度）が、平成27年３月末で廃止されると、農林漁業の経営に大きな影響を与え、地域経済に深刻な影響を及ぼすことが懸念されているので、農林漁業の経営の自立化、安定化を図る観点から、軽油引取税の課税免除措置を恒久化するよう強く要望する意見書を提出するものであります。

１枚めくってください。

理由としまして、別紙記載のとおりであります。

それで、送付先は、内閣総理大臣、記載のとおりであります。

提出先につきましては、２枚目をめくっていただきまして、内閣総理大臣以下、記載のとおりであります。

以上であります。

○議長（稲葉勝男君）　これより質疑に入ります。

清水清一君。

○７番（清水清一君）　谷議員、ありがとうございます。

これはいい話でいいんですけれども、参議院議長はどう考えておったのか。衆議院じゃなくて参議院。

○議長（稲葉勝男君）　谷正君。

○４番（谷　　正君）　これは、とりあえず大臣のほうに出すということで、関係大臣ということで。これは、関係地方公共団体統一様式ということで今回、意見書を提出させていただくということです。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君）　次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君）　討論する者もありませんので、討論はないものと認め、討論を終わります。

採決します。

発議第３号　農林漁業用に係る軽油引取税の課税免除措置の恒久化を求める意見書の提出については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（稲葉勝男君）　全員賛成です。

よって、発議第３号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎各委員会の閉会中の継続調査申出書

○議長（稲葉勝男君）　日程第20、閉会中の継続調査申出書についてを議題とします。

議会運営委員会委員長、第１常任委員会委員長、第２常任委員会委員長、予算決算常任委員会委員長、行財政改革調査特別委員会委員長、議会改革調査特別委員会委員長、共立湊病院跡地利活用調査特別委員会委員長から会議規則第75条の規定により、お手元に配付いたし

ました「所管事務調査、本会議の会期日程等、議会の運営及び議長の諮問に関する事項」についてなど、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君）　異議ないものと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉議及び閉会宣告

○議長（稲葉勝男君）　本日の議事件目が終了しましたので、会議を閉じます。

12月定例会の全部の議事件目が終了いたしました。

よって、平成26年12月南伊豆町議会定例会は本日をもって閉会とします。

閉会　午後　３時２６分

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

平成　　年　　月　　日

議　　長　　稲　葉　勝　男

署名議員　　齋　藤　　要

署名議員　　渡　邉　嘉　郎